

母はその子を哺乳し能はざるか又は適當なる乳母を得ること能はざるか又は一人の乳母に對する費用を辨じ得ざる時は一時の方略として人工的養育法に依頼するより外道なきなりこの時に於ては自然の營養物なる母乳に出来るだけ近く類似せる食物を選ぶは肝要なりとす

人工的食物は凡て小兒の機關の保護生長に必要な物質を含み且つその物質は人乳中に存在する成分と同じ關係の割合にふくまざるべからず。その食物は又密度及び溫度(攝氏三十八度に於ても自然の乳に類似し且つ母乳を飲用すると同じく徐々に規則正しく小兒の胃中に送らざるべからず、終に其食物は暫く取りおかれても敗損せざる種類のものならざるべからず又た避くべき食物は凡て固形食物にして餘り密度の濃き液體も亦然るなり蓋し兒童の滋養器は筋力充分ならざればなり

第二に避くべきものは木材質或は澱粉を含む食物なり何となればこの兩つものは消化に困難なればなり木材質は成人と雖も消化すること能はずして却て粘膜の痲衝を起す傾きあり消化し易き物質も此ものと、ともに食すれば消化し難くなるものなり而してかゝることは兒童によりては更に甚だし小兒が最初の三ヶ月間同化し得るは極めて少量の澱粉のみ何となれば消化の酵母

(一) 牛 乳

は最初の月の間は澱粉に作用せざればなり

幼兒の胃液は稍々長じたる小兒の胃液に比すれば酸性少しかゝる理由あるにより食物中蛋白質の物質を選択するに大に注意を要す。而してこの蛋白性食物は胃液の消化するところとなるものなり消化生理を論ずる時に脂肪は食物の中にて最も重要なことを示したるは之れ吸収の後組織の形成に缺くべからざるものなればなり此の脂肪の形成作用は含水炭素(砂糖或は澱粉)によりて換ふるを得ざるものなりとす。無機鹽類も亦形成を進行せしむるに等しく必要なり故に決して之を輕々に附すべからず。これ等は即ち食物の理論上の物なり實際上に至りては又食物の値と之を用意することの容易なりや否やをもきはめざるべからず

牛乳は或る他の物質よりも一層人乳に酷似するが故に人乳の代用としては第一に考ふべきものなり、その差異は重要なことなり

反應 牛乳の反應は、不定にして或時はアルカリ性なれど、時として搾取せる瞬間に酸性なるあり而して常に極めて容易に酸性となるものなり

比重 牛乳の比重は、一〇二九乃至一〇三三なり、人乳の比重は、一〇二八乃至一〇三四の間にあり

固形成分 牛乳と人乳とに於て同一なれどもその割合にいたりては相同じからず。牛乳は人乳に比すれば固形成分多く、水分少なし、又牛乳は蛋白質と鹽類著しく多しと雖も、脂肪は少量なり、之に反して牛乳は、人乳に比して糖分を含むこと少しとす

母乳含量

牛乳含量

水分	八九、二 布仙	八七、六 布仙
蛋白質	二、三五布仙	四、三〇布仙
脂肪	三、四 布仙	三、八 布仙
糖分	四、八五布仙	三、七 布仙
鹽類	〇、二%	〇、六 布仙

牛乳は人乳の如く授乳時期に従つて變するなり、即ち分娩直後に分泌せられたる乳は少量の水分と多量の類似蛋白質(糖分及び鹽類)を含有し、脂肪の量は殆んど同じ位なり

牛乳の性質は又その食せしむる稜の種類に従ひて變す。麥芽麥糠は酪素と糖分とを變化せずして其のまゝにし、脂肪を増加するのみ之に反して蕪及び釀造所よりの殘餘液、麥酒滓、酒滓を食すると、酒精のために牛を疾ますことあり又釀造所に發芽せる軟弱の麥芽や一部分醱酵状態にある臺所の飲水(豚)にて牛を飼養する時ははじめより乳酸を生じ或はきはめて容易に酸性とならしむ

他種類の稜は、乳に特別なる味を附す、假へば蕪の葉、にら、ねぎ等——春季初めて生せる牧草の如き——にて養ふたる牛乳は兒童にとりて下劑となるものなり

是等の事實は、牛乳をもて幼兒を哺育する家族の爲め、或は牛乳をその目的をもて公賣する市區のために、牛乳を搾取する牝牛の飼養法如何を個人的に若くは公に觀察するの必要を示すものなり。飲水(豚)のにてやしなひたる牛乳の危険なることは度々アメリカのニューヨーク市に於て觀察せしなり、かやうにして養はれたる牝牛は特に結核病にかゝるの傾きあり、されど結核の危険なることは以上の飲水にて養はれたる牝牛に限るにあらず、結核性牛乳をもて、やしなはれたる嬰兒に傳染して結核性疾患を起すことは、判然なる所なり、これ公衆衛生に關する

重大の事柄なりとす、又獨り結核病のみ乳中に運輸せらるゝ傳染病ならず、チブス、猩紅熱、及びデフテリアの如きも、牛乳賣子の家族に流行しつゝありしといへば乳の傳染なりしや明けし

UID 牛乳の選擇

牛乳の選擇に關しては、通常左の如きことは各々心得おくの必要あり
牝牛の飼養 廢物、即ち豚などに與ふるため臺所の餘り物に汁をかけたるもの、或は蒸溜所の廢物にて飼養せる牝牛の危険なることは指摘せり最良の乳は干草の秣をもて飼養せる牛より搾取したるものなるべし。よく干きたる秣は牝牛の爲めには純粹の穀粒なるべし。殊に燕麥、亞摩仁、及び紫馬こやし草を小さく切りたる藁と混和して養ふをよしとす
結核病の外に牛疫又脾脫疽熱にかゝりざるものも危険なり
人もし牛疫にかゝりざる牛よりの乳を煮たてずしてのむ時は特種の口内炎——アフタ性口内炎——にかゝる脾脫疽熱にかゝれる牛より搾取せる乳の危険なるは、實際上理論上豫想するに足るべし

牛疫の我が邦に傳播さるゝや年々諸所に發生し豫防消毒に盡力する大なり

今日に於ては豫防接種法の實驗中なりと雖も大に其効を奏せりといふ。サテ該牛疫より搾取する乳は化學上の成分には取て健乳と大差なしとするも非常に發熱の高き疾病なるが故に絶對的無害なりとは考ふるを得ざるなり。又牛の結核病に關しては輒近大に其豫防につき法律を以て制定せられ、已にツベルクリンの注射實行せられたり

牛乳需用者は、乳の變化を容易に認むべきなり。即ち蛋白質は、特別の分解をなし、アンモニア發生し、乳は特種の粘着性密度を有し之を引き出すときは恰も糸の如しと

牛乳に關するこの注意は必ず心中に銘記すべきことなり

殊に、二三の規則は家庭に於て乳を檢閲し又之を保存するに向つて必要のことなりとす

(三) 牛乳の處理

牛乳を買ふや否や之を煮るは常に安全なり、かく煮らるゝが爲めに傳染性のもととなる病氣の胚腫が直ちに破壊せらる。而して危険なる乳の酸酵を止むるなり。牛乳を煮れば皮を形成す、(乾酪素と乳皮とより成る)このものももし乳嘴を通過する能はざる時は之を取り去るべし。か

くすれば二十五分の一の蛋白質を失へど若し通常用ひる廣き器の代りに狭き首を有つ囊狀の器中に入れて煮る時は皮を作らざるが故に、凡ての損失を避け得べし

乳を前記の狭き口の器にて沸騰點の高さまで上げせ酸酵及び有機質胚種を破壊し密封したる器中に之を入れおけば鐘詰にせる物の如く腐敗することなく充分に保存するを得べし

乳の酸酵を破壊する手段として工夫せられたる冷却装置あり。この方法は熱を與へて煮る方法に比すれば、信頼する價値少し即ち、スワルツ氏の法は乳を搾取るや否や氷の上におき、列氏二度より四度まで冷却す。十時間或は十二時間にして乳皮は離るゝなり——二十四時間以上不變なりとす——されど二十四時間以上乳を保ち得べしとは認むる能はず。然るに熱を加へて有機物を破壊せる乳は數週間保存するを得べし。且つ一般の家族のためには、氷の法は實行し難きことあるや明かなり牛乳の酸味を發するを防ぐために重碳酸曹達を加ふるあり、されどこれ無害なりや否やは疑はし。コルベ氏は乳中にザリチル酸の少量を加へて、之を保存し得べきことを示せり、これ無害なるを證する能はず

乳はガラス磁器に入れ置くべし。金屬器は不可なり、何となれば着色するの恐れあり。され

ば蒸氣を以て乳中の有機物を滅する方法即ち乳を煮る方法を選ぶべし俗間にては煮たる乳は幼兒を秘結さす傾向ありと信する所もあれど時としては正當なることあり、而して煮ざる乳は純粹なりと確信する時に限りて之を飲用すべし

(四) 牛乳稀薄度

水にて稀釋する代りに時として大麥の煎汁、碾割、燕麥、おもゆ、又は犢肉湯を牛乳に混和するは利益あり、これ等の液は胃中に入りて微細の凝乳となるものゝ如し——故に消化し易きなり——この理由によりて蛋白質の大量は嬰兒の機關に吸収せらるゝなり

これらの液は多くは——大麥及碾割燕麥の煎汁の如き——澱粉(幼兒の生理的食物として必要なもの)を含めども其量甚だ少なし、六百グラムの牛乳と四百グラムの大麥煎汁と和してその中に三、六〇〇の澱粉を含むのみ而して此澱粉の量は全一日分として幼兒に有害ならざるなり

大麥にも牛乳にも一の無機物質即ちカリウムを含有す、これ血球及筋組織の營養に重要なり

一般に碾割燕麥は嬰兒の秘結せる時に殊に必要なりといふ、大麥煎汁は下痢の傾きある時に加

ふべし、用ひる時は授乳直前に乳中に液汁を加ふべし、これを長く静置する時は忽ちにして酸酵するならん、多量の石灰を含有する積肉羹は乳汁の良き附加物なり殊にこれは佝僂病の徴候をあらはす幼児の爲めに然りとす

牛乳の温度純粋なる或は稀釋せる牛乳は嬰兒に與ふ時之を三十八度に温むべし、而して飲用の間出来るだけその温度にて保つべきなり或は體温に温度を加減すべし

牛乳を子供に與ふるときには其吸引をたやすくするため乳首のつきたる壺よりすべし乳を吸引する、はたらきは胃腸の消化液の分泌をばげまし、且つ又徐々に胃中に食物を送るやうになすなり、故に乳首はあまり速かに溢出する程大きなは宜しからず、之に反して乳を吸ふに餘り骨折る程少過ぎるも、よろしからず、一度哺乳する時間は——殆んど十五分を要すべし——

吸口の最良の形は弾力ゴムの長き圓き乳嘴なり、骨或は象牙の吸口は堅すぎるなり、マウ及びトムブソンの哺乳器は普ねく用ひうる器なり即ち弾力護膜の吸口の下端に象牙の延板あり、これ吸口の餘り深く口中に入らぬためなり、これは壺の口に適合する護膜管に達す、そのゴム管には他の硝子管を附して壺の下部に至る

杯にてのむ時は早くのみ過ぎるなり、唯杯の利あるは容易に清淨にするを得ることなり

哺乳器を清淨にすべきは重要なことなり、顕微鏡的の細菌は哺乳器又は他の器物中にたやすく發育す、所謂齧口瘡の如き、口腔の疾病は屢々不潔なる器より嬰兒に傳染するものなり、この病毒即ち所謂「オイジウム、アルビカンズ」はゴム管の内外面上に發見せらるゝものなり

故にゴムの内側を翻轉し十分に掃除すべし、瓶を掃除するには白砂或は普通の鹽清水、重曹水を用ふべし、鉛の散彈の如きは決して使用すべからず鉛の散彈にて洗ひ清めたる瓶は瓶中にのこる鉛分により一時の後に曇れる觀を呈すウツフェルマンは久しからずして之に伴ふ危険を目撃せり、年齢一歳の娘、日々嘔吐を繰り返せり、かゝるもの久しかりしが食事規程の凡ての注意と精細なる探索とを以て治療せしむる事能はざりき。或日鉛の散彈を以て充たされたる小さな陶器の碟を發見せり、何のために之を用ひしかを問ひしに瓶を清淨にするために使用せるなるを知りぬ瓶中の乳は鉛及び砒素の痕跡をとめたり由て散彈の使用を禁せしに忽ちにして嘔吐は止みぬ牛乳が兒童と相一致する最良の證據は兒童の平靜なると體重の充分なると且つ大

便の正規的なるにあり

夏季の間は更に數倍の注意を要す、夏季下痢にかゝり易きは哺乳器にて養はれたる兒童に多し、これ人のよく知る所なり故に牛乳は家に受けとるや養ざるべからず、而してラクス紙によりてその酸性なるやを試験すべし、もしもとの乳も酸性なる場合は止むを得ずその反應が中性となるまで石灰水を加へざるべからず

もし反覆的に酸くあらば、ネストル粉或はコンデンスミルクを以て之を代用すべし若し嘔吐或は下痢を起すならば、乳の飲用を全く止めざるべからず何となれば、かゝる境遇にありて連續して牛乳を用ひる時は輕き胃腸加答爾を重からしむるに至るを知らばなり

(五) 山羊乳

山羊乳は牛乳よりも多く脂肪と鹽分とを含み且つ鋭き臭氣あり

山羊乳の凝固とその一般的作用は牛乳に酷似す之を兒童に與へんとせば稀薄にすべし、されど兒童は屢々之を飲むを拒む唯山羊の一大利益なるは、結核病にかゝること稀なるにあり、且つ西洋に於ては牝牛を飼養し得ざる程の貧家にて之を飼養し得る一事なり其秣の周邊に兒童

を横たはらせ直接に兒童を乳養せしむるを得かゝる目的の爲めに最もよきは角なき山羊なりと佛國パリスの貧民局は之に従事せりといふ

(六) 母乳と人工營養法の價値

母乳にて養はれたる兒童の最も幸福に生活しをる——は死亡統計表を見ても明かなりこの統計表の一部は已に掲載したり

母乳にて養育せられたる兒童は人工營養にて哺育せられたる兒に比すれば利益多く發育上一様なりルヌサウ氏は四千百人の兒童につきて、その體重と身長とを測定し、人工を以て養はれたる兒童と、母乳と牛乳とを交代しつゝ養はれたる兒とを比較して純然たる母乳の養育をうけたるものゝ、はるかに優れるを見出せり

(七) 卵

卵は母乳に含まざる越幾斯分を含み卵黄は獨特のものにして、蛋白質、脂肪、鹽類、越幾斯分を含む

卵黄の組成、蛋白一六、五プロセント、脂肪二一プロセント、鹽類一プロセント、越幾斯九ブ

ロセント、水五二、五プロセントを含む

鹽類は人乳に比すれば多くのナトリウム、鐵尙多量の磷酸と少量のカリウム、クロールをふくむ
卵の白味に水、砂糖を混じて用ひれば下痢に効あり

(八) 二歳より六歳までの營養

二歳より六歳までの兒の消化器は、哺乳兒に比すれば大に抵抗力に富むべしと雖も、消化すべき物質によりては障害を蒙り易し、特に二歳の兒にありて然りとす、かく刺戟し易きは乳兒の消化物質に關すると極めて同様の原因を有するに因るなり
食事の度數、兒童は成人と其の食事を同うせず、之れよりも優りて且つ大にその必要量を取らざるべからず、この年齢に相當する兒は日々五度乃至六度位とるの必要あるなり
食物の選擇、重に消化し易きものゝみを選ぶべし、蓋しこの期の兒童の消化管は知覺敏捷にして且つ刺戟し易ければなり、故に澱粉と植物細胞素に富むところの食物を選擇し硬軟共に固形物を存するものを等しく、さげざるべからず、これ容易に胃加答爾をひき起せばなりなほ之を持

續するときは腺病をおこすのみならず屢々痙攣性のものをひきおこす憂あり、これ即ち消化管の神経を刺戟して、強く中心、機關に影響するを以てなり、又有機酸と糖分に富むところの食物を實行することは少からず用心するの必要あり、有機酸は乳兒に與ふ如き有害を容易にあらはさずと雖も糖分を多量に飲食するため、即時に消化せざるときは速やかに酸に變化するものなり

これに由りて是を見れば二歳より六歳までの兒童に禁すべきものは粗製麵麩其他不熟にして有穀の果實、菌類、綠菜、菠薐菜、生菜、馬鈴薯の大量なり、之に反し主なる食物は即ち牛乳なり、之に次ぐは肉、卵、バター、小麦、ビスケット、裸麥、パン及び米類なり、特に消化力の弱き時は強壯劑として必要なるは豆腐料なり、以上のものゝ組成分は已にしらるゝ如し其他につきてはケーニヒ氏の表にて明かなり

(九) 六歳より十五歳までの營養

六歳より十二歳までの小兒の消化器の状態は元來成人のそれとは大なる差なしと雖も未だ完全といふべからず、亦その年期に於ては疾病の數の大人に相應したるものを目撃する、然し其の

消化管の疾病にかゝりやすき丈は嬰兒よりは甚だ減少する様なり
 該年齢の新陳代謝は、幼少のものに比ぶると大いによく知ることを得るも尙ほ望をみたす丈け
 の明瞭を缺く、而して尿中窒素の排泄は呼吸に於ける炭酸排泄と等しくして豫め算用せられ
 たり

體重増加は春氣發動期に至るに従つて、體重と作力と兩つながら非常に増加す、生長するがた
 め段々春氣發動期に近づくに應じて探るべき營養物。特に蛋白質の供給は生理的に基いて履行
 せざれば全然機關の發育上に重き且つ後害を結果する故に注意を要するなり今まではこの多く
 の供給について觀察すること殆んど稀なり

食物の選擇については茲に又再び經驗の示す所に従ふべし、六歳より十五歳の小兒の爲に常に
 不利なるは植物細胞素澱粉及び糖分にとむところの食物なりと、又百分中著しき蛋白質の量
 を得んとせば、動物性食物即ち肉、牛乳、卵及び乾酪よりとるは必要なり、例へばミュンヘ
 ン市の孤兒中よく肥え太りたるは、日々に一七、〇グラムづゝの肉を一週五度並に牛乳を日
 々二五七、〇グラムづゝ取りたりと

飲食物の用法については大いに戒心せざるべからず唯許すべきは薄きカヒーニ牛乳を混じたる
 もの或は弱きビールの如きものゝみ避くべきは強き香料、燃酒煙草の如きものなり。煙草な胃
 腸カタル、心悸亢進、眩暈發作等を頑固ならしめ、又之を久しく嗜むときは、貧血筋薄弱亦
 精神疲勞思考力遲鈍及び總て智力を害ふ。煙草シガラの嗜好より來る害は若年のもの程益大なり
 とす

第六編 細菌學の大意

第一章 細菌の説明

疾病は動物性或は植物性の機生體により起る事多くして即ち動物性の寄生體とは蠅蟲蠅蟲の如く明かに肉眼にて見得るものあり又原蟲の如く幽微なるものあり又植物性の機生體は菌茸中の一種に屬する幽微なる有機體にして多くの傳染病流行病等皆此の有機體の侵襲により來る者にして之を細菌と稱す

細菌に對する學說の開けたるは輓近の事なり其の初め十七世紀の頃にレウベンヘック氏は顯微鏡を用ひて雨水及び唾液を検査して無數の小有機體の混入するを發見しキルヘルス氏も亦腐敗せる肉汁肉片等を検査して小機生體を發見し後千八百三十年頃に至りアーレンベルヒ氏は塵埃及び水中に細菌の存するを見て之を一種の中等動物となせり爾後シュワン氏は微菌と腐敗作用及び酸酵作用と關係あるを發見しバストール氏は或る傳染病より一種の細菌を發見して之れが

病原たるを知り又コッホ氏は數種の細菌を培養し之を別ちて病原菌と非病原菌とを區別し尙細菌の生活状態につきて種々の検査をなし斯學に對する研究の道を開きたり然して此等病原的の細菌は空氣水土中等に存し或は諸種の器物に附着し機會に乗じて呼吸飲食或は觸接等によりて人身を侵害して各特異の疾病を醸すべし

細菌を區別して一、分裂菌或は細菌(バクテリア)二、芽生菌或は酵母三、糸狀菌の三とす

第二章 分裂菌

分裂菌は通常バクテリアと稱するものにして又單に細菌と云ふ此の菌類主として人體及び他の動物體を侵して傳染病の原因となるものなり芽生菌及糸狀菌共に病原をなす事あるも分裂菌に比すれば甚だ少なり

細菌を外形により別ては球狀菌、桿狀菌、螺旋狀菌の三種となる一、球狀菌は球形をなせる細菌にして其孤立するものを單球菌と云ひ二個連接するものを重複球菌と云ひ球數狀をなすものは連鎖狀球菌と云ひ葡萄形をなすものを葡萄狀菌と云ひ四個平面に併列するものを八聯球菌と

第三章 桿狀菌及び螺旋狀菌

桿狀菌は、其形細長にして長短大小あり、螺旋狀菌は、長さコルク抜の状を呈し小さきS字状をなせり

尙好氣性菌として空氣中に存在せざれば生活し得ざるものあり又嫌氣性細菌として空氣なくも能く生育するものあり活物寄生菌は、生活する動植物に好んで寄生し死物寄生菌は動植物に寄生す一般に細菌は攝氏三十七度に於て最も能く繁殖するも或る物は水中又は沸騰せる湯中に於てすら能く生活力を保つものあり然して細菌は空氣水中土中に多く存在すべし

總ての細菌は極めて微少なる有機物を營養とし生育するものにして溫度水分空氣有機物等は生活機能に關する要件なりとす溫度は攝氏三十七度最も良好にして其最低溫度は攝氏十度最高溫度四十度なりとす然るも時として攝氏五十度乃至七十度の間に或は零度以下に於て能く生育するものあり水分は又細菌の生活上必要にして濕潤せる物質中に生育す空氣は細菌の性質により

要するものと要せざる物あるも概して要するもの多し有機物は細菌の生活及び其營養を得る最要素にして窒素は細菌に取り重要な滋養分なり

第四章 細菌分裂と繁殖作用

細菌は二個に分裂するによりて繁殖するものにして其猛烈なるものは一個の分裂菌二十四時間に大約千六萬の新體を造り得べしと云ふ又或るものは其芽胞形成によりて繁殖す芽胞とは楕圓形の小體にして常に菌の體内に存し抵抗力甚だ強きものなり

凡て人體に限らず一般の動植物の疾病は多く此の細菌の原因となり起るものにして即ち空氣作用によりて呼吸道より侵入し或は飲食作用により食物に附着して消化器に入り或は指傷部より身體内に侵入して疾病を起さしむ次に二種の作用あり一は局部に發育して此に毒物を産出し之れにより中毒を起さしめ一は細菌が血液中に蔓延して諸種の貴要機官を侵すものなり又細菌により一定の機官に好んで繁殖するものあり例へばコレラ菌の腸中にデフテリ菌の咽頭に發育するが如し之に反して結核菌の如きは全身殆んど到る處に繁殖す

第五章 各種細菌發育狀態

虎列刺菌、チブス菌、ベスト菌、癩病菌、結核菌、インフルエンザ菌、デフテリー菌、再歸熱菌、丹毒菌、化膿菌、悪性水腫菌、破傷風菌、痲病菌、梅毒菌、脾脱疽菌、馬鼻疽菌、肺炎双球菌、コレラ菌等は主要なる研究すべき細菌なり

芽生菌は卵圓形の細胞體にして其細胞の萌生により繁殖し砂糖を醱酵してアルコールを産出するの作用あり此の菌の病原的價値は甚だ微弱なるものにして間々胃中に醱酵を誘起するに止まる

糸状菌は、菌糸と胚器よりなり芽胞によりて繁殖す、糸状菌の病原的關係は皮膚及び粘膜の上皮中に寄生するものにして、即ち皮膚に於いては白癬、寄生性匂行疹、癩風等の皮膚病を生ぜしめ粘膜に於いては鷺口瘡を生ず時には内臓殊に肺腸に於いても糸状菌又此れが病原的關係を有する事あり

原始動物は最下等の動物にして、之れが病原をなす事確實なり即ち間歇熱の原因は之れに屬す

る小機生體即ち麻拉利亞プラスモヂウム、麻拉利亞コクヂヂウムなり、其他赤痢に於ても特種のアメエバを發見すべし

第七編 看護法

第一章 一般看護法

第一節 患者受診時の心得

患者の診察を受ける際は看護者は先づ病状につき必要なる條項を語りて温度表等を示し醫士の命に従ひ患者の被衾、衣服等を解きて其身體を支ふべし尙醫士の望みに任せ或は起座せしめ或は仰臥せしめ其他場合により種々の位置を取らしむべし胸部の診察には起座の位置に腹部の診察には仰臥に背部診察の際は起座せしめ或は腹臥せしめ頭首の診察には患者の背後より手掌を顛顛部に貼て靜に頭部を保つ等敏活に働くべし診察を終れば靜かに患者を安臥せしめ被衾を被ひ注意すべき要件等を醫士より聞くべし

第二節 患者就褥時の心得

患者は成可靜安に且つ安全に臥床に就かしめんには先づ褥布を牽引して皺襞なからしめ其上に

皮膚を刺戟する塵或は食物の碎片等なきかに注意すべし若し此等を其儘に放置するときは之が爲めに疼痛を起し動もすれば褥創を發する事あり尙就褥の際患者の身體不潔なる時は温湯を以て拭き清め又創口より出血し排膿し或は遺尿等の存する場合は臥床の上に護謄布、油紙を敷き其上に臥せしむべし

第二節 患者着衣時の心得

凡て患者の衣服は清潔なるを要するは勿論にして之を着せしむるには豫め他室に於て適宜に暖めざるべからず身體の運動意の如くならざるものは一層の注意を以て可成刺戟せしめざる様靜かに着せしむべし殊に創傷等あるものは可成其部位に抵觸せざる様細心注意し尙其創傷四肢にあるときは凡て病側より先にするを便なりとす此れ患部の動搖甚だ少なければなり

第四節 患者の交衣法

患者の衣服は時々交換せざるべからず即ち先づ新衣を適宜に温め置き然る後患者の着衣を脱せしめて新衣と交換すべし故に室内は相當の温度を保ち寒胃に襲はれざる様注意緊要なりとす今舊衣を脱するに疾病の身體の一方に偏する時は其健康部分を先に脱せしめ新衣を着せしむるに

は病側を先にせざる可らずこれ患者の疼痛及び動搖を防ぐに最も適當なり尙患者著しく發汗するときは襯衣等交換の際寒胃に罹り易ければ手早く温かなる手巾を以て患者の身體を拭ひ乾かし直に襯衣を着せしむべし

第五節 褥替の注意

臥褥は患者直接に接するものなれば極めて清潔ならん事を要すれば勢ひ屢々交換せしめざるべからず然し患者により身體の運動不充分なる者は患者を一方に偏せしめて其部分を清め又其一邊に移して他の一部を清潔ならしめ患者の疾病の如何を見計ひ交換せしむべし今交換せんには新褥を患者の足邊に置き一人或は二人にて患者を擡げ舉げて之れに移し或は新褥の側より巻きて中央に至りたるものを患者の側にて接して置き患者の身體を擡げ舉げ同時に舊褥を脱ぎ新褥を解展して患者の體下に敷くべし

第六節 患者運搬法

患者を運搬するに種々の法あり患者の側より脊部と臀部とに兩手を送りて支ふる事あり或は患者を背に負うて運搬する事あり或は二人して兩手を組み或は繩索を以て座架を作り之を支持し患者を其上に坐せしむる事あり或は一人は患者の後に於て液窩に兩手を挿入して抱き一人は患者の脇間に入りて兩下肢を支持する事あり或は横臥の位置を取れる患者を二人にて兩側より抱擁する事あり或は擔架によりて患者を運搬する事あり患者を運搬するには最も靜穩なるを要し殊に負傷者或は手術を受けたる患者にありては一層運搬時に注意せざれば局部に疼痛を感じ或は損傷等を來す事あれば慎重に注意緊要なりとす

第七節 患者食事の注意

食物は起座の位置に於て與ふるを最も便利なりとす然れども衰弱したる者或は重病者にして起座し能はざるものにおいて患者の頭を擡げ起して少量宛與ふるをよしとす之れ飲料は動もすれば氣道に入り易く窒息を起さしむる恐あり凡て食物は定規の時間に於て與ふるを宜しとす然れども若し食事に當り偶々熟睡する時は強て之れを醒覺せしめざるをよしとす又患者によりては頻りに飲料を食する事あり斯る場合看護者は親切に説諭して可成少許宛與ふるを可しとす尙患者は固形物を與ふるには充分咀嚼する様注意すべし此れ病者は快癒斯に向つては食物を食る餘り充分咀嚼せず胃を損害し消化困難を來さしむる事多ければなり

第八節 便通時の看護法

病者にして臥褥を離れ室外に出づる事を得るものは排便時に厕所に伴うて可なるも必ず外衣を着せしめ感冒を受けしめざる様注意せざる可らず然れども衰弱したるもの或は重病者にして臥褥を離るゝ事能はざる患者は便器の用意必要なり即ち看護者は背部より患者を抱きて便器を跨がしめ便通せしむべし患者便通し終れば使用したる便器は室外に出し看護者は大便につき必要なる件を記憶し置き若し醫士の検査を要するときは注意して貯ふべし又大便の失策ある患者にありては臥褥を汚穢し室内の大氣を損敗するが故油紙を臀下に敷き綿或は布片を肛門に當て屢ば交換すべし

第九節 放尿時の看護法

重症者は可成横臥のまゝ或は座位の儘にて放尿するを可とす然れども褥中にありて放尿することを欲せざる患者は室外に伴ひ感冒せしめざる様注意すべし尙排尿に付き凡ての有様等を時々注意し容器は直ちに清洗し置くべし時宜によりては消毒法を施すを要す

第十節 咳嗽時の看護法

患者頻りに咳嗽を發したる時は靜に背を擦るべし殊に衰弱したるものは直ちに看護者の一手にて前額を支へ他手に唾壺を把りて之を口前に保つべし常に咳嗽多き病者の床は枕を高くして半臥の位置を取り置くを最良とす

第十一節 咯出物の處置

咳嗽の作用により咯出したる痰は注意して之を検し必要によりて醫士の検査を受くべし尙放棄すべきものは十分に消毒したる後に於てし唾壺は清潔に洗滌し置くべし

第十二節 嘔吐時の看護法

看護者嘔吐を催し來るときは其吐出を易からしむるため看護者は一手を患者の前額に他手を後頭に當て、頭首を固持し頭部の低下するを防ぐべし受物可成廣き大なる器物宜しく尙嘔吐の際は衣服及糸紐等の如き身體を緊縛するものは之れを弛むべし今嘔吐甚しく持續して止まざるときは清涼なる飲料少許を與へ或は小氷片を與ふべし斯くして尙嘔吐止まざるときは必ず醫士を迎ふべし今嘔吐全く鎮靜したるときは清水を以て含嗽せしむべし

第十三節 發汗時の看護法

發汗時にありては衣衾を脱して身體を冷却せしめざる様注意し發汗したる部分を乾きたる清潔なる手巾にて拭ひ發汗状態に注意すべし患者を可成溫暖ならしむべし凡て發汗中は被衾を被はしめ決して着物を脱せしむ可らず發汗終れば手巾を以て身體を拭ひ然る後乾燥溫暖なる衣服と着替せしむべし

第十四節 發熱時の看護法

先づ發熱時に於て最も必要なるは體溫何度に上り居るやを檢査するにあれば最も確實なる檢溫器を用ひて其度を計り尙發熱昇降の状態に留意すべし最も普通に體溫を計るは腋窩部なるも時に發汗の爲め變化を來す事あれば檢溫器を挿入する際は能く乾きたる布片にて拭ひ去るべし著しき衰弱患者にありては男子は肛門部女子は膣部に挿入する事あるも體溫は約五分高し今發熱せんとする患者の多くは先づ惡寒を伴ふものなれば患者を溫褥中に臥せしめ温かなる飲料を與ふべし

第十五節 患者睡眠中の注意

睡眠は健康なる人體に於ても身體及精神の疲勞を醫するものにして先づ臥褥を能く身體に適ふ

樣整へ病室を少しく暗くし體溫を適當ならしめ安眠を防ぐ雜音或は大聲の談話を避け靜かに談話する時は患者大抵除るに眠に就くものなり然れども患者安眠により又不良の影響を來す事なきを保せざれば睡眠中患者果して安靜なるや否や驚愕、涕泣、長大息、寢語、齧齒等の徴候に注意し其他呼吸脈搏等の状態に留意すべし今必要な事項のため或は長く睡眠せしむるの利益を認めたる時は患者を覺醒せしめんには低き聲にて患者を呼び起し或は靜に患者の身體を動かして粗暴の取扱なす可らず

第十六節 夜間看護法

夜間に於ける看護は晝間に於けるよりは一層の注意を要するは勿論にして患者の病勢は夜間に於て甚しく増劇するを常とし尙室内の體溫も晝間及夜間により著しく變化あれば之を補助する相當の設備を要す即ち夜間は大に寒さを増し體溫下降するが故暖爐或は火鉢を備ふべし又看護者自身も暖に衣服を着し其他半巾を用意すべしこれ深夜に於ては身體の疲勞すると共に體溫の發生著しく減少すべければなり尙看護者は滋養性の晚餐を喫し夜間に於ても亦淡泊の食物を要すべし病者を監視する任務なれば決して睡眠すべからず靜に室内を逍遙する位に止むべし若

し患者急に病状の變化を來せば徒らに時間を空過せず速に醫師の來診を求むべし尙夜間看護に必要なる器物は變め注意して晝間之を用意して病室内に備へ置き凡て諸事を取扱ふに極めて靜穩なるを要す

第十七節 恢復患者看護法

凡て疾病の看護は其恢復期に最も困難なるものにして日を追ひ身體の爽快を自覺し來れば自然に食欲を増進し或は一日も早く離床して歩行せん事を望み禁せられたる讀書 談話に耽り再び病勢を高むることなきにしもあらざれば此が看護の任にあるもの其善惡を區別して患者のなすがまゝに放任せず又餘りに患者を束縛せず又仰制することなく能く説諭し能く教訓して眞正なる恢復期まで患者をして無謀ならしめざる様銳意盡力すべし殊に身體を使ひ精神を勞せしむるが如きは斷じて禁せざる可らず

第十八節 瀕死者看護法

瀕死の患者を看護するは最も困難なると共に最も沈着にして慈愛同情の念なかる可らず已に充分なる醫療を成し盡し心をこめたる看護も其甲斐なく一分一時其死を待つが如きは人生の最も

悲しむべき事なるも命數なれば致方なし斯る場合に於ては親族知己の間に些の遺憾なき様心掛ける可らず將に死せんとする病者は一種云ふべからざる銳き顔貌を呈し手足冷え顔及び爪尖は藍紫色を呈し冷汗を流し痙攣を起し昏迷状となり眼の角膜は其光澤を失ひ呼吸促迫又は吃逆を起すことあり此の時は患者を安靜ならしめ病床を整へ周圍を屏風にて廻らし流るゝ冷汗を拭ひ舌、唇等を乾かざる様濡さしめ又口内乾きて苦悶の狀あるときは清淨なる飲料の少量を與へ死に至るまで安靜に取扱ふべし

第十九節 患者死後の處置法

患者死に陥りたる時は靜に枕を取り去り頭に低くし眼は清潔に拭ひ眼瞼を閉鎖し口唇を閉合せしめ髪を調へ布巾を以て顔面を被ひ四肢を適當の位置に置かしむべし然る後死者の葬式等を終り死體取片付終るときは其病室は凡て之を開放し空氣及光線を充分に入れ清潔に掃除し場合によりては消毒法を行ふべし

第二章 各科看護法

第一節 傳染病一般の看護法

病室は空氣の交通光線の射入に適せしめ殊に清潔法に注意し即ち石炭酸水或は昇汞水を以て室内各部を拭淨め不用なる器物は之を室内に止め置く可らず熱及脈搏の状態に就ては最も綿密に看視し患者の舉動に留意せざる可らず此れ多くの傳染病は精神明瞭ならずして自から感ずる苦痛を訴へず又望む所あるも云はざるが故に看護者は最も機敏に種々の點に注意し便通尿利食慾の如何を察し又摩食の出來ざる様心掛くべし又食事に對して十分に注意すべし患者熱高き間は毫も食慾を有せざるも其恢復に於ては殊に腸室扶斯の如きは非常の食慾を有し若し斯る際に於て其量を誤るが如きは大害あり尙看護者は傳染病を他に傳播せざる様務むべし凡て傳染病の病原體は耐久性を有するものにして家具臥褥衣服繙帶品等に附着し數日或は數週間時として尙以上潜伏し適當の機會を得るに及んで他の健康者を侵すものなり故に此を防がんには消毒法を嚴にし一旦用ひたる衣服器具等は必ず充分に消毒すべし尙看護者は豫め定め置きて直接他人に接するを避け尙外出の際衣服を交換すべし時として看護者に病毒感染する事あれば之に對する注意も亦甚だ肝要なり即ち看護者の寢室は患者と別にし患者に接したる度毎身體を消毒し又入

浴して身體を清潔にし含嗽薬を用ひて口内を清淨し其他一般身體の健康上の要件に注意し若し其身體に異常を覺ゆる事ある時は速に醫士の診斷を乞はざる可らず今患者にして全く治癒したるときは全身入浴を行はしめ場合によりては消毒薬にて身體を拭淨し衣服を更めしむべし若し亦傳染病者の死亡したる時は死體全部と之を附隨したる衣服等は最も嚴密に消毒し之を棺に收むべし

(一) 麻疹の看護法

麻疹患者は熱の經過し加答兒症狀の消失するまで蓆中に止まらしめ又落屑終るまで外出せしむ可らず病室は僅に暗蔽ならしめて通氣を良くし身體を温くし食物は輕きものを與へ屢々眼を洗ひ口及鼻を潔に保ち咳嗽を緩解せしむるには温かき飲料を與へ其他頭痛或は非常の高熱の爲めに身體に痙攣を發したるときは頭部の冷電法を要す尙併發病として眼の病耳の病鼻及咽喉の病喉頭及肺の病腸管腎臟の病を來す事多ければ注意すべし痙攣は豫め之が發病を防ぐ事能はざれば豫後不良ならしめざる様注意すべし

(二) 猩紅熱の看護法

猩紅熱の患者は佳良の経過に於ても落屑の終了に至るまで褥中に止まらしむべし又四週或は五週前後には戶外に出さしむ可らず病室は通氣を善くし温度は少しく冷涼ならしむべし然れども落屑の際には温かきを良しとす口腔及咽頭は含嗽を行はしめて清潔ならしめ頸部の巻法又可なり食物は淡白なるものを與へ牛乳滋養は後發病なる腎臟炎を豫防する力あり落屑中は醫士の許しを受けたる間隔日に温浴を取らしむべし高熱及び強き腦病あるものには頭上に氷嚢を置き尙脈搏の甚だしく亢進する場合にありては心臟部に氷嚢を貼すべし

(三) 痘瘡の看護法

痘瘡患者は膿疱の全く治癒するに至るまでは嚴重に隔離し又病室に靜穩に臥せしむべし病室の通氣を良くし餘り光線の強きは害あり發熱強きときは頭部の冷卷法を行ひ渴を訴ふるときは片氷を含ましめ皮膚の緊張甚しき時は油類の塗布を行ひ又熱下したる後は醫士の命によりて全身浴を行はしむべし凡て病室にありたるもの及び患者に接したるものは常に消毒を忘る可らず又種痘によりて痘瘡は確かに豫防し得べし

(四) 發疹室扶斯の看護法

患者居室の清潔及び空氣流通を専ら注意し其攝生法最も緊要なり飲料には極めて清涼酸味のものを與ふべし

(五) 腸室扶斯の看護法

腸室扶斯患者は最も周到なる看護を要するものなり何となれば其看護の如何によりて疾病の恢復を長短ならしめ且つ不親切なる時は往々死に至らしむる事あり先室扶斯患者は初めより臥床を離れしめす成可輕快して久しく無熱となり多少體力の回復するを待ちたる後起立せしめざれば屢々昏倒する事あり病室は清潔にして斷えず能く通氣せしめ病床には強固滑澤なる蒲團を與へ且つ清潔に保持するを要す患者の身體は日々清淨せざる可らず殊に注意すべきは脊背にして屢々清淨し頻回臥位を輕せざれば終に瘡瘡を發する事あり又口内は屢々清潔に洗嗽せしむべし又食餌は滋養多量にして液状のものを與へ即ち牛乳鶏卵肉羹汁を良しとし固形の食物は熱消失して一週間以後に醫士の命により初めて與へ飲料は氷片を可とす本病には危険なる遇發症(腸出血及腸穿孔)及び併發病を起す事稀ならざれば大に注意すべし腸出血は輕微なるもの著明の現象なきも大出血にありては顔面蒼白體温急速なる下降を來して危険なり腸穿孔にありて

は患者劇甚なる頭痛を覺え甚だ苦悶すべければ直に醫士の手當を乞ふべし腸出血は適當の處置により危険を避け得べしと雖も腸穿孔にありては僅少なる日時に死を致すものとす本病の合併症の重なるものは肺炎耳の疾病痔瘡等なりとす

(六) 赤痢の看護法

患者を瘴中に於て安臥せしめ且つ溫暖に包擁し食物は乳汁鶏卵肉羹汁を與へ又少量の葡萄酒を與ふるも可なり肛門は頻回洗滌して清潔ならしむべし其他の注意は一般に於けるが如し

(七) 虎列刺の看護法

患者は直に隔離し其排泄物及び之に接觸したる物體は嚴重に消毒すべし患者は温かなる褥床中に静臥せしめ腹部及足部は濕巻法を施し又湯婆を用ふるも良し又嘔吐に對しては氷片を適當に與へ其他は一般に於ける看護法を参照し施すべし

(八) ハストの看護法

頭部及び心臓部に氷嚢を貼し渴を訴ふる時は氷片或は鹽酸リモナデを與へ其他一般の規則に従ひ消毒法を嚴にすべし

(九) 流行性感冒の看護法

本患者は又就辱せしめ周到なる看護を要す其輕症は無論にして重症と雖も常に健康強壯なりしものは生命の危険甚だ少し只合併症として來る肺炎心内臓炎耳の疾病に注意すべし

(十) 回歸熱の看護法

患者の身體を安靜に保たしめ室内は空氣の流通を良くし滋養物を給すべし患者の糞便は消毒し或は凡て物品を取扱ひたる時消毒水にて手を洗ひ衣服臥具は時々日光に曝すべし

(十一) マラリヤの看護法

發作中患者を就辱せしめ且惡寒期中は宜しく之を温包し又灼熱期中は清涼ならしむべし間歇中患者體力の強實を自覺したる上は之をして病床を離れしむるも可なり凡て發作中は其の病狀に注意し又服用の藥劑は其用法時間等を誤まる可らず

(十二) 實扶的里の看護法

患者を隔離し之に接觸したる諸物を消毒し家族中に健兒に對する豫的含嗽を行はしむべし患者の食物は乳汁肉羹汁鶏卵を與ふべし鼻腔及喉頭に病毒蔓延の氣味なきやを注意し若し鼻腔の既

に侵されたる時は患者は其閉塞を訴へ鼻孔の周縁は糜爛すべし又喉頭に蔓延したるときは聲音嘶嘎て吐瀉狀に咳嗽し呼吸は漸次困難となる此時は患兒は一步危険に陥るものなり今急性疾患の耐過せられたる患者に對しては尙二三日間臥床中に止まらしめ後發病の生起に注意すべし其重なるものは腎臟炎心臟病肺炎神經系の疾病等なり

(十三) 百日咳の看護法

新鮮なる大氣を供給し又時に溫浴を取らしめ身體を清潔ならしむべし食物は主として流動性の消化し易きものを選び屢々嘔吐の後に食物を取らしむるの可なる事あり發作時に於ては病兒を扶けて粘液の咯出をなましむべし百日咳に罹れる病兒は嚴に他の健全なる小兒と隔離せざる可らず併發病は肺炎にして後發病は肺結核なりとす

(十四) 肺炎患者の看護法

安靜平臥せしめ病室内は常に平等の溫度を保たしめ無益の談話或は動搖を禁すべし、食餌の注意亦最も必要にして強肉羹汁、牛乳、鶏卵及び武蘭垚等を與ふべし然れども間々患者全く食欲を存せざる事あり、凡て對症の處置に注意し發熱甚しき時は頭部の冷濕法を存し疼痛甚し

きときは胸部に冷濕法を貼すべし本病は多く可良なる經過を作りて治癒すといへども往々危険なる徴症を呈する事あり脈搏強實にして百二十以上に達せざる時は未だ危険を見ざるものにして顔面チアノーゼを呈するは惡徴の一なり其他合併につき充分なる注意を要す

(十五) 肺病患者の看護法

肺病者の病室は廣くして空氣の流通と光線の射入等可良ならざる可からず室内は常に清潔に保ち患者をして壯快を感せしむべしこれ善良なる空氣は結核に對し良好の影響を與ふるものなれば常に室のみならず患者の居住地等空氣の善良なる地を選択すべし、食餌は殊に治療に關係あるものにして營養的療法として惡性にあらざる症に於ては大に最良の効績を現はす事あり故に食物は患者が常に慣用せるものにして滋養性多きものを用ひ即ち肉、卵、輕き蔬菜は主要の食物にして牛乳は單純に或は咖啡、茶等を附加して成るべく大量を取らしむべし尙善良なる脂肪を食用する事又必要にして殊に肝油の如きは其の呼吸容易なるが故に大に賞用すべきものとす酒類は好ましからざるも是に慣れたるものは其少量を與ふるも可なり、豫防法について最も注意すべきは咯痰の取扱法にして咯痰は結核傳染の最大なる媒介をなすものなり故に咯痰は容

易に掃除し得べき有蓋の器物に略出めしめ二十倍の石炭酸若くは千倍の昇汞水或は熱湯を灌注し後ち是を便所に放移すべし略痰を紙中に略出し是を袖にするが如きは深く避けざる可らず其他衣服、食器、其他器具に對する豫防上の注意一般に同じ

(十六) 流行性腦脊髄膜炎患者の看護法

局部の冷却法は本病に最も効あるものなれば頭部、頸部及び能ふべくんば脊柱に氷嚢を貼すべし然る時は頗る緩快の効を奏するものなり其他便通に注意し必要なれば膀胱を排濁し佳良に患者を看護し且つ營養すべし

第二節 精神病患者一般看護法

精神病患者は其意識に障害あるものなれば之が看護に従事せんとするものは殊に憐れみを加へ温和寛大親切丁寧にして例令患者暴言嘲罵を弄し又暴行を加へ荒き行ひを爲す事あるとも能く是れに耐へ又最も機敏に看護せざるべからず

精神病患者の病室は最も閑靜なるを要し殊に臺所、井戸、道路を離れたる室を選ぶべし病症によりては患者を癲狂院に送り或は鎖鋼せざる可らざる場合あり善良なる空氣、溫度、其他清潔は

普通一般の看護法に異ならざるも精神患者にありて殊に注意すべきは病室に具ふべき器具器械にして精神病患者は動もすれば手に觸るゝものを持ちて暴行を加へ荒き行動をなし又自ら其等に衝突して危害を受くる事少なからざれば注意すべし

癲狂院は精神病患者を容るゝ爲め設立したる病院なり故に精神病患者に對し完全の治療を見んには同院に入院せしむるを可とす

今精神病患者に食物を與ふるには殊に注意を要する點少なからず即ち患者時として食するを嫌ひ或は食物中に毒物の混在を疑ひ或は食膳に對して亂行をなす等殆んど其處置に苦しむ事少なからず或は久しく食を絶つ事ありこの絶食症は妄想より來り或は安覺より來り其自殺を企てんが爲めに或は意識全く朦朧の状態にあるによりて來り或は消化器に異常ありて眞に欲せざる事あり若し其身體に故障ありて來る事を發見せば直ちに醫士に告げ適當の治療を怠る可らず其他諸多精神作用に由て來るものには種々の手段を用ひ或は患者と共に食し或は患者の面前に於て煮沸して與ふるの必要な事あり凡て食事は強て勧めざるを宜しとす
不眠症の強きものには運動をなさしめ或は按摩を施し其他食事行動等に注意して安眠せしむる

様務むべし又糞尿の爲め身體を不潔ならしめ或は之を裂きて裸體となり或は器物を破壊する患者にはそれぞれ一定の法規に従ひ看護を怠るべからず

尙精神病者を看護するに當り極めて必要なるは精神の誘導法にして即ち或る植物を培養し或は音樂の合奏をなして心を調訂し或は靜に運動をなさしめ或は書を読み畫を見文を綴らしめ或は諸多遊戯法により精神を慰撫すべし又精神病者に向つては決して其精神の錯亂せるを語る可らず是れ大なる害あればなり故に患者を健全なるものと見做して看護せざる可らず凡て談話は精神病者に對して大に害あり然れども其病狀沈靜し恢復の期に近づきたる時に於て訪問者の談話は患者に取り大なる慰藉となる今又精神病者人事不省に陥り或は痙攣を來し或は外傷を被り又時として傳染病に罹りたる時は速に應急の處置を施すべし

第三節 小兒病看護者の注意

病室は閉靜にして而して空氣の流通宜しきを選び病褥は温くして柔きを用ひ患兒を包擁すべし傳染性の疾病なるときは他の健兒は決して病室内に入らしむ可らず

小兒の營養の如何は病者に對して又大なる關係あるものとす殊に消化器の疾病或は熱性病に於

ては全く食欲を有せざるが故に營養物は輕く淡泊にして滋食に富むものを選びべし故に牛乳、鶏卵、肉羹汁は可良なる營養品なりとす

今小兒を看護する間は何事によらず機敏の行動をなして之を看護すべし咳嗽時に於ては身體の位置を變せしめ或は背を擦り或は微温湯を與へて鎮解に務むべし又便通時は其度數及び凡て大便の性状に注意し腹痛時は腹部を温包し發熱時は頭部に冷罨法を行ふべし殊に注意すべきは痙攣にして不意に起るを常とし卒然正氣を失ひ瞳孔を開き眼球を轉じ手足を縮め顔色蒼白、呼吸迫促となり人をして見るに耐へざらしむ最も痙攣は腦病、熱性病、腸の寄生蟲殊に蛔蟲、食傷、齒痛或は耳の疾病に原因し時に危険の恐あり此際速に醫士を招きて之が看護に怠る可らず其他一般の看護法に従ふべし

(一) 驚口瘡の看護法

布片と單純の冷水とを以て小兒の口内を時々洗滌するは最も必要にして已に驚口瘡を患へたる後は其が蔓延を防がざる可らず殊に哺乳後に注意せざる可らず尙砂糖を含みたる食品は驚口瘡の營養基なれば大に避けざる可らず

(二) 小兒消化不其病の看護法

食餌攝生法最も必要なり先に述べたるが如く小兒に最も適する食物は生母或は乳母の乳汁なるも若し之を與ふる能はざる時は人工養育として牛乳を代用すべし今牛乳を與へんには可成新鮮なるものを取り且煮沸して與へざる可らず最も生後二三ヶ月の嬰兒にありては二倍乃至三倍の煮沸したる水に和し四ヶ月より六ヶ月の小兒には等分の水を混じ更に長じたるものには約半分の水に混じ概ね九ヶ月乃至十二ヶ月よりは純粋の牛乳を給すべし食餌上の注意の外患兒を温包し又屢々温浴を取らしむべし小兒の死亡數は本病最も多きを占む

(三) 小兒腦膜炎の看護法

患者 搖擗を發したる時は小兒を静閑なる空氣の流通良き室内に移し水枕をさせ頭部に冷巻法をなすべし而して直に醫士を招きて手當し病室を清冷に保たしむべし尙腦膜炎を豫防せんには夏期にありては小兒を村落へ轉住せしむるか或は新鮮なる空氣の供給多き處に居住せしむべし炎天の際小兒の頭部を暴露するが如きは大に害あり注意すべし

第四節 生殖器病者看護法

患者は極めて情念深きものにして殊に生殖器病を病むものには看護者たるもの一層慎重なる注意を要すべし即ち他の病者と異なり精神極めて鋭敏にして感動し易く苟も淫猥なる小説、談話、繪畫等を禁じ食品も脂肪多きもの刺戟性のもの等避け凡て輕き食料を與へざるべからず尙極めて高尚なる思想を起さしむる様萬事に注意せざる可からず即ち室内の壁色及患者の衣服等も華美ならざる者を選び安靜にして雜談すべからず其手術を要するものは醫士の命に従ひ之に介助し場合に依り冷巻法を施しカテーテルを使用し綳帶を取替ふる等皆醫士の命に従ふべし殊に注意すべきは痲毒并に梅毒患者にして其痲毒一旦眼に觸れんか膿漏性結膜炎となりて即時明を失ふ尙傳染力を有する事劇しきが故看護者の身體又十分に消毒せざる可らず且つ生殖器患者は意識高ぶり往々亂暴に流れ易く爲めに色情狂を發する事あり患者例令怒りたけるも決して抵抗せず自然に放任すべし

第五節 婦人科産科看護法

婦人科の疾病を治療するに三種あり全身治療、局處治療及び全身と局處を兼ねたる治療之なり全身治療は患者を臥床せしめて能く安靜ならしめ快活なる談話をなして患者を慰むべし其食料

も可成固形物を避け軽き美味なる食料を與ふべし婦人は小心なるが故殊に生殖器病に至つては出来得る限り隠閉し且つ恐怖の點を懐き易きものなれば看護者は務め剛まじ決して危険なる事或は厭忌すべき事を語るべからず一定の時間に就眠せしめ神経を過敏ならしめざる様銳意注意すべし婦人は男子に優り一層の神経過敏にして些少なる事に迄心を勞し疾病治療上に困難なるのみならずヒステリー症を來し甚しきは自ら死を求むる等の危険あれば極めて親切に附添ひ看護せざる可らず腔部の疾病には一定の藥液により腔洗滌法を屢々行ひ其温電法、冷電法を施し、尿道カテーテル、タンポンを使用して其不潔を避け尙醫士の許す範圍に於て座浴或は全身浴を行はせ常に精神を爽快ならしむるやう務めざる可らず殊に醫士の始めて内診の場合等能く説き諭して先づ大便を排泄せしめ全身浴或は座浴をなさしめ腔洗滌を行ふ爲め百倍の石炭酸水を以てし石鹼、手拭、温湯、金盥等を用意するなど機敏に立働くべし尙検査の際に於ては仰臥、俯臥、側臥或は直立等の位置を取らしめて其検査をなさしめ適度の位置により治療を受けしむべし又看護者は往々腔部検査の際腔鏡を持つ事あり此場合に於ては患者の左側に立ち右手腔鏡を握り左手を其腰部に置き腔鏡の尖端は温かなる消毒藥に浸し油を塗り靜かに挿入すべし又能く

タンポンを使用する事ありこのタンポンは沃度仿膜或は他の防腐藥を脱脂綿に撒布し一定の丸みになし糸を附したるものを使用するものなり

(二) 妊婦の疾病及看護法

(イ)嘔吐 是最も妊娠の初期に於て屢々來る事ありて凡ての妊婦必ず惱まざる其或度までは害なしと雖も甚しきものにありては之が爲めに死を致す事あり看護法としては狭屈なる衣帶を禁じ身體を緩かにし食物は消化し易きものを與へ務めて嫌惡する物を避け新鮮なる空氣中に遣遙せしめ便通の状態に注意すべし

(ロ)便秘及下痢 妊婦の便秘は腸内に風氣を醸し又血行の異常を來すにより起る故に適當の運動をなし新鮮なる清水を飲み又灌腸によりて此害を除き得べし又下痢は多く感冒或は飲食物の不攝生より來るものにして此場合には米粥汁或は柔き米粥其他葛湯を與へ腹部にフランネルを纏絡して温かく包擁すべし

(ハ)精神感動 妊婦が精神に感動を受けたる時或は衣帶を以て強く身體を壓迫し血行を害したる時或は多人數相集りたる一室に長居したる時など卒然卒倒を來し其皮膚は蒼白色となり四肢

冷却して失神し終に尿通の異常を見る事あり今卒倒の場合には直に平臥せしめ枕を低くして衣帯を解き窓障子を開きて新鮮なる空気を通せしめ刺戟性の物品を吸入し身體を刺戟する等の法をなすべし

(ニ)尿通の異常、妊婦により下腹部を冷却せしめ尙腹部の壓迫により尿通異常なる事あり特に妊婦の腔部は粘液を分泌する多きが爲め不潔に放置したる等により痲疾を起す事あり注意すべし

(ホ)子痲 妊婦産婦産婦に於て時として劇しき全身の痲痺を來す事あり之れ子痲と稱するものにして最も危険なるものなり本病の徑路は突然に或は頭痛嘔吐の前徴を経て直に人事不省となり全身に痲痺を發し呼吸促進脈搏不正となり數分間にして醒覺し爾後更に次の發作を來すべし今急痲を思ふものは大半其發作中に死するを常とす子痲の發作あるときは醫士の來診するまで安静ならしめ室内を清潔にし空氣の流通を良くし頭部に冷電法を施すべし

(二) 産婦衛生及其看護法

分娩後六週間を稱して産褥と云ふ此産褥中の婦人は尋常の婦人に比し甚だ疾病に侵さるゝ事多

きが故に其衛生法最も注意すべし

(イ)産褥は清潔なる布團を敷き其上に布團より廣き油紙を置き更に上敷布を以て被ひ尙其上に二尺四方の晒木綿にて作りたる布團を用ふ此内には脱脂綿或は藥灰を入れたる者を用ふべし

(ロ)産婦産褥に入るに先ち全身浴をなし髪を調へ大小便を排泄し時により腔洗滌を行はしむべし

(ハ)出産を終りたる産婦の身體は極めて安静に保ち即ち分娩後九日間は身體を安静にして褥中に平臥し堅く褥を離るゝを禁ずべし而して子宮全く回復し褥を離るゝに至るも過度の運動を避けざる可らず又産褥中は精神を安静に保ち著しく感動を與ふる者は避くべし

(ニ)産褥室の温度は温に保ち且つ常に平等ならしむべし褥床は直接風の觸れざる様注意し時々褥換すべし又窓戸を開きて空氣を流通せしめ凡て室内の空氣を不潔ならしむる原因を避け喫煙及人の合居を禁じ不潔なる器具即ち便器等皆室外に置くべし

(ホ)衣服は清潔にして温暖なるを擇び食品及び飲料は軟くして消化し易きものを擇ぶべし即ち食品は分娩後一週間は牛乳、粥、肉羹汁、鶏卵、脂肪少なき肉類を與へ次の一週間は肉類、米

飯、輕き野菜類を與へ第三週目より通常の食に復せしむ又飲料は新鮮の水、麥湯砂糖湯其他薄き茶、咖啡等を與ふべし

(ハ)大便は毎日通利あるを良とし通利なき時は灌腸を施し小便も亦良く通せざる可らず若し通せざる時はカテーテルを使用すべし

(ト)産婦の身體は大に清潔ならざる可からず故に時々煮沸したる湯を以て身體を拭ふべし又肌着は毎日清潔なるものと交換せしむべし

(チ)産婦は分娩後七八時間休みて其疲労の稍々回復したる時初生兒をして乳房に附かしむべし凡て哺乳すべき時月は小兒の初めて齒の發生する迄にして其間九ヶ月間なりとす哺乳時の長きに過ぐるは害あり凡て産婦は哺乳中多量の食料及飲料を好むを常とす凡て産婦の看護者は前記の諸項を注意するは勿論にして尙體温の状態、脈搏の模様、乳汁分泌の如何、食欲及便通等の状態等に留意し異常を呈せざるやを監視し殊に體温の検査は極めて要用にして其温度三十八度以上に昇る如きは最も忽かせにすべからざる産熱の徴候を來せしやも計り難ければ直に醫士の手當を求むべし

(III) 産熱の看護法

一旦本病たる事を知りたる時は猶豫なく速に醫士の來診を乞ひて其差圖を實行すると共に産婦を安臥せしめ發熱及脈搏とを精細に檢し食物は輕くして滋養品を與へ又患婦に其病狀の危険なる事を決して語るべからず

第八編 繃帶の用法

繃帶の必要は患部に貼する附帯品を固定し兼て患部の動搖と外來の侵襲を防制するにあり之を使用するに方りては布幅に皺襞を生ぜず又繃縛の緩緊に過ぎざる様注意すべし

第一章 繃帶の種類

繃帶、卷軸帶(通常單に繃帶と稱す) 繃帶巾(繃紮と稱す) の二種あり

第一節 卷軸帶の製法

(一) 卷軸帶

卷軸帶を作るには通常一反の晒木綿を縦に四裂或は五裂適宜の幅に裂き其一條を取り一端を數回折返して疊み然る後右指の拇指と中指及示指の三指にて保持し圓軸に接したる部分を左手の拇指と示指との間に挟み右手の圓軸を回轉して巻くべし(多數の繃帶を製するには卷軸器を使用するを佳とす)(第一圖甲)而して卷軸帶を使用するには右手の拇指と示指中指との間に

取左手の示指にて一端を纏絡せんとする部に當て、固定し先づ環行をなし然る後各其部位の宜しきに從ひ或は蛇行し或は斜行し或は折轉し或は麥穗帶或は龜甲帶を作り最後に再び環行をなして纏絡し了り安全絨にて其末端を固定するか又は末端を適宜に縦裂して結ぶべし

(二) 卷軸帶の種類

- (イ) 環行帶 初めと終りに用ふる者にして環狀に纏絡す
- (ロ) 螺旋帶 前回到纏絡せる帶部を被ふことなくして進行するもの(第一圖乙)
- (ハ) 蛇行帶 前回到纏絡せる一部を被ひて螺旋狀に進行するもの(第二圖)
- (ニ) 折轉帶 四肢の如き其大小異なる部を末端より上行するときに使用する法にして先づ手掌を術者に向ふ様に繃帶を持ち斜に之を牽引し左拇指頭を帶行の中央に當て、固定し牽引を止め右手を肢に近接終に折轉をなして帶の上縁は下縁となる(第三圖)
- (ホ) 麥穗帶 は人字帶又は8字帶と稱す人字又は8字形に交互進行するもの(第四圖)
- (ヘ) 龜甲帶 (第五圖)

(三) 頭部及顔面の卷軸帶

(イ) (第六圖)の頭部帽子帶(僧帽帶)を施すには二人の術者を要す先づ(第七圖)の兩頭帶を作り其正中を前額に當て兩軸を後方に廻らし後頭にて交叉して甲術者は一頭を頭の正中線に沿うて前頭に送り乙術者は他の一頭を以て環行をなし甲術者の前額に送りある帶の上を被ひ之に固定す次に甲術者は正中線を被せる繙帶の半面を被ひつゝ再び後頭に戻ると乙は再び此處に環行し固定す如此數回甲乙共に繙帶を往復し全頭を被覆し終らば乙は兩端帶を以て環行をなす

(ロ) 偏眼帶は専ら眼科患者に使用するものにして最初頭の周圍に二回環行を施し漸次下方に下りて病眼を被覆し再び環行を以て了る(第八圖)

兩眼帶は兩眼を被ふために使用する者にして偏眼帶を左右に施すの差あるのみ(第九圖)

(四) 四肢の巻軸帶

四肢の巻軸帶 上行 上膊麥穗帶は(第十圖甲)に示す如し下行 上膊麥穗帶(第十圖乙)は最初胸部の環行をなし次に健側の腋窩より其腋窩を潜り再び肩へ戻り健側の腋窩に至り此の如く反覆して上膊若くは胸部の環行にて了る、上行股麥穗帶及び下行股麥穗帶は股關節若くは大腿上部の損傷に用ふる者にして(第十一圖第十二圖)に示す如し鏡狀帶(足繙帶)は足に使用する繙帶にし

て(第十三圖)の如し(第十四圖)は「ライデン」氏全上肢纏絡帶にして自家輸血法に應用す
其他手及指繙帶は第十五圖の如し

(五) 乳房の巻軸帶

乳房の巻軸帶は乳房の疾患に使用する者にして單提乳房は最初乳房の下方を環行し次に斜に乳房の下縁を被ひつゝ他側の肩に出で腋窩を潜り再び肩に歸り背を経て乳房に復歸する事反覆す復提乳帶は此方を各側に施すなり(第十六圖)

第二節 繙帶巾

繙角巾 四角巾を作るには金巾を方形に裁ちて製す、大三角巾は四角巾を斜に二分して三角形となす、小三角巾は此三角巾を更に二分して三角形となしたるものなり而して巻軸帶三角四角巾は各局所に應じて使用するものなれども繙角巾は主に戦時の如き速急の場合に使用するものなり(第十七、十八圖)

第三節 副木

骨折、關節脱臼、骨關節の屈曲等には副木を當て繙帶す之を副木繙帶と云ふ

(圖五第)



亀甲帯

(圖四第)



麦穂帯

(圖七第)



両頭
巻軸帯

(圖九第)



雙眼帯

(圖六第)



僧帽帯

(圖八第)



偏眼帯

第四節 硬固縛帯

硬固縛帯は義布斯縛帯、糊泥帯、水消子縛帯、膠質縛帯(木匠用の膠を用ふ)、「デキストリン」縛帯、「トリポリート」縛帯其他「セメント」煉石灰護謨、古魯胃謨、巴拉賓「クツタベルヒヤ」
「コロホニウム」等ありて副木帯と同様の場合に供用す

巻軸帯巻方

(甲圖一第)



(乙圖一第)



螺旋帯

(圖二第)



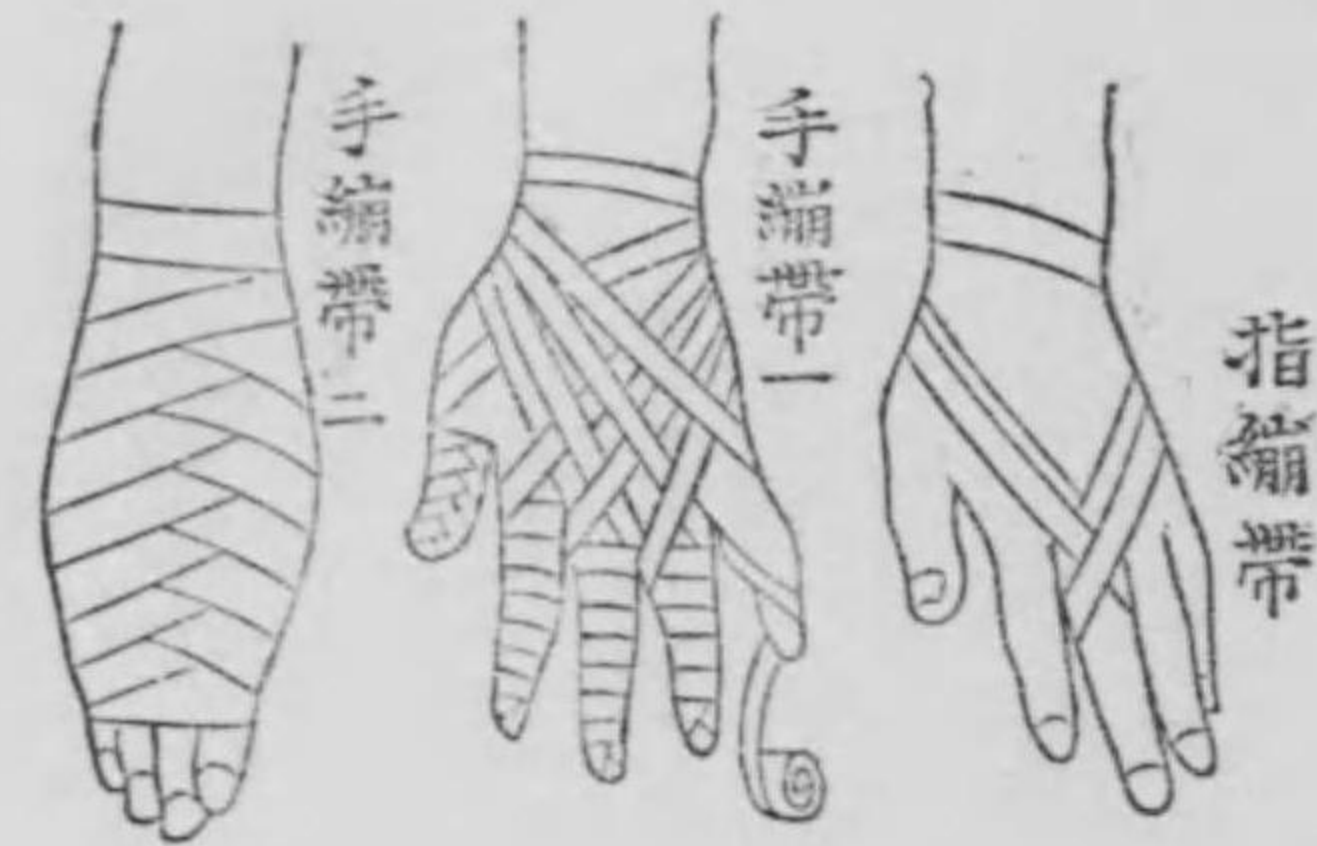
蛇行帯

(圖三第)



折轉帯

(圖 五 十 第)



(圖 三 十 第)



(帶縮足)帶狀鏡

(圖 四 十 第)



全上肢纏絡帶

(圖 六 十 第)



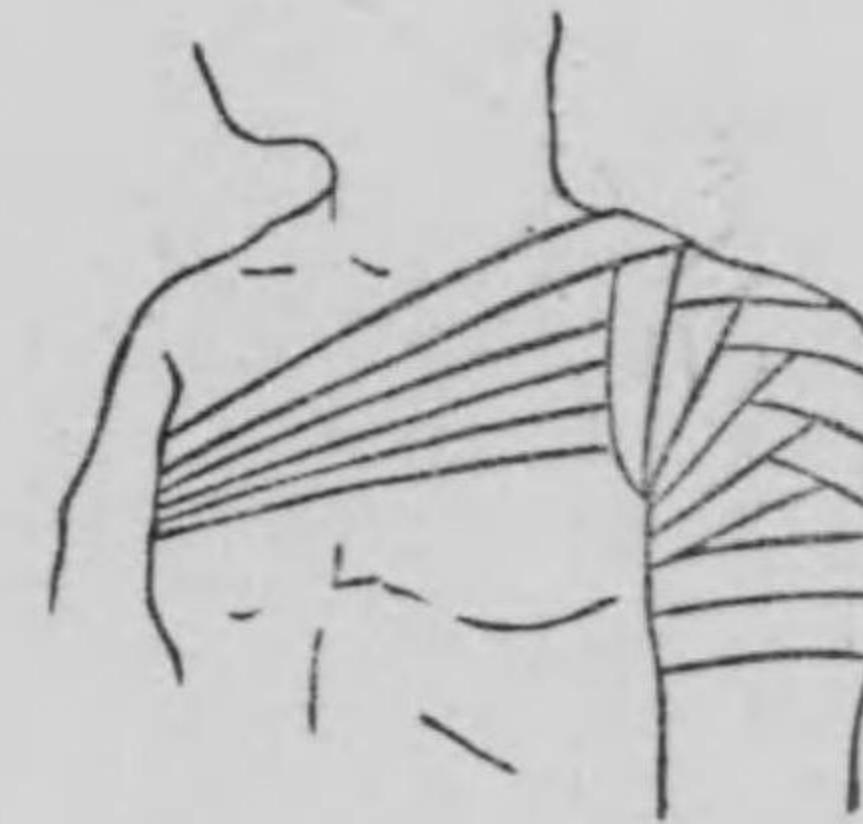
複乳房提舉帶

(乙 圖 十 第)



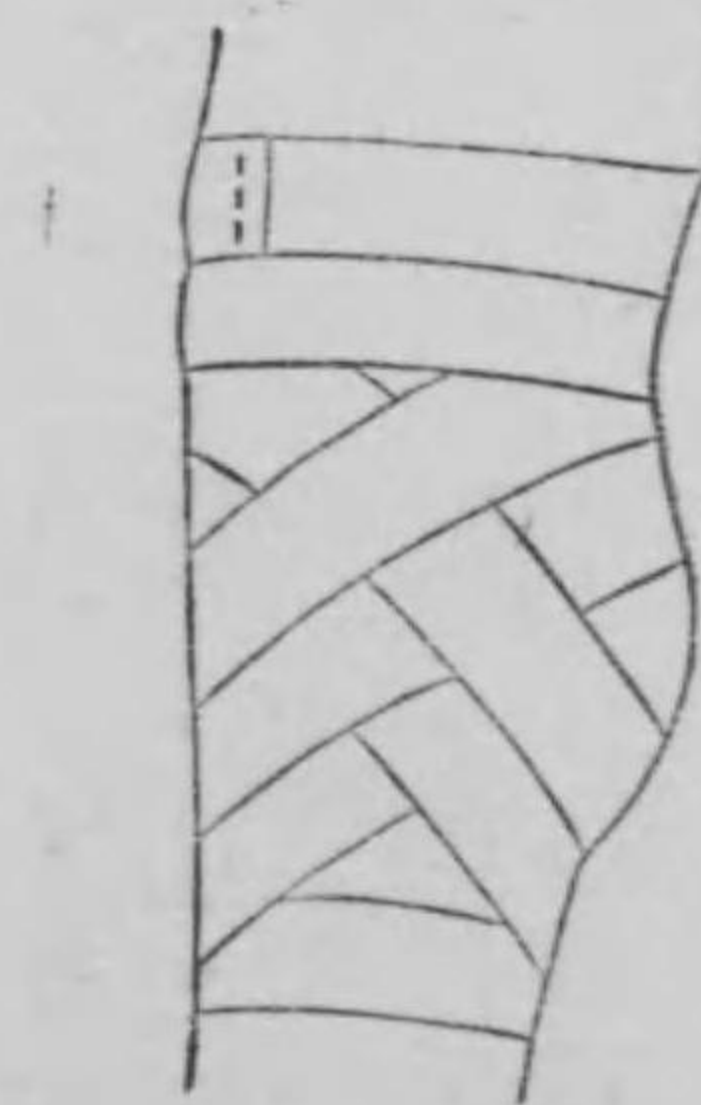
帶穗麥膊上行下

(甲 圖 十 第)



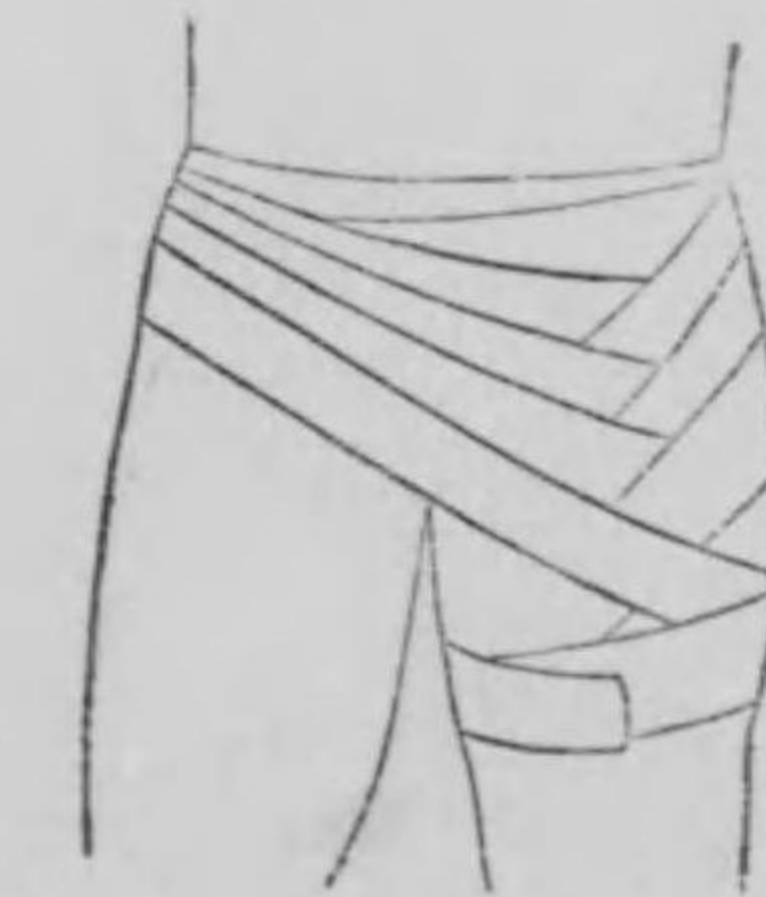
帶穗麥膊上行上

(圖 二 十 第)



帶穗麥股行下

(圖 一 十 第)

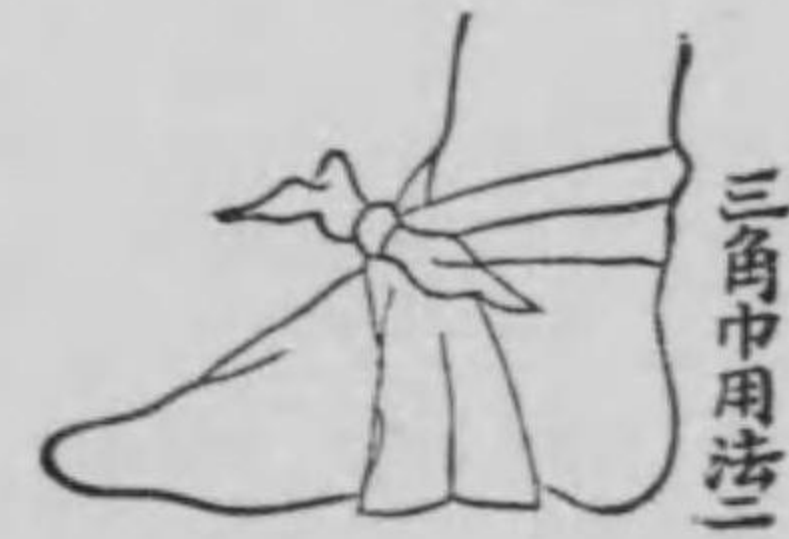


帶穗麥股行上

(圖七十第)



(圖八十第)



第九編 簡易診斷法

第一章 體格良否判別法

體格の良否は骨格及び筋肉の發育如何によりて判知する事を得べし其骨格勁強にして軀幹四肢の筋肉佳良の發育を呈するもの之を強壯の體格と稱し之に反して骨格細弱にして筋肉の發育不良なるもの之を薄弱の體格と稱す

第二章 營養狀態良否區別法

營養狀態の良否は筋肉皮下脂肪組織及び皮膚の状態の如何により判別するものにして營養可良なる人は肥滿なる顔面快活なる相貌清爽なる眼活氣ある皮膚色身體、脂肪組織の發育を呈し營養の不良なるは以上の標徴を缺き所謂羸瘦せるものなり高度の羸瘦は一見判然するも輕度のものにありては患者を充分に診檢するにあらざれば能はず尙羸瘦して全身脱力したるを衰耗と稱す

して運動不自在なり

第三章 患者の顔貌と疾病

人健康なれば其顔貌自ら爽快にして圓滿なる状を呈するも身體に些の疾病ある時は著しく顔の狀態に變化を來たすものなり一般の疾病に於ては顔色悪しくなり殊に衰弱したるものは蒼白色を呈す又其顔貌の變態を呈するは多くは疾病によりて起る疼痛を現すものにして疲勞苦悶の状を現はし或は無欲の狀態を呈し來る顔貌の主なる變化は眼にして快活の状を現はし倦怠の状を呈し或は眼球の鈍濁・陷没等顔貌の變化に重大なる關係を有す

第四章 病者の動靜と病狀

身體の動靜及舉動により略ぼ其病狀を察知する事を得べし即ち小兒は能く其病狀を自覺する者にあらざるもその父母が多く其舉動によりて察知せらる又成人の場合に於ても強く老衰したる病者或は神経系に疾病を有する患者能く其狀態によりて察知せらる又背位側位座位及腹

位の位置を取るにより健康者は何れの部位を取るも平氣なるも病者殊に昏朦せる者にありては病勢の爲めに隨意の體位を取る能はず止むを得ず其故障の位置を避けて略ぼ其病狀を察する事を得べし今患者背位の位置に置かるゝは多く重症且つ衰弱せる場合にして側位を取るは肋膜炎及び肺炎に於て見るものなり座位を取らしむるは甚しき呼吸障害或は肋膜炎肺炎心臟病其他腹水等の場合用ひしむ甚しきは日夜此の狀態を取り睡眠時に於ても此位置をなすものを跪座呼吸と云ふ腹水を取らしむるは甚だ稀なるも唯下腹の疾患に於て之を用ひしむる事あり尙歩行の狀態に注意し其牽曳狀なるは一脚若くは兩脚の痿弱に基き其痙攣狀となり失調狀なるは多く脊髓の病に起因し其蹣跚狀なるは多く小腦の疾病による尙睡眠時に於ても其狀態に注意するは又必要なり即ち靜に眠れるや安眠し難き狀を呈するや寢言を發せざるや或は熟睡の狀態にあるや然らずして僅なる刺激によりて眼醒め易き狀態にあるや又睡眠時に於ける呼吸の狀態脈搏の狀態發汗の有様等注意緊要なりとす

第五章 檢溫器使用法并に體溫

正確に體温を検査せんとするには、檢温器（通常）を用ふ先づ、病者の腋窩を拭て乾燥せしめ、後檢温器の球部を液窩に挿ましめ、同側の上膊を胸壁に密接して之を包壓せしめ、十分乃至十五分間を経たる後之を出して其温度を検すべし、但し更に二三分間挿入し置きて再び其度を検し前に檢したる温度と同一なるときに於て始めて確實なる體温と稱すべし、前にも一寸示せしが如く、衰耗たる患者或は小兒にして上膊を正當の位置に保持し能はざる場合或は體表の血行殊に減少せる場合に於ては、其腸管内に於て測る事あり、此場合は先づ檢温器に油を塗り直腸内に少くとも五仙迷の高さに挿入すべし、尙子宮病の參考檢温として子宮腔部に挿入する事なきにしもあらず、又傳染性の疾病を有する患者に用ひたる檢温器は一々使用の度毎消毒せざる可らず、今病時に於ける體温を擧げんに三十五度以下は虛脱温と名づけ、三十五度乃至三十六度は亞常温、三十六度乃至卅七度五分常温、三十七度五分乃至三十八度は亞熱温、三十八度乃至三十八度五分輕熱、三十八度五分乃至三十九度五分中等熱、三十九度五分乃至四十度五分著熱、四十度五分乃至四十一度五分高熱、四十一度五分以上過高熱と名づく。

第六章 熱型の必要及其種類

體温を一日數回且つ數日間に涉り検査を要するときは、一の形型を生ず之れ即ち熱型にして、熱病に於ては大に必要あり、熱型を別ちて左の四種となす

- 一、稽留熱とは半度に超過せざる日差とは一日中に於ける最高温と低温の差を以て熱度の高く稽留し然る後速かに下るものなり、肺炎、丹毒、腸室、扶斯、麻疹等に於て之を見る
- 二、弛張熱とは一度乃至一度半の日差を以て熱度の経過するものなり、結核病に於ては多く是れを見る、弛張熱にして其日差三度乃至四度以上になるときは之を消耗熱と稱す
- 三、間歇熱は體温迅速に昇騰及び迅速に下降するものにして、此の熱の發作は正規的に反覆し來たるは其特徴にして、體温の昇騰時には必ず寒戰を伴ひ、其下降時には發汗を伴ふ、此熱定型は麻刺利亞病に於て多く見る處なり
- 四、再歸熱とは體温初め寒戰の下に高く昇騰し、此に數日間稽留し然る後發汗と共に下降す、後日再び前同一の發作を來すものなり

熱度の速に下降するを分利と稱し數日に亘りて後徐ろに下降するを散淡と稱す
 心動の状態心動は胸の動機にして之を検査するは診斷上必要なり勿論人は其心動の状態により
 略ぼ病勢を察知する事を得べしと雖も尙看護者は他覺的に検査する事必要なり心動は左側の乳
 下大約三指横經の處にして軽く手を按ずる時は明に觸知し得べし通常健康なる大人は一分時
 間に七十乃至七十五を算し小兒は百二十乃至百四十を算すべし疾病の如何により其數及び其他
 に變易を免れず其の頻數にして強勢なるもの之を心悸亢進と稱す

第七章 脉搏の状態

脉搏は通常脈と稱するものにして血液が動脈中に注ぐ毎に起る搏動なり人體に於て此搏動は
 種々の部位に於て知るを得べしと雖も通常橈骨動脈に於てするを最も便利なりとす今左手の
 脈搏を検せんとするには自己の左手にて患者の手を支へ右の示指、中指、無名指にて一様に
 橈骨動脈に觸れ其の性状を察すべし右手の脈搏を検せんには前と反對にすれば足れり凡て脈搏
 は心動に應じて起るものなるが故に其性質は凡て心動に一致すべし今脈搏は年齢により次の

如く差あり一歳百二十二歳百三歳九十五三歳乃至六歳九十乃至八十五六歳乃至十歳八十五乃至
 八十一歳乃至二十歳八十乃至七十五二十歳乃至五十歳七十五乃至六十老年六十乃至五十脈搏
 により順調ならずして其間少許の間歇あるものは不良の徴候を現はすものにして之を結代脈
 と云ふ

第八章 呼吸の状態

呼吸は健康なる人に於て順整にして其數大人に於ては一分間に十六回乃至十八回小兒に於いて
 は三十回乃至四十回なり今其呼吸の状態を検するには其數を算するは固より安靜なるや困難
 の状を呈せるや淺速なるや撞突状なるや或は肋式呼吸なるや腹式呼吸なるやに注意せざる可ら
 ず腹式呼吸は主に男子にありて主として横隔膜の働により行はれ肋式呼吸は主に女子にありて
 肋間筋及び斜角筋の作用により行はる呼吸にして實に婦人は妊娠の重任あるが故腹式呼吸を行
 ふ事不能安靜なる状態にあらざるを呼吸困難と云ひ其吸息に全補助筋の痙攣性緊張を見るを吸
 息性呼吸困難と云ひ呼吸に腹筋の介助を藉るものを呼息性呼吸困難と云ふ又其吸息性及び呼息

性を共にするを單に呼吸困難と稱す呼吸運動全く缺如したるを無呼吸と云ふ又呼吸の際疼痛を感ずる患者は呼吸時に顔面を變感むるにより之を察知する事を得べし今此等呼吸の状態を検査するには或は露呈したる胸部の視察により或は胸上若くは腹上に軽く手を接して其搖動を検するなり又鼻腔の前に手を置きて検査する事あり今瀕死者或は假死者に於ては呼吸極めて微弱なるが故硝子鏡を其鼻口に接近して其曇るや否やを検し或は輕き羽毛を鼻口の前に懸して其搖動の如何により判斷する等なり

第九章 咳嗽及び咯痰の状態

咳嗽及咯痰の有無及び其性質を知るは診斷上治療上最も必要な事なり咳嗽は即ちセキにして咯痰は咳嗽に際し排出せらるゝ氣管及び喉頭内の物質即ち痰なり咳嗽のみにして咯痰なきものを乾咳と稱し咳嗽に咯痰の交るもの之を濕咳と稱せり又咳嗽時久しきに亘るときは苦悶を覺え諸部の疼痛を併發す今其咯出したる痰の性状については最も注意して検査すべきものにして其色臭氣調度量其他咯出の回数に至る迄注目する必要あり痰の色には種々ありて褐赤色なるを

錆色痰と稱し血液の混じて赤色なるを血痰と稱す其他橙黄色痰綠色痰等あり内最も注意すべきは血液を交へたる痰を咯出したる場合にして血液流動性なるか泡沫状なるか暗赤色なるか鮮紅色なるやを検すべし又咯痰の臭氣を検するに通常無臭性なるも疾病により惡臭甚しきもの或は甘臭を帯びたるものを咯出する事あり又其調度にも稀薄にして泡沫状なるあり粘調にして膿状なる事あり尙其反應は常にアルカリ性なりとす其量の多少は皆不定なるが故注意して量らざる可らず其大量は二十四時間中一リテールに達する事あり凡て咯痰は必要な場合貯蓄し置き醫師の検査を受くべし

第十章 胸痛の状態

胸部に疼痛ある場合は其部位と疼痛の性状に注目せざる可らず一側のみならず或は胸部一般に或は一小部分にや其疼痛は如何なる場合に多く發するや身體の位置等により疼痛に變りなきやを検察する事最も必要なりとす

第十一章 胸廓測定法

胸廓測定法は直接看護者に必要なが如しと雖も或疾病に於ては其形態を測知する事を要する事あり胸廓の周囲は仙迷に畫度する處の測帶を以て之を測る即ち前方に於ては乳頭下に密着し後方に於ては肩胛下隅の直下の部位に於て計るものにして身體全長の半部に達すれば可なり又胸廓の左右及び前後經は通常骨盤計を用ひて之を計る

第十二章 肺量測定法

肺量測定法は豫め吸入して呼出す氣量を測定するものにして即ち最深吸息の後排出せらるる氣量なり之を肺活量と稱し通常フチンソンの肺活量計を用ふ肺活量は平均女子に於て二千五百立方仙迷男子に於て三千六百仙立方迷にして倭小なる人小兒老人等之より少量なりとす尙呼吸器病及び腹部膨滿に於て又減す

第十三章 消化器の状態

消化器の状態も極めて綿密に検査すべきものにして第一食慾の如何に注意し尙時々尋問する事必要なり多くの病は通常食慾減少し全く食慾を存せざる事あり又疾病により却て食慾過度に進む事あり或は義務的に食餌をなす事あり舌は看護の際必ず屢々之を検査すべし之管に消化器に關するのみならず全身に關する症候を呈出すればなり舌につき検査すべき事は舌苔の有無又乾燥けるや湿润れるや嚙切或は龜裂を存せざるや及び其の光澤について知るを要す諸多の熱性病に於ては舌面乾燥し往々舌上龜裂して出血し且つ褐色の苔を被るを見る舌を検査すると共に口唇及び齒牙其他口内粘膜等一般に検査せざる可らず尙味覺に異常を來す事又屢々にして不良となる事苦味を感じる事不快の味覺を存する事或は全く無味を覺ゆる事あり今此等を吟味すると共に患者が如何なる味に嗜好を有するかを充分注意せざる可らず

第十四章 惡心及嘔吐の状態

悪心は胃中に於ける苦悶の感覺にして通常胃部飽滿の感存すべし嘔吐は胃中の内容物時として腸中の胆汁或は糞汁の逆流して口より出たる状態にして嘔氣は先に嘔吐の前階となりて來たる今嘔吐したるときは其時期度數服藥及び食前食後の關係の如何又嘔吐の際苦悶するや否やを注意し又吐出物については其色量臭氣及び内容物の性質について檢すべし通常不消化の食物を吐すれども又種々の異なる場合あり其血液を混じたるは吐血にして胃潰瘍或は癌腫等に於て見らる處なり又時により糞便を吐出する事あり之を吐糞と云ふ其他嘔吐及び悪心の他消化器に起る徴候として暖氣吐酸嘔噎等の有無及び唾液分泌の状態等に注目すべし

第十五章 便通の状態

通常便通は一晝夜一二回にして稍々軟なりと雖も時として二三日間便通なき事あり或は一日三回以上にして流動性なる事あり即ち初を便秘と云ひ終りを下痢と稱す看護者は便通及び糞便につき注意すべき事種々あり一晝夜の大便秘の度數量の多少大便の色臭氣硬軟異物の存否等可成精細に注意せざる可からず大便の色は通常褐赤色なるも又諸種異なる色現はるゝ事あり小兒の腸

加答兒に於ては屢々綠色を呈し血液を含有したる時鐵劑を服用したる時又或る食物及藥劑により暗色を呈する事あり又黃膽にありては灰白色を呈し來たる事あり暗褐色の糞便は一着に血液を斷定し得べく米泔汁様の大便秘は虎列刺に於て見るものなり今大便の硬くして潤燥せるものを硬便と稱し形を存するも軟きものを軟便と稱し流動形なるを水便と稱す腸加答兒に於て糞便軟く粘液状となりて饒多の漿液を混じて液状となる虎列刺にありては肉眼的上皮を有する外何者も糞便中に存する事なし腸室扶斯にありては糞便豌豆粥状を呈すべし大便の反應は通常は中性或は亞兒加里性なり小兒の下痢に於て酸性反應を呈する事あり今糞便中の異物を檢するに血液膿汁及び動物性寄生蟲蛔蟲 糞十二指腸虫 蟻虫等を發見する事あり大便の檢査を要する時は一定の器物に入れて密閉し置くを要す

第十六章 尿の状態

尿については其排出一日何回なるや其分量の多少色明濁臭氣等を檢すべし普通二十四時間の尿量は健全なる人に於て千五百乃至二千立方仙迷なるも病症によりて増加する事あり或は減少

する事あり或は尿排出の歇止する事或は其度数に於ても其状態により差あり普通尿の色は大概金黃色なるも食物の關係或は疾病の状態により變化あるを免れず即ち飲料を多用する時は尿色稀薄となり之に反すれば濃厚なり熱病者或は下痢發汗の後に於ては尿褐色となり石岩酸中毒の際綠色或は黒色を現はすべし今尿中に血液を混存したる時は赤色赤褐色或は黒褐色を呈すべし又其明濁は硝子器に取りて檢するを得べし尙其臭氣を按ずるに常尿は芳香性の臭氣を有するも疾病により厭ふべき惡臭を放ち或は果實様の臭氣を發する事あり醫士の求めにより檢尿の場合は成る可く早朝に漏したる者を一定の器に貯ふべし

第十七章 皮膚の状態

皮膚の色澤浮腫及發疹の有無發汗の状態等に注目せざる可らず皮膚の色澤は種々にして或は蒼白色紅色黃色銅色銀色等を呈する事あり又口唇結膜耳鼻尖指爪及び足先の如き部に於て青灰色或は青赤色を現す事あり之を稱してチアノーゼと云ふ浮腫は皮下の蜂窩織内に液體の集積したるものにして皮膚は爲めに腫張して常態を失ひ蒼白色となり滑澤にして皺壁を留めず指頭

を以て之を壓する時は壓痕を生ずへし高度の浮腫にありては表皮上に水泡を生じ破裂して絶えず水液を滲出すべし發疹は單に皮膚の疾病として現はるゝものあり或は諸多疾病の一症候となりて來るものあり後者殊に注目すべきものにして猩紅熱 疱疹、麻疹、室扶斯等の診斷上必要なるものなり尙患者につき發汗の有無を檢査すべし若し發汗ありたるときは全身なるや一局部なるや其汗は臭氣を帶ぶるや否や有色なるや否や又發汗に際し身體に寒冷或は溫暖の感を覺ゆるや發汗久しく持續するや及び發汗したる時間等に注目すべし

第十八章 精神機能の變化

精神の機能は種々の變化あるものにして

- 一、鬱憂状態は其精神に心痛あるときに起る處の症狀なり
- 二、發揚状態は精神機官に變化ありて感情の只爽快なるものなり
- 三、睡眠状態は意識全く亡失して強劇の刺戟を與ふるも少しも之に感せざる状態にして嗜眠とは高聲にて喚起するときなど一時醒覺むるも直に再び睡眠に陥るものにして又一時的に意識の混

濁を來すもの之即ち眩暈及失氣と稱す

四、魯鈍とは智力に障害あるものを云ふ

五、讒言とは患者高熱に浮かされ或は睡眠中の狂人が高聲を發し妄語を放ち或は解す可らざる語を發するを云ふ

六、忘覺とは精神に狂ありて來たる知覺の誤謬にして幻覺、錯覺の二種あり幻覺とは外物なきにありと見音なきに音を聞き香なく味なく觸れざるに之を感ずるものにして錯覺とは外物を見誤り或は聴き誤まるものなり

七、妄想とは途方もなき事を考ふるを云ふ

第十九章 知覺機の状態

一、知覺異常は諸種の自覺的に起る觸覺の異常にして皮膚に蟻の走る如き痒感を覺え或は輕く刺すが如き疼痛時としては劇痛を發し又灼熱性の疼痛を感ずる事あり

二、頭痛は甚だ多く患者の憂ふるものにして其状態につき尋問し置くは最も必要なり即ち其時

期疼痛の度部位等に注意すべし

三、皮膚の知覺機につきて觸神、壓神、溫神、部位神、痛覺の健全なるや否やを検査する等甚だ必要なり

第二十章 運動機状態

一、痲痺は隨意筋の隨意運動減弱し或は全く消失りたる状態三して一肢或は一二の筋屬に限らるゝを局處痲痺と云ひ全身半側の痲痺を半身痲痺(半身不隨)と云ひ身體の左右同一局部に來る痲痺を截癱と云ふ其他筋の隨意運動全然痲痺したるものを全痲痺と云ひ尙多少隨意の運動を營む事を得べきものを不全痲痺と云ふ尙或部を刺戟するに當り反射的に筋の收縮を來す状態を稱して反射と云ふ皮膚反射、腱反射の二種あり膝蓋腱反射の状態は脚氣診斷上大なる價値を有す

二、痙攣とは患者の意志に出づる事なく或は全く意志に反して病的に起る筋の收縮を云ふ強直性間代性痙攣の二種ありて強直性は筋の收縮間斷なく持續するものにして間代性は筋の短き收縮弛緩の速かに相交代して來るものなり

第拾編 治療上の介助

第一章 水薬の與へ方

水薬は往々其薬剤沈澱して上層と下層の成分を異にする事あれば之を與ふる前には必ず常に震盪せざる可らず又其服用すべき量誤まらざる様注意すべし而して水劑は仰臥の位置に於ては飲み難く稍々なりとす然れども重病者にして起座し能はざるものは頭首を少しく側轉せしむるか或は頭首を僅かに支持して與ふべし今與へ終れば硬く活栓をなし置き不潔なる塵埃の瓶中に入り或は空氣の爲め其作用に變異を來すを防がざる可らず

第二章 散薬の用ひ方

散薬は之を舌の上に乗せ微温湯を吞ましめて服用せしむべし然れどもその量多き時には先づ散薬を一定の器内に入れ之に少許の水或は湯を加へ能く攪拌して嚥下せしむるは最良法なりとす

第三章 丸薬の用ひ方

若し其一分器底に残留するときは更に水を加へて與ふべし散薬甚しく苦味にして嚥下し難きものはオブラードに包むか或は吉野紙の如き薄き紙を以て被包し少許の水を以て嚥下するを良しとす今オブラードに包むには先づオブラードに適度の濕氣を與へ其中央に散薬を散亂せざる様に盛り四方より折り寄せて可成小き丸塊を作るべし尙散薬は膠囊と稱する膠を以て作りたる小囊に入れ服する事あり然るときは膠囊は容易く胃中に下り間もなく溶解するものなり

丸薬は諸薬中最も飲み易きものなり之を與ふるには少許の水を吞ませて口中を濕ほさしめ然る後丸薬を舌背の中央に置き微温湯を與へて嚥下せしむべし丸薬を吞むに苦む患者には麵麩の如きものに包みて與ふるを可とす

第四章 油薬の用ひ方

薬劑中最も服用し難きは油薬なり然れども油薬として多く用ひらるるものにして就中蓖麻子油

肝油の如きは服用すべき場合屢々あり今油薬を服用せしめんには豫め器に水を少し入れ其中央に油薬を静かに注入し一頓に服用せしむべし胸悪き患者に飲ませんには之に肉桂水薄荷水拘攣水等の如き芳香性物の少量を加入して用ふるは大に宜し

第五章 滴劑の用ひ方

滴劑は薬器の少許を與ふる爲めにして大低劑薬なれば其一滴と雖ども注意して其量を違ふべからず滴劑は滴劑計と稱する器によりて滴用せらるゝものにして通常清水砂糖湯葛湯等に和して用ふるものなり今滴劑を與へんには先づ器内に滴劑を滴下し置き然る後他物を混すべし然らざれば往々薬液を滴下し過ぎて他物と共に放棄せざるに至る注意すべし

第六章 塗布薬の使用法

塗布薬は皮膚及粘膜上に塗布して其効を致す薬劑にして此法を行ふを塗布法といふ今日塗布薬として用ひらるゝものは沃度丁幾カンフル丁幾硝酸銀水等にして其塗布すべき部位は諸部の皮

膚及咽喉齒齦鼻腔の粘膜等にして今此を塗布せんには薬液を浸したる毛筆或は柄に綿球の付きたるものを用ひ又口腔鼻等に硝酸銀液などを塗布したる後は毎回必ず清潔に洗滌し置かざる可らず

第七章 塗擦薬の行ひ方

塗擦薬は皮膚の一部に擦入するものにして之を塗擦法と云ふ普通塗擦薬として用ひらるゝものは軟膏殊に灰白水銀軟膏油類酒精劑にして皮下に擦入せんとするには其一定量を取り裸指或は手囊を以て被ひたる指を以て之を局部に擦入すべし然る時は薬劑は漸次皮下に注消せらる即ち酒精劑にありては暫くにして皮上乾燥するに至り軟膏及油類にありては遂に其一部を残すに至る塗擦法を行ひ終れば局部に繃帶を施し看護者は其手指を清洗すべし

第八章 膏薬の効用及貼付法

膏薬は皮膚及び潰瘍部に貼りて其作用を致すものにして即ち潰瘍したる皮膚剝脱面の保護者と

なり或は痛を去り熱を消滅すべき効を有し或は防腐の力を呈し或は皮膚より吸収せられて其効を致し或は疥癬蟲の如き寄生蟲を殺す力あるものなり膏藥には軟膏硬膏の二種ありて軟膏は近時多く用ひらるゝものにしてリントに塗抹し局部より稍大きく貼用し硬膏は適當の濕氣を加へ然る後貼用すべし

第九章 含嗽劑の効能及方法

含嗽劑は口腔を洗ひ清め或は疾病に對し直接の作用を致すものにして此法を含嗽法といふ即ち一定の藥液を口中に含み之を吐出する法なり普通含嗽劑として用ひらるゝものは收斂性藥消毒性藥劑にして鹽剝水硼酸水等は好んで用ひらるゝものなり含嗽は五分間計りの間數 同行ひて一劑と定め一時間乃至三時間毎に數度を行ふべし但し病症により更に劇しく含嗽を用ふる事あり凡て此等の含嗽劑は藥液を嚥下せざる様注意すべし

第十章 撒布劑の必要及方法

撒布劑は皮膚面粘膜面に撒布して其の作用を致さしむるものなり普通撒布劑として酸化亞鉛(亞鉛華)デルマトール甘汞等にして酸化亞鉛デルマトールは收斂性を有して分泌物を防ぎ又甘汞の如きは吸収の目的を以て多く眼内に撒布せらる今撒布法を行ふには藥劑を綿布に包み或は綿花に含ましめ或ひは毛筆の清潔なるものに含ましめ或ひは拇指と示指との間に採みて用ふべし

第十一章 芥子泥の効用及使用方法

芥子泥は皮膚に貼して強き刺激を起さしむる作用あるものにして腹痛癱瘓私等の如き疼痛甚だしき時局部に貼し又卒倒者或は假死者にありて心臓部上膊内面腓腸足蹠等に貼するときは能く知覺精神を回復する事あり芥子泥は芥子を能く解きて紙片に薄く展ばして製す今之を貼付するに知覺過敏なるもの或は皮膚軟弱なるものにおいて皮上に薄布或は紙片を置き其上に芥子泥を貼用して暫く時を経局部に疼痛を覺え或は赤色を發するに至れば直に之を脱離すべし其間大約十分間にして長き間決して貼用すべからずこれ水泡を發すればなり殊に知覺亡失せる患者

にありては最も注意すべし芥子泥を除去したる後は微温湯を以て其部を洗ひ或は油類を塗布し或は粉類を撒布し或は綿花にて被ひ綿帯を施すべし芥子泥は外物に觸れ易き部位或は壓迫を受け易き處又臍部及乳房の如き場處は其貼用を避くべし

第十二章 座薬の効能及挿入法

座薬は直腸中及尿道中に挿入すべき様作られたる薬剤にして肛門座薬尿道座薬の二種あり共に一定の薬剤を以て一定の大きさに作らる小兒に於ては灌腸の代用として大便を通利せしむるに用ひらるゝ事多し灌腸の代用に使用せらるゝ座薬は餘りに硬からざる石鹼を取り長さ三センチメートル(我が一寸)底を一センチメートル(三分三厘)の圓錐を作りワゼリンを塗布して肛門内括約筋を越えて深く挿入し置く時は座薬は體温により次第に溶解して作用を起すべし

第十三章 冷罨法の効用及其方法

冷罨法は身體の一部を冷却して機能を静め炎症を防ぎ疼痛を去る目的の爲めに行はるゝものなり故に冷罨法は頭痛衄血其他書見などの長く續きて眼に疼痛を覺えたる時頭部に施すときは大に快感を覺え又身體の一部に焔衝を起して疼痛の甚しき場合毒蟲に刺されて腫痛を發したる際に用ふる時は大に緩かならしめ尙心臓の動氣強き時發熱甚しき際胸部或は頭部の冷罨法には冷水或は藥品を和したるもの一或は氷を以てし甲を冷水罨法乙を氷罨法と稱せり今冷水罨法を行ふには冷水を直接局部に噴注せしむる事あるも普通は冷水を布片に浸し軽く絞りに患部に貼し或は氷嚢に冷水を入れて用ひ五分間毎他の清冷なる水と交換すべし尙他にゴム管を以て帽子状のものを作り之を局部に貼し一端より冷水を注ぎ他端より排出せしめて絶えず冷却せしむる法あり又氷罨法は水の代りに氷を用ふるものにして氷嚢に入れ局部に貼するを便利とす即ち一様の小さき大きさに割りたる氷嚢中に入れ嚢の四分三に至らしめ成べく空氣を驅除して其口を緊め患部の上に一葉の布片を置きて其上に氷嚢を貼すべし今氷罨法を行ふ際患者劇痛を訴へ或は患部變色する等を發見したる時は罨法を中止し醫士に告ぐべし

第十四章 溫罨法の利益及其方法

溫罨法の主用は局部を温めて病勢を緩め疼痛を止め或は吸收機能を促し或は膿潰を早むる爲めの目的に行はれ濕性乾性の二種ありて其用ふる目的少しく異なれり即ち僕麻質私などには乾性に温ため腸加答兒の如きは濕性のもを適當とするが如し今濕性溫罨法を行ふ方法には種々なる装置あり

- 一、溫湯藥物の煎汁など良く用ひらるゝものにして其液汁を木綿布或はフランネル布に浸し適當に作り患部に貼すべし温度は身體に適當なる様なるべし
- 二、琶布は亞麻仁大麥などを臼にて搗き碎き水を注ぎ煎じて粥狀となし布片に包みたるものにして先づ患部を油紙を以て被ひ其上に琶布を貼し更に油紙にて被包し屢々温きものと交換すべし
- 三、温き粥は琶布の代用として効を奏する事多く米飯を摺木にて摺り柔くして温め用ふるものなり

四、ブリスニツク氏罨法は濕性溫罨法の一にして此法は綿布を數層に疊み微温湯に浸して軽く搾り患部に貼し其上を油紙にて被ひ更に毛布を以て被包するものにして始終發熱する蒸氣によりて身體は断えず温めらるゝものなり又乾性溫罨法は或物品を乾きたる状態に於て温め之を以て局部に貼し溫罨法を行ふものにして之に用ふるものには温めたる毛布、灰囊、砂囊或は熱したる煉瓦灰爐湯婆等なり尙注意すべきは罨法品を温むるに當り其熱度の最も適當なる様心懸くる事にして過熱なる時は爲めに火傷等を惹起する事ありなほ煉瓦温石等を用ふるには一旦布片に包みて患部に貼すべし

第十五章 吸入法の必要及其仕方

吸入法は藥液を蒸汽装置によりて細霧となし吸入し以て喉頭氣管氣管枝の疾病に其作用を施さしむるものにして之を行はんに吸入薬と吸入器を要すべし尙吸入法は眼科患者に之を用ふる事あり今吸入器を使用するに其蒸汽鐘に水を盛り熱を與ふる時は蒸發氣の嘴管より發する際硝子器中の吸入薬は細霧となりて噴出し來るべし今や患者は身體の一部分を被ひ其噴出し來る薬

劑の一定量を吸収す此際呼吸を行ふは尋常の如くにして別力を用ふるを要せず一定の時間の後吸入全く終りたる時は患者は身體を安静にし三十分間室外に出でざるを良しとし吸入器は注意して清掃し貯ふべし尙吸入薬として揮發性の藥物を用ふる事あり即ち其二三滴を布片或は手巾に滴下し鼻口の前に保持するにあり然る時は薬劑は揮發してこゝに吸入せらるゝに至るものなり

第十六章 灌腸法の目的及其方法

灌腸法は肛門より腸内に一定の薬液或は滋養物を注入して諸種の作用を致さしむるものにして其目的の異なるは通利灌腸、滋養灌腸、止瀉灌腸、誘導灌腸、鎮痛灌腸、殺蟲灌腸等の種類あり通利灌腸は大便秘を排泄する目的にして三百瓦乃至一千瓦の微温湯或は之に一二食匙の食鹽を加へたる者或は三十瓦の石礫を溶解したるもの或は十五瓦乃至三十瓦のグリセリンを用ふ滋養灌腸は患者の衰弱せるか或は他の疾病によりて臆下する能はざる場合に行ふものにして牛乳、卵、肉羹汁を用ふ止瀉灌腸は下痢を止むる爲めにして通常燕麦煎汁、澱粉液、或

は亞麻仁煎汁其他一定の薬劑を用ふ誘導灌腸は通利灌腸の前に注入するものにして緩和の煎汁を用ふ其他鎮痛灌腸殺蟲灌腸等皆一定の薬劑により行はる灌腸法を行はんに通利イルリガートルを用ふべし一定の灌腸液を入れ能く混和せしめ尿管を清浄に拭ひたる後イルリガートルを高く上げて尿管より液を少しく出してゴム管中の空氣を驅除し置き看護者は患者の一侧に蹲坐し左手の拇指及び示指を以て其肛門を開き灌腸器の先端に阿列布油屈利設林等を塗り徐に肛門に挿入しイルリガートルを高く上げる時は液體は腸内に流注す液體已に注入したる時は尿管を脱すべし又リスリン灌腸は一定の灌腸器によるべし看護者灌腸の際屢々病褥を不潔ならしむる事あれば油紙を以て病褥を被ふを良とし又豫め便器を用意すべし灌腸既に終りたる時は灌腸器を温湯にて洗滌し又消毒すべし殊に傳染病患者に用ひたる場合は一層の注意を要するものなり

第十七章 皮下注射法の目的及其方法

醫師の行ふものにして素人には必要なきも先づ皮下注射を施すには薬液を一定の器によりて皮

下に注射する法にして此法は可成迅速に薬剤の効を致さしめんとする場合及び患者内服によりて薬を攝取する能はざる場合に用ひらる而して通常醫士により行はるゝものなれども看護者も亦其一般の使用法を知らざる可らず今注射に要するものは皮下注射器（通常ブラワツ氏の注射器）及び注射薬なり注射薬は種々ありて鎮痛の目的には莫爾比涅、古加因等の麻酔薬を用ひ失神卒倒したる時或は患者虚脱の恐ある場合にはカンフルエーテル等の如き興奮劑を要し又不眠甚しきか或は精神病者の如く躁暴を致すものには催眠劑を與へざる可らず皮下注射器は硝子性の唧筒子にして筒基に皮目を刻し栓子を牽引する時は薬液を筒内に吸引せらる又尖端には管狀の針ありて皮下に刺入すべし今皮下注射を行ふには先づ注射器の使用に耐ふるや否やを檢し然る後此の器の全部を二十倍乃至三十倍の石炭酸水中に投じ數回石炭酸水を吸入射出して能く消毒したる後初めて一定の注射液を吸入し針を上方に向けたる位置に於て栓子を壓上して一二滴の液を出し同時に瓶中の空氣を排除すべし此に於て注射部の皮膚を左指に挟み右手に注射器を取り可成早く針を皮下に刺し栓子を壓して薬液を注出し後靜かに針を抜き取り指にて其部を按撫し薬液を反流せしめざる様注意すべし而して創口には絆創膏を貼し置くを良しとす注射終

らば注射器は清淨に消毒し針中には金屬線を通し靜に納め置くべし注射に最も適當したる部位は上膊の前面にして骨に近き部及び大血管の近部は避くべし但し患部と隔りたる所にて注射するも格別其効力に差異なし

第十八章 カテーテルの必要及使用方法

醫士が行ふ法にして尿の排出困難なる場合若しくは尿失禁ありて常に病床不潔になり易き場合等尿道カテーテルを以て尿を排出し或はカテーテルを挿入したるまゝ一定の處置をなさざる可らずカテーテルには銀製のものゝと護膜製のものゝとありて軟性護膜製のものを用ふるを便利なりとす之を使用するには豫め千倍の昇汞水或は三十倍乃至五十倍の石炭酸水中に二十分間浸し置き之を挿入するに男子にありては患者の右側に位置を占め左手にて陰莖を握み右手にカテーテルを持ち靜に尿道口より挿入し膀胱に達せしむべし女子にありては左手にて陰口を開き右手にカテーテルを持ち挿入すべし

第十九章 吸角の必要及使用法

吸角は血液を一方に誘導し或は血液の一部を射出する爲め必要にして乾角法及血角法との二種あり乾角法は看護者の通常行ふ事を得べきものにして之に要する器は吸角摺附木酒精綿手拭なり之を使用するには先づ吸角を清拭し小さき綿に酒精を浸して吸角内に入れ火を點じて燃焼せしめ直に之を皮膚上に壓貼する時は外氣の壓力によりて皮膚は其中に膨隆し血液此に充滿すべし普通吸角を壓貼する部位は背部項部肩部及胸腹等極めて多肉の處を可とし骨高き處には用ふ可らず又血角法は初め乾角法によりて血液を一局部に充盈せしめ置きて濁血機によりて皮膚に創口を作り更に吸角を用ひて血液を排出せしむるものにして通常醫士によりて行はる

第二十章 水蛭の効用及貼付法

水蛭は血液を吸収せしめんと目的を以て身體の或る部分に貼附せしむるものにして今此を貼附せしめんには局部を石鹼水にて能く洗滌し再び淨水にて洗ひ然る後柔き布片にて水蛭を貼

るべし水蛭若し局部に附かざる時は皮上に少許の乳汁砂糖水麥酒を塗布すれば可なり水蛭の已に附着したるときは靜に之を保持する時は十分なる血液を吸収して自ら離脱すべし若し離脱以前に於て之を取らんには其頭に少量の食鹽を振り掛け決して無理に離さしむ可らず水蛭既に脱したる後は清潔なる布片にて壓する時は自然に止血すべし水蛭を貼する部位は醫士の命する所に隨ひ表面に靜脈の存するか或は動脈の甚しく搏動する部位を避けざる可らず尙一回使用したる水蛭は再び使用す可らず殊に甲患者より乙患者に用ふが如きは必ず嚴禁すべし

第二十一章 按摩法の價值并に施用法

按摩法には輕擦法、摩擦法、揉捏法、拍打法の四種あり輕擦法は軽く手掌を以て患部を撫擦し摩擦法は拇指を以て患部を輪狀に摩擦するもの揉捏法は組織を拇指と他の四指との間に握み壓力を増減して揉むもの拍打法は手掌尺骨側を以て患部を軽く打つものなり今按摩法の利益を検するに血行障害に因する疾病の如き大に卓効を奏する事あり殊に頸部按摩法の如き實に靜脈血の還流を催進して頸動脈の領内に於ける血管の充血を除くが故に腦及び皮膚の急性充血等に施し

て大に効あり尙神經痛にも著しき効あり即ち神經痛は神經及び神經鞘の病變及び炎症滲出物等に原因するものなるが故に按摩法を施して障害物なる炎症等を吸収せしめ容易に疾患を治癒せしむ腹部按摩法即ち按摩術は胃及び腸の運動を鼓舞し血液及び淋巴液の運行を旺盛ならしめ又糞便を排除する力あるものなれば腹部の疾患殊に膈加答兒消化不良胃痛胃擴張症鼓腸便秘等に最も効あり又産婦に對しては陣痛を喚起せんが爲め胎兒の異常位置を調整せんが爲め胎盤を除去せんが爲め産後強出血を制せんが爲め用ひられ尙婦人科の疾病に於ては子宮及其附近の慢性疾患即ち子宮内膜炎、子宮周圍炎、子宮位置異常、慢性卵巣炎等に賞用せられ外科的の疾患にありては皮膚の挫傷、骨折、關節諸病筋、痲痺質筋、萎縮等にして其範圍頗る廣し又眼の疾患にも之を應用する事あり即ち角膜の諸病結膜炎に効を奏す今按摩法は隨意に施すべきものにあらすして必ず醫士の指令に従ふべし

按摩法の不利なる時

第一、乳の按摩には乳を搾る事なく又摩擦すべからず二、化膿せる時三、腹部に瘤腫ある時四、腹膜炎等の焮衝の時五、妊娠時の初め六、結石病等にして其施行時間も凡そ一時間たるべし今

其割に分類すれば兩足二十分兩手に十分背部十五分胸部十二分頭部三分たるべし但し按摩は強くして和かならざる可らず

第二十二章 電氣の効用及種類

電氣は醫用上診斷及治療の目的に於て用ひらるゝものにして看護者たるもの又一班を心得置かざる可らず醫用に使用する電氣に二種あり一は平流電氣一名ガルバニ氏電氣にして他は感傳電氣一名フハラデー氏電氣と稱せり

第一節 平流電氣の装置

平流電氣の装置は甚だ複雑なりと雖ども就中主要の部分を電池、電源、把柄の三部となす電池は藥液を受容する處にして其藥液は器械により異なれり電源は液中に浸入するときは陰性電源は液の化學的變化を受け電氣を發生す陽性電源は電氣を集聚する處にして少しも液の化學的作用を受けざるものとす電源を液中に浸入したる後二種物體の外端(兩極と名づく)を銅線を以て結合する時は此線によりて電氣は陽性より陰性に導かる把柄は電氣局部に觸れしむるもの

にして海綿、金屬其他種々の物質を以て作らる完全の發電氣は尙多くの副装置を有するものにして第一算源器は平流電氣に缺くべからざるものにして隨意に其電源數を増減し得る小装置なり次に節電氣は電流強度を増減するの器なり其他連交器は電流の方向を轉換するもの電氣計は電氣強度を計算するの器なり今運搬すべき諸電氣器中最も廣く行はるゝものはストーレル氏の亞鉛炭電池なり此の器は二十個乃至五十個の電池よりなり電源は亞鉛及木炭よりなる發電液は稀硫酸一分、水八分又は十分よりなれるものにして尙少許の硫酸水銀を加ふ此の器を使用せんに先づ液を電池中に入れ其量は大凡器の本分に至らしめ各電池中皆一樣なるを要す然る後電源の各對を取り二個の電池中に挿入し電池の橋壁をして其電源板を隔てしむ而して已に施用したる後は電源を抜き出し之を乾かすべし發電液は數ヶ月間加入するを要せず只時々新に水を加へて蒸散せる水分を補充すれば足れり運搬し能はざる電氣器はジーメンズ、レマーク氏の運搬すべからざる亞鉛銅電池をブレンネス氏の改良したるを用ふ

第二節 感傳電氣の裝置

平流電氣の作用は管に之と直達に連續せる導體のみに限らず尙周圍近部の導體に電氣を發生せ

しむるものにして是即ち感傳電氣なりとす故に普通使用する感傳電氣裝置は一個若しくは二個の平流電氣と感傳裝置とを一函中に納めたるものなり感傳裝置の基本とする處はデユボア、レモン氏の橋形裝置にして絹糸を以て卷纏したる銅線を木製筒に纏絡したるもの第一第二の二條ありて第一螺旋條を平流電氣通じ第二螺旋條を感傳電氣流通す

第三節 電氣使用法

今或る物體に電氣の兩柄を密着する時は電氣は直に該體中を通過し陽性把柄より陰性把柄に移り其通行する際物體に種々の作用を起さしむ而して人體は能く電氣を通せしむ今電氣殊に平流電氣を四肢に通せんには先づ一個の把柄は大なる海綿にて被ひ且つ食鹽を加へたる熱湯に混じて之を該部位に貼すべし其部位は疾病により異なるれば醫士の命に従ふべし然し普通上肢を療するには頸窩に下肢にありては腰部に貼するを可とす又他の一把柄は海綿或は絲を以て被ひ前の如く濕したる後局部麻痺にありては其筋上に全肢の麻痺にありては手掌或は足趾に貼すべし尙使用者は其強度に注意して適當のものを用ひざるべからず而して通常は弱流より始め豫め看護者自身其顔面或は手に電流の強度を試むるを要す尙平流電氣を通ずるには可成導子の大な

るを選ぶべし殊に深部に作用せしめんには殊に然りとす流通の時間は一定部に作用せしむるに一分乃至二分を要し決して八分以上なるべからず然し數多の部位に流通せしむるには二分間以上十分間にして十五分を超ゆべからず其度數は毎月一回にて足れり

第二十三章 浴湯法の利益及種類

第一節 全身浴及浴後の手當

浴湯は單に身體を清潔ならしむる目的なるのみならず治療上に於ても亦大に供用すべきものなり殊に小兒の疾病は入浴により其効多く即ち下痢腹痛風邪不眠癩癩等大に輕快を得る事あり又大人に於ても佝僂質斯神經痛等の場合浴湯を行つて大に効ある浴湯法には全身浴局處浴灌傷浴射浴蒸氣浴等あり全身浴は全身一般に作用せしむる目的を以て行はるゝものにして今全身浴を行ふには全身を十分に入るべき浴槽を供へ其分量は患者の肩までに至らしむべし湯の溫度は醫士の命により之を定め殊に重病者にありては看護者は之を助けて浴槽に入らしめ其時間等大に注意すべし只し參考までに心得置くべきは冷水浴は五分間微温浴は十二分間温浴は十五分

間燒浴は五分間電氣浴又五分間を超ゆ可らず患者入浴中は能々其狀態に注意し若し入浴中眩暈嘔氣等を來す如き事あらば直に入浴を止めて冷水或は興奮劑を與ふべし入浴を終る時は身體を能く拭ひ温かき衣服を着せしめて病室に導くべし又時々注意して爪の伸びたるを剪り除き毛髮の亂れを直す等患者の憂鬱を起すべき事は看護者の注意緊要なりとす

第二節 局所浴法

局處浴には半身浴、座浴、臂浴、手浴、脚浴、足浴の數種あり今半身浴を行ふには患者を浴槽中に座せしめ其湯の量は患者の心窩部或は臍部に至らしむ座浴は身體半部の機關を療治する爲めに用ふるものにして患者の臀部及び下腹部を湯中に浸漬し餘の部分は毛布にて包圍すべし脚浴は浴湯中に患者の兩膝を入れしめ或は患者を椅子に倚らしめ尙仰臥の位置にありて膝を立てしめ臥褥上に浴盤を置きて兩足を入れしむるも可なり脚浴には通常温湯、熱湯、芥子湯、食鹽湯等を用ふ手浴、臂浴、足浴等は淺き浴盤或は通常の盥を以て行ふを可なりとす

第三節 灌水浴、射浴、蒸氣浴

灌水浴は患者を空槽中に坐せしめ頭上より瀑布の如く液體を灌水するものにして射浴とは液體

を線状にして射注するを云ひ蒸氣浴とは蒸氣を以て患者を浸漬するものにして今此蒸氣浴をなさしめんには一定の器械を要すれども假に之を行はんに患者を椅子に坐せしめ其椅子の下に大鉢を置き湯を盛りたる銅盤を掛け蒸氣を發散せしめて行ふべし

人工藥湯法

- 一、鐵浴 精製硫酸鐵三〇瓦乃至六〇瓦、精製剝篤亞斯一二〇瓦、
- 二、沃度浴 (全身浴)沃度加倍護五〇瓦乃至一〇〇瓦、
(局所浴)沃度加倍護五瓦乃至一〇瓦、
- 三、硫黃浴 硫化加倍護五〇瓦乃至一〇〇瓦入浴毎阿膠二五〇瓦を加ふ、
- 四、石鹼浴 白色加里石鹼一〇〇瓦乃至三〇〇瓦又常用石鹼二〇〇瓦、
- 五、曹達浴 (全身浴)炭酸那篤倍護二〇〇瓦乃至五〇〇瓦、
(局所浴)炭酸那篤倍護一〇〇瓦乃至二〇〇瓦、
- 六、昇汞浴 (全身浴)昇汞二瓦乃至五瓦を熱湯に溶解して用ふ、
(局所浴)昇汞〇、一瓦乃至五瓦を前同法にて用ふ

- 七、鹽浴 食鹽二〇〇瓦乃至四〇〇瓦、
- 八、海水浴 食鹽五千瓦乃至八千瓦を全身浴に用ふ、
- 九、芥子浴 芥子末一〇〇瓦乃至二〇〇瓦 (全身浴)を水にて攪拌し然る後湯に混じ用ふ (浴中に電氣を通じて電氣浴をなす事あり)

第四節 浴湯温度の區別及作用

今浴湯を其温度により區別する時は次の四種にして一、冷水浴は攝氏二十二度乃至二十八度二、微温浴は攝氏二十八度乃至三十二度三、温湯浴は攝氏三十二度乃至三十八度四、熱浴は攝氏三十八度乃至四十度なりとす浴湯は其の温度の如何によりて身體に及ぼす作用又異なり即ち熱浴及び温浴は皮膚の血管を擴張せしめ血行を良くし病的滲出物の吸收を催し悪き血液の滯滞を解かしむ又冷水浴は外皮の温を減少せし身體内部の温度を高めて温の發生を増加せしめ従つて新陳代謝の機能を盛ならしむるものなり

第拾壹編 救急の療法

第一章 挫 傷

挫傷は皮膚、筋肉等身體の軟部を外物に因つて打撲せらるゝか又は身體を外物に衝突する等總て鈍體(棒柱の如きものを謂ふ)の作用によつて起るものなり而して此症に罹るときは最初疼痛を覺え皮下の溢血によつて皮膚に暗紫色を呈はすものなり

救法、被傷部には冷水に蒸したる壓布を貼し或は氷片を油紙に包みて貼用するも可なり

第二章 捻 挫

捻挫は身體の軟部即ち筋腱等の伸展、挫碎或は分裂等にして之れ多くは歩行の際過つて足を顛覆し足關節を損して起る處の症なり而して之れに罹るときは疼痛甚しく通例捻挫せる部は腫起するものなり

救法、捻挫せる下肢は安靜に保ち歩行せしむべからず而して其部には冷水に蒸したる壓布を貼すること前法の如くすべし

第三章 脱 臼

脱臼とは骨と骨との關節をなしたる者が互に其位置を轉じて之れが爲めにその部の運動を妨ぐるものなり通常最も多きは肩胛脱臼とて肩胛骨と上膊骨との關節が脱する是れなり

救法、脱臼を起せしと想ふ時は試みに人をして其脱臼を起せし上部の骨を兩手にて固く保持せしめ他の一人は下部にある骨を把握し力を極めて下部の骨を牽引するときは脱臼せるもの還納して故の如く其肢の運動をなすことを得べし若し此法にて効なきときは被傷者を安靜に保護し前法の如く冷水にひたしたる壓布を貼し且つ速かに醫師を招きて治療せしむべし

第四章 骨折傷

骨折傷、外傷によつて骨折傷を起すときは其部に疼痛ありて殊に他人が其折傷せる骨を動か

すときは疼痛は一層劇しくして堪へ難きに至る且つ患者自から其骨を運動せしむること能はざるものなり又他人の其折傷せる骨を細心注意して動揺するときは其折傷端の互に軋轢する音を聴取し得べし之を傷折傷の一大確徴となすべし

救法、先づ被傷者をして疼痛を増さざる便宜の位置に居らしめ殊に他處に運搬せんとするものは釣臺又は戸板に乗せて動揺せざる様注意して運搬すべし而して骨折傷に罹るものを介保するには三人の介保者を要するを通例とす即ち甲者は被傷者の兩腋下に其兩手を挿入し乙者は臀部をさへ丙者は兩脚を保持して同時平等に被傷者を高舉して以て釣臺又は戸板に移すべし但し腕に骨折傷あるものは之を高舉して他に移すの前に球め其腕をして被傷者の胸部に安置せしむべし否らざれば被傷者を高舉するの際に腕の下垂するが爲めに堪ふ可からざるの疼痛を起す者なり其他被服を脱せしめんとするにも通規として健康なる腕又は脚側より脱せしめて後ち折傷側の腕脚に及すべし且つ此際勉めて之れがため疼痛を増さしめざる様注意せざる可からず

運搬臺に移せし後は被傷者は少しにても疼痛を減せしむるの位置に臥せしめ且つ其折傷せる部

は平坦にして柔軟なる敷物の上に安置し勉めて動揺することを防ぐべし又折傷部の兩側に長さ砂袋(手拭にて袋を縫ひ内に砂を盛つて用ひるもよし)或は坊主枕の細き物を置いて安保し其他折傷せる部には冷水又は氷水に蘸したる壓布を貼用するは殆んど通則なりと知るべし

第五章 創 傷

創傷は外傷のために軟部の切離せらるゝより起る處の者なり而して其凶器の種類に由て切創刺創、挫創等の別あり

救法、創傷を被りたる四肢は地平の位置に安保し決して下垂せしむ可らず加之出血甚しきときは被傷の部は少く高舉するを宜とす而して創の邊緣銳利なれば其兩縁を近接せしめて後ち幅一寸より二寸許に裂きたる木綿布を以て其部を數回纏縛するときは創縁互に接着して輕易の出血は之れがために歇止する者なり尙ほ左に兇器の異なるに由て起る創傷の種類を各別に論述せん

第六章 切創

切創は皮膚及び其下部に位する筋肉等を鋭利なる刃物にて真直に切離せらるゝを謂ふ即ち尋常見る處の刀創及び庖丁創等の類これなり

救法、先づ布片を冷水に蘸し之れにて創の周圍を清潔にし又出血甚しきときは哆開したる創縁を互に接着せしめて後創の大きさに齊しき幅の木綿を以て其部を纏縛し而して負傷せる部は地平に安置するか或は少しく高舉して安保すべし

第七章 刺創

刺創は鎗、錐又は針等の如き尖銳なる兇器に因て起るものにして其創は深く身體に刺入したるに貴要なる臟腑を創くることありて甚だ危険なるものなり

救法、先づ冷水に蘸したる壓布を創處に貼すべし若し出血止まざる時は厚く重疊したる壓布を貼し其上を一寸乃至二寸許の幅を有する長さ木綿條にて緊縛し以て創部を壓迫すべし

第八章 挫創

挫創、是れ棒の如き鈍體にて撲たれ或は柱等に衝突し爲めに軟部に創を被むる者を謂ふ而して該創を被むるときは尋常多くは化膿するものなり

救法、先づ創部に冷水に蘸したる壓布を貼すること前法の如くすべし其他出血甚しむるときは處置の如きも前に掲げたる切創に施すものと同一なり

咬創及び銃創も亦た挫創の一種にして疼痛劇しくして且つ治癒し難きものとす

第九章 火傷

火傷は其輕重に従つて三度に區別す即ち、第一度火傷とは皮膚赤色となり炎症を起すものを謂ひ第二度火傷とは水泡を呈し、第三度火傷に至ては皮膚及び其他の軟部は炭化して壞疽に陥るものなり而して尋常の火傷に於ては第一第二度の者混同せらるを多しとす又稍々重き火傷にあつては第一第二及び第三度のもの悉く混同せらることあり

救法、火傷部の疼痛劇甚なるときは冷水又は氷水に蘸したる壓布を以て其部を被包すべし或は冷水を其部に反覆灌漑するも可なり又芋薯を磨碎して之れを火傷の部分に塗布するも亦た良しとす而して疼痛の甚しからざる者に在ては其部に胡麻油等を塗りて其丁に綿花を貼し置くべし其他被傷者の冷水に堪へざる者には微温湯中に火傷せる部を長く浸し置くも亦た可なり

第十章 電 傷

電傷とは雷に撃たるか或は近傍に落雷したるが爲めに失神せる者等を謂ふなり

救法、雷電に撃たれて失神したるものを回生せしめんと欲するときは若し被撃者室内にあるときは先づ速かに窓牖を開いて新鮮なる空気を流入せしめ而して被撃者の身體に緊しく纏ふ所の衣帯は悉く之れを除き顔面に冷水を灌ぎ布片を以て四肢を摩擦すべし若し此法にて回生せざるときは後章に述ぶる所の人工呼吸法を施すべし

第十一章 凍 死

凍死は氷雪中を旅行する者に於て往々見る處の症にして衛生警察上等閑に附すべからざるの一症たり

救法、寒冷の爲めに假死に陥り身體の強直したる者は戶外又は室内に於て氷雪或は冷水に浸したる布片を以て細心注意して輕易に全身を摩擦し或は全身に雪を塗布し一人は摩擦し他の一人は同時に人工呼吸法を行ふべし而して身體稍や温を生じ或は生活機能の漸やく回復せしむるに至り布片にて全身を拭ひ乾かして後ち之れを温暖ならざる室内に移し更らに乾燥せる布片を以て全身を長く摩擦すべし

第十二章 昏 倒

昏倒とは一時人事不省となるの謂ひにして呼吸及び心臓の機能はたとへ衰へたりと雖も尙ほ依然存するものなり而して本症は種々の原因より來るものにして例之は劇しき精神感動(喜怒哀樂恐怖の類)或は劇痛又は久時温暖なる室内に籠居する等の如し

救法、先づ患者を仰臥せしめ頭部を低くし而して新鮮なる空気を室内に流入せしむべし又た冷

水を顔面に灌ぐも可なり患者既に回生するときには酒類（葡萄酒、設里酒の類）或は冷水を
與ふべし此法若し効を奏せざるときは須からく人工呼吸法を行ふべし

第十三章 縊 絞

縊絞は多く自殺の目的に出る者なれども間々謀、故、殺の所爲に出るものあり
救法、縊絞に起因して假死に陥りし者を救ふには其頸部を纏繞せる紐索を施すべし蓋し此際注
意して軀體を墜落せしめざらんことを要す而して頸圍の紐索を除き次で身體に纏ふところの衣
服を脱却せしめて戶外或は窓牖を開放せる室内に移し新鮮なる空氣を呼吸せしめ且つ縊絞者に
半臥位を取らしめ頸首を少しく高舉し顔面に冷水を灌ぎ布片を以て四肢を摩擦し且同時に他人
をして人工呼吸法を行はしむべし而して此法に依て幸ひに回生したるものには湯茶又は酒類等
を飲ましむべし且つ宜しく看護し決して放置すべからず殊に自殺の目的に出たるものは再び縊
死を企つるの恐れあればなり

第十四章 溺 水

溺水、之れ自殺の目的に由るか或は誤つて溺没するにあり又た時としては謀、故殺の所爲に出
るもの間々之れあり

救法、溺者を救済せんには速かに水中より引揚げ直ちに口腔を掃除し然る後ち稍や温暖なる室
内に移し衣服を脱却せしめ身體を拭ひて仰臥せしめ頸首を高くすること前法に同じ而して布片
を以て四肢を摩擦し且つ身體を温包し同時に他人をして人工呼吸法を行はしむ又溺者漸やく運
動を始むるか或は僅かに呼吸機能を始むるときに至れば羽毛を以て舌根を刺戟し以て吐逆を起
さしむべし又た嘔下し得るの期に至るときは温湯酒類或は煎茶等を與へ温暖なる衾褥中に安臥
せしむべし

第十五章 假 死

假死とは人事不省となりて諸他の感覺を失ひ一見昏も死するが如く而して呼吸は極めて微弱に

して今ま假死者の顔面に耳を近づけ注意して呼吸の存否を検するも殆んど認むる能はず而して心臓の鼓動及び脈搏の如きも之れを觸知し得ざるに至るものなり

救法、總て假死に陥りたる原因の尙ほ存するときは直ちに之れを除くべし例之は縊死せんとしたる者は速かに其紐索を斷ち且つ頸部を纏繞する紐索を解くが如し而して直接の原因を除きたる後は新鮮なる空氣中に安臥せしめ而して其位置は人工呼吸を行ふに便ならしめ頸首は少しく高擧し且つ周圍より人の相集まつて看護し得らるゝ様注意すべし而して身體を緊迫する處の衣帶は總て之れを脱却せしめ次で鼻口内を掃除すべし殊に口内を掃除せんとするには示指に手拭又は布片を捲きて以て口内に送入するを良しとす斯くして後ち初めて人工呼吸法を行ふ者とす而して「ユタンボ」或は溫石を以て假死者の軀體及び足部を溫むべし但し假死の原因凍死にあるときは決して溫む可らず其他患者の四肢は「フラネル」の如き布片を以て摩擦し冷水を顔面に灌ぎ或は醋又は薄荷精の如きものを嗅引せしむべし若し假死者の口を開き得るときは羽毛の如きものを口腔に挿入して咽喉を刺戟するを良しとす

附 人工呼吸法

人工呼吸法 先づ患者を仰臥せしめ其腹部に施術者の兩手掌を接着し反覆一擧一壓して凡そ三十分時乃至一時間持續すべし蓋し此法或は術者唯だ一人にて行ひ得るの法にして若し施術者二人あるときは甲者は前法の如く腹部に兩手掌を接着して整然一擧一壓し乙者は指に布片を捲き患者の舌を撮みて口外に牽出し以て舌の退縮して大氣の氣道に竄入するを妨ぐるの害を避くべし

又た患者を臺上に仰臥せしめ頭を低くし舌は前法に倣つて口外に牽出し術者は患者の頭方にあつて兩手を以て患者の肘關節直下部を握り而して後ち患者の手を頭上に引き延ばし二秒時間を経て其手を引き下げ患者の兩胸側を強壓すること二秒時間にして復た頭上に引き延し次で之れを引き下げて胸部を押壓すること前法の如くし一分時間に凡そ十五回反覆すべし

マルシャルハル氏法、假死者の衣帶を脱して伏臥せしめ衣服を卷きて之を胸廓上部と地上の間に挿入し術者は手掌にて左右肩胛骨間を平等に壓迫し二秒時間にして横臥せしめ二秒時後再

び伏臥位となす此法は一分時間十五回行ひ之を横臥となすに左右交番に換ゆるを良しとす
 シルヅエスラル氏法、假死者の頸部に枕を入れ胸部を高起して仰臥せしめ介者をして舌を牽出
 せしむ、術者は患者の頭邊に立ち其兩手の肘をとり上肢を強掣して頭上に送り二秒時の後ち再
 び腹に其手を下降し胸の側面を壓抵し上下すること一分時十五回とす
 溺者の人工呼吸法（ホルド氏法）先づ溺者の衣帯を脱して伏臥せしめ其衣服を巻纏して胃部
 と地上の間に挿入して胃部をして最も高く口唇は最低位を取らしむ爾後術者は兩手を以て弱者
 の胸背を壓すること毎三秒時に一回行ひ反覆兩三回に及ぶときは胃及氣管中に吞飲せる所の
 液は吐逆して口又は鼻より排出するに至る此に於て却て仰臥せしめ枕を脊下に挿入して胸の下
 部を高處に支へ肩部を低下し頭部を反張せしめ兩手は背部の下に入れ交又すべし又術者をして
 布片を舌に纏ひ其退縮を防ぐため固持せしめ術者は溺者に跨り兩手を溺者の肋軟骨内端の上に
 接して其拇指を胸骨劍尖の近部に其他の四指を肋間にあて胸部を壓抵し徐々に壓迫す之を行ふ
 こと一分時間七回乃至十回なるべし

第十六章 中毒

中毒は俄然發することあり或は漸時に來るものあり而して俄然發する者を急性中毒症と云ひ漸
 次に來るものを慢性中毒症と謂ふ蓋し急慢の差あるや固より毒物用量の多少に由ると雖も亦た
 毒質にも由らざる可らず而して急性中毒症に在つては毒物或は毒物を混じたる食物若くは飲料
 を攝取し其量多くして健康なる人に俄然劇烈なる病症（腹痛嘔吐下痢等の如し）を呈し慢性
 中毒症に於ては久時連綿少量の毒物を攝取し爲めに漸次病を發するものなり蓋し毒物の體內に
 攝取せらるゝや胃よりすることあり或は皮膚殊に其創傷部よりすることあり或は大氣と共に肺
 中に侵入することあり

今中毒症を發起せる毒質の何物たるを檢査せんには其飲食物の殘餘あれば直ちに之れを藥舖若
 くは化學家に送致して試験せしむべし又た殘餘物の存せざるときは患者の吐逆物に據て毒質を
 發見せざる可からず故に中毒者の吐逆物は清潔なる器に貯へ之れを醫家若くは化學家に送致し
 て以て檢査を請ふべし但し吐逆物の色に因て其毒質を知り得ることあり例之は燐中毒の如きは

吐逆物を暗處に持ち來れば光輝を放ち又た臭氣に由て毒物を知り得ることあり例之は青酸中毒の如きは吐逆物に苦扁桃の臭氣を帯ぶるが如し

救法、既に中毒症たるを確知し且つ毒物を飲食して尙ほ未だ久時を経ず加之自然に多量の吐逆を起さざるものに在つては殊更らに吐逆を起さしめ以て胃中に存する毒物を除去することを勉むべし蓋し硫酸、硝酸、鹽酸等の中毒症にあつては吐逆を喚起せざるを宜しとす而して吐逆を喚起せしめんと欲せば羽毛又は手指を以て咽喉を搔摩すべし又た毒物の何物たるを知るときは各々其毒質の異なるに従つて救法を異にすると雖も概して中毒後、久時を経ざるものにあつては最初に消毒物を用ひて毒質をして身體を害せざらしめ然る後吐逆を喚起せしむべし而して大凡消毒物に二種あり一は卵白(水を以て薄稀ならしめて用ゆ)「オモ」湯及び牛乳等にして鹽酸類(硫酸、硝酸、鹽酸の類)及び金屬(亞砒酸、鉛、銅、水銀の類)の中毒に效あり一は單寧(フシノ粉の類にして一刀尖の量を水に和して用ゆ)茶、珈琲等にして鹽基類(モルヒネ、ストロキニネの類)の中毒に用ひて偉效あり今毒物を其性質に因て大別すれば無機性毒物と有機性毒物の二となす、而して此種別に從つて左に各種の名稱を掲げ次で其主となる者に就

ひて其急性中毒症と之れが救法を陳述せんとす蓋し茲に急性中毒症のみを説ひて慢性中毒症に論及せざるは畢竟慢性中毒症は素人間に於て之れが救法を施すの場合蓋し尠なければなり

第十七章 酸類中毒

酸類中毒、硫酸、硝酸、鹽酸等の爲めに起る處の中毒症にして殊に硫酸の爲めに發すること多し是れ蓋し他の飲料と誤用し或は自殺の目的にて用ふること多し而して其發症は硫酸を嚥下するの後に忽ち口内に辛辣の味を覺へ咽喉より心窩の部では灼くが如き疼痛あり又劇しき咳嗽を發し且つ嚥下困難、煩渴引飲嘔吐等の症を起し次で吐逆物は暗黒色を呈す之れに繼で四肢厥冷し皮膚には冷汗を蒙り遂に窒息に陥る

救法、炭酸曹達又は石鹼を水に溶解して其多量と與へ或は卵殼を粉末となし之れを水に溶解して與ふるも亦た佳なり其他牛乳、卵白及び温湯等を多量に與ふべし

第十八章 砒石中毒

砒石中毒（礬石、亞砒酸、鉛霜毒）是れ數々觀る處の者にして多くは謀殺若くは自殺の目的に出るものなり或は砒石を制鼠藥又は制蠅藥に混じたるものを誤つて服用するより起ることあり或は砒石含有の染料を以て室壁を塗り（殊に白壁を塗るに用ゆ）若くは砒石含有の綠色紙氈を用ひて飾れる室内に居住するが爲めに不識不知中毒に罹ることあり又た西洋蠅燭は時として砒石を含有するものありて之れが爲めに中毒を來すことあり

急性中毒症に於ては口内に熱灼を覺えて煩渴に苦み次で嘔吐を起し猛烈なる腹痛を起し且つ黒色の糞便を下泄す之れ畢竟血液を混するが爲め黒色となるなり其他頭痛、眩暈、四肢厥冷及び痙攣等の諸症を起す者とす

救法、羽毛を以て咽喉を搔摩して吐逆を喚起し胃中に存する處の毒物を驅除し後ち牛乳若くは卵白等を多量に與へ且つ冷水又は氷片を與ふべし

第十九章 銅中毒

銅中毒、急性銅中毒は酸性の食物を銅製の鍋にて烹煮し或は銅器中に貯蓄したるものを食用す

るときに發し又た食物或は玩具の染料として用ひたる綠青の爲めに中毒することあり而して其症狀は毒物攝收の後ち一二時を経て口内に澁味を覺へ吐逆反覆して來り而して其吐逆物は綠色或は青色を帯ぶ其他心窩及び腹部に疼痛を覺え且つ屢々下痢を來すものなり

救法、吐逆は自から發するを常とすれども若し充分の吐逆を發せざるときは羽毛を以て咽喉を搔摩して吐逆を喚起せしめ然る後ち凡そ四個の鶏卵を取り其卵白のみを取つて與ふべし

第二十章 磷中毒

急性磷中毒は殊に赤磷を含有する引火奴若くは制鼠藥の誤用に由て起ることあり或は謀殺自殺の目的にて殊更らに該中毒を起すことあり而して磷を服用するの後ち數時にして胃部に疼痛を起し次で吐逆を來し而して其吐逆物は磷毒を帯び殊に暗處に在つては光輝を放つ之れ其確證たり又た時として下痢することあり

救法、羽毛を以て咽喉を搔摩して吐逆を喚起し然る後ち「オモ」湯、卵白等を與ふべし蓋し注意すべきは決して牛乳、「アルコール」其他油質を含有する者を與ふ可からざること是れなり之れ

磷を溶解して愈々毒性を遠うせしむるの恐れあればなり

第二十一章 青酸中毒

青酸中毒、是れ謀殺の目的に出るもの多し罕には杏仁桃仁等を食して發することあり而して急劇の中毒症にあつては卒然斃れて救ふべきの術なく稍や緩なる者は眩暈を起し呼吸不利にして搐搦、卒倒す且つ皮膚は厥冷して口内より血液を雜へたる泡沫を漏すものなり
救法、羽毛を用ひて吐逆を喚起し頭部に冷水を灌ぎ全身を温浴し若し卒倒するものは人工呼吸法を行ふべし

第二十二章 炭酸中毒

炭酸中毒は狹隘密閉の室に群居するか或は炭坑に入り或は木炭を焼く處の火爐に近くに由て發することあり而して初め窩苦悶、呼吸促進、頭痛、眩暈の症を起し遂に窒息して仆る
救法、先づ患者を他の室に移し新鮮なる空氣を流通せしめ人工呼吸法を行ひ或に身體に冷水を

そゞぎ後ち毛布を以て皮膚を摩擦すべし

第二十三章 石炭酸中毒

石炭酸中毒、間ま誤用に因て來ることあり少量なれば頭痛、眩暈、嘔吐を起し多量なれば口内腐蝕し吐を起し且つ昏倒す而して呼吸に石炭酸の臭氣を帶ぶるものなり
救法、已に吐逆せるものには多量の牛乳又は卵白を與ふべし

第二十四章 阿片及莫爾比涅中毒

阿片及莫爾比涅中毒、之れ自殺の目的又は誤用より來り而して服用後凡そ一二時にして頭重く眩暈を發し視聽俱に過敏となり次で四肢弛緩して呼吸困難となり且つ鼾聲を發して昏睡し之れを呼べども醒覺することなく遂に死に至るものなり

救法、羽毛を以て吐逆を喚起し頭部には冷水若くは氷水に醗したる布片を貼し又た患者自ら嘔下し得るときは濃厚なる煎茶汁又は珈琲湯の多量を與へ又た呼吸困難となり將さに窒息せんと

するものには人工呼吸法を行ふべし

第二十五章 斯篤里規尼涅中毒

斯篤里規尼涅中毒(番木鱉馬錢)之れ亦た誤用若くは自殺、謀殺の目的にて起るものにして服用後苦悶を覺へ次で全身強直し且つ呼吸不利して面色は鉛青色となり終に窒息して斃る蓋し死に至るまで精神の變せざるを常とす

救法、先づ吐逆を喚起せしめんが爲めに前法の如く羽毛にて咽喉を搔摩し然る後ち單寧「フシ粉の類」の濃厚溶液を與へ已に強直を發し窒息せんとするものには人工呼吸法を行ふべし

第二十六章 亞爾箇保兒中毒

亞爾箇保兒中毒、是れ酒類を過度に飲用するより來るものにして畢竟、酩酊の劇甚なるもの以外ならず而して其症候は初め全身溫暖顔面潮紅し頭痛、惡心、嘔吐等ありて言語の調節常を失ひ起立直立すること能はず遂に知覺を失ふに至る

救法、多量の微潤湯を與へ次に羽毛を以て咽喉を刺戟し吐逆を起さしめ已に昏睡せるものには身體に冷水を灌ぎ或は温湯中に浴せしめて頭部に冷水を灌ぐも亦佳なり

第二十七章 蔓陀羅華中毒

蔓陀羅華中毒、其子實を食するが爲めに起るものにして吐逆、下痢ありて且つ神思の變常を發起して一見恰も發狂人の如き狀を呈するものなり

救法、自然の吐逆充分ならず毒物尙ほ胃中に存するときは法の如く羽毛を用ひて吐逆を喚起し然る後ち單寧一刀尖を取り一盞の水に和して與へ且つ氷水若くは冷水に醗したる布片を以て頭部を被ふべし

第二十八章 烟草中毒

烟草中毒、初め頭痛、眩暈し次で頻りに睡眠を催し惡心嘔吐を發す尙ほ一層進むときは皮膚に冷汗を流し搐搦等を發するに至る

救法、嘔吐充分ならざれば之を喚起し後ち單寧の濃厚溶液を與へ己に窒息に陥らんとする者は人工呼吸法を行ふべし

第二十九章 酸化炭素、沼氣及燈用瓦斯中毒

之れ窖坑中に入るか或は街燈瓦斯管の破損して之より發昇する瓦斯の爲めに起ることあり或は沼池を浚ふとき池底より發生して之れに侵襲せられて中毒することあり而して該中毒の症狀たるや初め頭痛、眩暈、麻酔して知覺を失ひ且つ譫語、痙攣を起し顔面青色となり遂に窒息するに至る
救法、新鮮なる空氣中に移し身體に冷水を灌ぎ且つ毛布を以て皮膚を摩擦し或は人工呼吸法を行ふべし

第三十章 肉類中毒

是れ海老、蟹、河豚、松魚、鯨、鮫等を食し或は其陳腐に屬するものを食するか又は鶏、豚、

羊、牛等の陳腐なる肉を食するより起るものにして其狀恰も虎烈刺様の吐瀉を起し且つ腹痛甚しく加之嘔下困難にして嘔嘔し上眼瞼は下垂し精神錯亂し或は痙攣を起し加之全身に血斑を生ず時としては之れが爲めに死に至るものあり
救法、初め吐逆を喚起し後ち多量の砂糖水を與ふべし而して自然の吐逆甚しきものは氷片若くは冷水を與ふべし

第三十一章 蕈菌中毒

之れ有毒の菌類を誤食するより起るものにして食後數時にして惡心嘔吐腹痛下利を起し四肢厥冷し全身には冷汗を被むり遂に痙攣し昏醉して斃るゝに至る今左に菌類の有毒なるや否やを知る數種の徴候を掲げて讀者に便ならしめんとす
(一) 無害菌は乾燥して能く大氣の流通せる地に生ずれども有害菌は深林又は陰濕の地に生ず
(二) 無害菌は通常白色若くは褐色なれども有害菌は其色多くは綺麗なり(三) 無害菌は其肉質緻密にして雙手の拊指及示指を以て莖を縦裂するに帽子に至るまで一直線に裂れども有害菌

は其肉質柔軟にして水氣多く之を裂くに中途にて折るゝことあり(四)無害菌は之を切りて大氣に觸るゝも變色することなきも有害菌は褐色、綠色、若くは藍色となる(五)無害菌は實莖なれども有害菌の莖は草の如く中に空管あるもの多し(六)無害菌より浸出する液は多く水様の液なれども有害菌より浸出する液は乳汁様のもの多し(七)無害菌は其香氣爽快なれども有害菌は臭氣甚しくして不快なる者多し(八)無害菌は刀にて截るも刀に斑點を遺さずと雖も有害菌は黒色の斑點を刀に遺すことあり(九)無害菌は別に辛酸等の味なきも有害菌は其味、辛、漆、酸等を帶ぶ(十)無害菌は銀と俱に烹るも變色することなし有害菌は銀と俱に烹るときは其銀は黒色に變ず

救法、食用後已に時を経たるものと雖も羽毛を用ひて吐逆を喚起せしむべし之れ菌類は不消化の物なるが故に久しく胃中に存すればなり而して吐逆せる後は單寧又は醋を與ふべし

第三十二章 毒蛇咬傷

毒蛇の咬傷より起る處の症狀は惡心、眩暈、次で四肢厥冷、呼吸、嚙下俱に困難となり吐逆

を起し且つ咬傷部は腫起するを常とす

救法、最も咬傷部に接近したる適當の肢節を緊縛し(上肢なれば肘、下肢なれば膝の部を緊縛するが如し)以て毒血の内進を禦き咬傷部より毒を吸出すべし但し口内に創傷ある人は之れを吸引す可らず

衛生篇 附 録

病人の食餌調理法

一、クミス

牛乳五合を煮たる砂糖五茶匙を加へ之を冷却し而して後パン種五茶匙を加へ強固なる瓶に八分目迄入れ固く活栓し針金にて括附け十二時乃至二十四時間即ち牛乳の少し固まり初むる迄華氏七十度の温度に夫れより瓶を倒にすべし用時より氷室に貯置すべし

二、鶏卵白身と牛乳

鶏卵白身二箇と牛乳二合五勺に食鹽を少々加へ瓶に入れ固く活栓し五分間振蕩して與ふ

三、葛湯

葛粉四瓦を牛乳十五瓦にて溶き後之を沸騰せる牛乳一合三勺の中に混入し五分間火にて絶えず攪拌して塊とならぬ様又焼けぬ様注意し而して後白糖四瓦食鹽少量を加へ又香料を望めば橙

皮、肉桂等を入るゝを可とす

四、粉の湯

之を製するには餛飩粉十五瓦を牛乳にて解き二合五勺の沸騰せる牛乳の中に混入し三十分間煮食鹽二瓦を加へて濾過すべしこれ下痢患者に與ふる良好物なり

五、粥の上汁(稀粥)

白米六十瓦を能く洗ひ塵芥糠を除去し清水七合五勺を加へ一時間煮而して後濾過し之れに鶏卵、黄身一箇を能く攪拌し白糖十五瓦を加へ食鹽少量を入れ之を混じり沸騰せしめて與ふべし

六、牛乳と熱湯

牛乳と熱湯とを等分に混じり與ふるは甚だ衰弱せる患者には極めて善良なる飲料品にして最も營養となるものなり

七、湯煮卵

鳥卵を煮るは熱湯にて凡そ三分間煮るは普通なれども最良の法は熱湯を鉢に入れて其を其中に投じ蓋を堅くし其湯の度を保たしめ十三分間置くときは柔和にして堅くなることなく全部同均

に養ゆるものなり

八、スープ

新鮮なる牛肉の下腿の肉二斤を能く洗滌し之れに一升の清水に入瓦の食鹽を加へ之を煮浮遊せる物を除去し夫れより肉片の和かに隔まで大火にて煮後ち冷却して脂肪を去り貯藏して飲用するなり之を製するには五時間を要す(スープの製法は數種あれども他は略す)

九、卵白水

鶏卵一箇の卵白をとり飲料水二百瓦に入れ攪拌して相混和し之れに白糖四茶匙を加へ製す更に酒類を加味するも亦可なり(乳牛スープに堪へざる病者或は小兒の下痢病に最も妙なり)

一〇、卵麥酒

鶏卵一箇の内容を麥酒二百五十瓦白糖三十瓦に混和して火に上せ強く攪拌しつゝ幾んど沸騰するに至らば火より下し二三分間攪拌して製す

一一、セルテル水

枸橼酸(酒石酸)にても宜し一瓦、重炭酸曹達一、五清水二百瓦、白糖二十瓦、橙皮油一滴枸橼

酸と重炭酸曹達とを二百瓦の清水にて別々に溶解し白糖を加へ橙皮油一滴を加へ攪拌し兩液を混合し沸騰するを待つて與ふべし

一二、稀鹽酸リモナーデ

稀鹽酸 〇、六、單舍利別十瓦、清水百グラム

温泉の効能

各種の礦泉 温泉中で最も多數に存在するものは中性泉(單純泉)と鹽類(食鹽泉)との兩種である

一、中性泉の効能

主として保養である即ち疲勞又は興奮した神經を鎮靜するに在る故に腦神經衰弱、ヒステリー神經痛乃至其他の神經病、中風或は心臟病、病後の恢復等には中温以下の中性泉を應用する是れは此温泉が皮膚を刺戟することなく又逆上せしむる虞れなく病の爲めに發した諸種の腫脹充血、鬱血、痲痺、負傷の爲めに發した腫れ等の如きを吸收せしめたり乃至此等の毒物を排

泄させる爲めには中性泉でも温度の高いものでないと効能がない

二、輕食鹽泉及アルカリ性泉の効能

入浴と内服とを兼用せしむる時は總ての消化器病に最も有効のものである故に凡そ新陳代謝の不完全に起因せる營養障害糖尿病の如き疾病慢性レウマチスの如きものに之れを應用する其他右等の温泉は皮膚を滑かにして其垢を去る効のある點から多くの皮膚病にも有効である

三、硫黄泉の効能

硫黄鹽類も亦皮膚病に應用せられるが其僅少なりとも食鹽を含有するに於て始めて奏效顯著である土性泉も亦之れにアルカリを含有する者は同じく皮膚病に有効である硫黄硫黄泉鹽類乃至ヨード泉が微毒と礦物中毒とに卓効あるは古來人の識るところである然し有名なる花柳病家ナイセル氏は硫黄泉浴と水銀塗擦法とは克するもので水銀は彼の硫黄の化學的作用によつて無効になつて終ふ故に硫黄泉浴中は必ず水銀の注射療法を行はなければならぬと唱へて居る之れに反してウオルマー氏は食鹽泉は皮膚を柔にするから塗擦された水銀を容易に吸收させる併用がある故に鹽泉浴と水銀塗擦法とは之れを併用せしむるに利ありと論じて居る又高温の硫黄泉類

には吸收を促す効があるから慢慢レウマチス、痛風其他の腫れ或は各種の焮衝、乃至負傷に因るの腫れを退かせる効能がある

四、炭酸泉、炭酸鹽類泉の効能

餘り熱くなき温泉でも其皮膚を刺戟する作用が強いので外皮に充血を發さしめ依つて内部の血液を多量に外表に誘導する作用があるそれ故多くの心臟病に大効がある又此礦泉の入浴と内服とを兼用するときは其新陳代謝を促進する力があるところから萎黃病重病後の恢復瘡の爲めに發した羸瘦貧血等の爲めに發した衰弱にも極めて有効である又此等の温泉中に其衝動作用の甚しからざるものは神經症の諸病にも有効である就中脊髄癆には最も効能があると云ふ説である

五、炭酸泉の効能

炭酸泉中多量の遊離炭酸を含むものは之れを逃がさぬ様な仕掛で炭酸瓦斯浴を行はせるこれは特に生殖機能の衰弱したもの(陰萎)尿閉、月經不順等に最も効を奏し又神經痛や末梢神經の麻痺にも特效を奏すると云ふ

六、鐵類泉の効能

鐵類泉が貧血、營養障害、腺病、衰弱等に應用せられるは人の識るところであるがこれも入浴と内服とを兼用して始めて其効を奏すべきものである然しながら硫酸性、鐵類泉を除くの外婦人病に對しては直接に効能あるものではない

以上は各種溫泉の効能であるが尙ほ此外に浴法に應用されある他の浴法の効能を述ぶると

モ一ア浴、シランム浴、リマーン性又は電法

慢性の關節又は筋レウマチス、神經症の疾患 就中骨盤内の滲出物並に男女兩性、生殖器諸病に偉効を奏するものなる事は疑ひない

七、針葉浴の効能

本邦でも古來菖蒲、桃葉、橙皮、干菜等が浴場に用ゐられる例がある然るに此針葉浴は松葉杉葉を煮出して之れを浴治に應用するので神經衰弱、外傷後の神經病等に極めて効力がある

八、砂浴の効能

天日に熱せられて熱くなつた海岸の砂中に身を埋めて温める事を醫療に用ひたのは古來からの

事であるが今の砂浴と云ふのは人工を以て砂を熱し之れを槽中に入れて浴するものである時としては全身に五十三度局部浴に六十二度迄を用ふる事がある此浴法の便利なのは浴槽室を外倉空の下に引出して青空の下に空氣の流通良き所で長時間入浴することが出来るにある砂浴の時間には乃至其以上も續かせる事がある然し高熱の爲めに頭痛、眩暈を發するから頭部には必ず冷濕布を覆はねばならぬそれから呼吸器病のある人には砂浴は禁忌である砂浴は慢性の筋レウマチス、慢性關節炎、痛風坐骨神經痛及び骨盤内臓水腫病、肥胖病等の排水療法には極めて有効であると云ふしかし其浴法は最も注意を要す

九、熱氣浴及び蒸氣浴(天然又は人工)

常に浴治法に併用せらるゝものではあるが理科療法では之れを寒熱療法に屬せしめて居る故爰には省く

一〇、入浴の心得

湯治の効能を收むると否とは決して其泉質、溫泉の如何のみに據るものではない事は最も注意すべき點である即ち其湯治場の風土、氣候、生活の變化等凡そ保養上に必要な總ての條件が

備はつて後始めて其温泉の効を奏するものである他例を以て之れを示せば發汗劑は之を服用すれば汗の出る藥であるが若しも之を服用した後外出したり寒い風に當つて居たら決して發汗するものではない即ち發汗劑を用ひて發汗せしめんとせば先づ衾を重ねて臥し熱き飲食物でも用ひて静かにして居らねばならぬ湯治も亦然り例へ其泉質温泉が佳良のものであつても浴治法上の總ての設備が整はず又入浴の方法その適度を得なければ決して所期の効能があるものではない本邦の湯治場で私共の云ふ浴治法を行ひ得るだけの設備のあるところは私の寡聞な未だ之を聞かない之に就いては別に云ふべき事もあるが今は入浴に就き入浴の心得べきだけの條件を略して述べて置かう

- (イ) 入浴の方法及び時間の長短は泉質、泉温、浴治の目的に依つて各々異なるべきものである
- (ロ) 鎮神保養の目的で中性泉又は輕鹽泉に浴するには最初一兩日間は一日一回三十分以内、後は一日二回迄入浴しても宜しいが成るべく入浴の時間を短くするが宜しい冷泉に於ては通常在浴の時間を短くし中温泉に於ては逆上せざる限り一時間位まで在浴しても差支はない
- (ハ) 慢性皮膚病を療す爲に上記の温泉に浴するものは一日一回一時間以内入浴し且つ長期の

浴治を行はねばならぬ

- (ニ) 滲出物の吸収を促す目的であると中性泉の熱きもの又は固形分の多い鑛泉でも半時乃至一時間の長きに亘り在浴せしむる事がある
- (ホ) 熱泉又は體温を昇騰せしむる温泉或は固形分多き鑛泉は其刺戟が強く且つ疲勞を發する故に入浴は一回十五分乃至二十分間として隔日か三日目位に浴する事にせねばならぬ且つ入浴に就いての逆上を豫防せんが爲め浴後は勿論の事入浴中に於いても冷濕布を以て頭部を被ひ乃至冷水如露マツサージを行はねばならぬ又浴後に冷水如露浴を全身に行ふ必要がある右様の次第故容易く逆上する癖のある者腦神衰弱、脊髓癆ヒステリー等の患者に對しては上記の温泉は有害である
- (ヘ) 鹽類泉でも濃厚でない熱くないものは炭酸泉と同様に考へて差支ない又硫黄泉はアルカリを含有するものが皮膚病に適するので然らざるものは効能は少ないそれから硫黄鐵を含んだものは婦人病に適する然し硫黄泉、鐵鹽泉の類は多く逆上する虞れがあるから長湯をする事と一日數回入浴することとは謹まねばならぬ

(ト) 入浴の適せざる徴候、素人は「湯中り」と稱し湯治には必ず初めの間心身に故障の生ずるもので之れあるのは湯の奏効した徴候だと信じて居るやうであるがこれは全く誤解である若し其人と其病氣とに適した温泉に適法の浴治法を行へば決して湯あたりの害を蒙らず湯治の効を奏すべき筈である若し入浴後倦怠を感じ何所となく疼痛を覺え又は食欲減じ心悸、頭痛、眩暈、吐血を發し又は脈搏を増し血脈を減じ呼吸困難を發し尿利便通に異常を呈する等の事あらば是れ神經の刺戟を受けたる徴候である先づ入浴の回数を改廢して見てそれでも尙ほ右等の症狀の治らぬ時は必ず轉地せねばならぬ

(チ) 遊離の炭酸、硫化水素、亞硫酸瓦斯等の發生多き温泉に入るときは必ず先づ空氣の流通に注意し決して密閉した浴室で入浴してはならぬ然らざる時は窒息する事がある又時としては其儘死亡する人のあるのは私も實驗して居る是れ浴室の構造の不備なるに依るのみならず又不注意の致すところである

浴治に就ては右の如き危険のあるべからざるのみならず又決して患者に苦痛や疲勞を與へてはならぬのである彼の遊離鹽酸や硫酸等のある源泉に浴すると腋下、内股等に糜爛を發する事が

あるこれも亦避くべき事である然らざれば患者は之に依つて苦痛を感するばかりでなく其上皮の損傷した所より各種の病毒等の侵入する虞れがある然るに此糜爛を以て宿昔の病毒を排除するに必要であるなど考ふるは確かに一の誤解である右の如き効力ある源泉なら其浴し方次第で糜爛さして患者を苦しませぬでも十分有効ならしむる事が出来る

醫學上より見たる喰合せ

一、猪肉に生姜、蕎麥、炒豆、梅、牛肉、鹿肉、鼈、鶴、鶉、からし菜、鮑、雉子、甘草葱、猪肉は豚肉と略々似て居て脂肪分が強いから同じ脂肪の多い鶴、雉子の肉又は不消化の傾ある蕎麥や炒豆と同時に用ひて宜しくないは當然の事であるが他は用ひた無論差支がない殊に猪肉に葱は無くてならぬ代物である

二、牛肉に黍、蕪、生姜、栗、菠薐草

是れも先づ差支が無い牛肉の大和煮にはよく生姜が入つて居り牛鍋に菠薐草は絶好の添加物である

三、兔肉に生姜、陳皮、芥子、鶏肉、鹿肉、獾肉

生姜、陳皮、芥子は何れも刺戟物であるから寧ろ添へた方が宜しくまた奥羽地方に行けば兔、鶏、鹿肉等を供せらるゝことは少ない但し獾肉だけは性質不明である

四、鹿肉に生菜、鶏肉、雉子肉、蝦

これは論ずる迄もなく別に禁忌とはならぬ

五、鶏肉及鶏卵に芥子、蕪、糯米、李子、魚汁、鯉、兔肉、獾肉、鼈、雉子

これは恐らくこれ丈を一度に食へてはならぬと云ふのであるまいが尤も李子は假令一種でも不熟の時に食すればよく青酸中毒と云ふ一命に係る恐しき中毒病を發するもの故此場合には無論宜しくない然しこれは喰合せ以外である

六、雉子肉に麵類、蕪類、胡桃、鯉魚、鮫魚

これも禁忌にはならぬけれども蕪類は不消化が多いから脂肪の多い雉子肉と一緒に食はすと胃の弱い人の泣言であらう鯉魚の刺身に雉子を煮ながらチビリ／＼決して悪くない但し後自分の身丈蕎麥の害器を明けるなどは禁忌で御座るぞ

七、鴨肉に胡桃、木耳

鴨肉を胡桃であへたのはどうだか知らぬがさもなければ何んでもなし

八、鳶肉に李子、鼈

これは李子だけ遠慮めさるがよからう

九、家鴨に山の芋

家鴨の芋かけは良くないが煮て食ふならば少しも差支へなし

一〇、雀肉に蛤、李子、醬油

又しても李子が出たがこれ丈は何品とも禁忌にして欲しい蛤鍋と雀の焼肉に醬油を附けるなどは酒客の悦びさうな取合せである

一一、鯉魚に芥子、蕪、鹿肉、芹、雉子

何れも差支は御座らぬ

一二、魚酢に麥醬、蕪、綠豆

一三、鯉に猪肉、雉子、胡椒、三ッ葉芹

- 一四、豚肉に生姜
 - 一五、银杏に鰻魚
 - 一六、鮓に砂糖、甘草、胡桃
 - 一七、飴に鯉
 - 一八、烟酒に蟹
 - 一九、鯰魚に牛肉
- 何れも差支がない中にも利根川で採れた蟹を鹽煮にして烟酒を一杯聞こしめすなどは最も結構である
- また鯰は地震の神様であるから四足なる牛と一緒に食べては勿體が無いと云ふ處から禁忌にしたのではあるまいか
- 二〇、蟹に柿、橘、棗
 - 二一、棗に葱
 - 二二、瓜に油餅

- 二三、西瓜に天ぶら
- 二四、河豚に壽司

これは何れも不消化物の取合で下痢を來す虞れがある殊に西瓜に天ぶらは禁物で若しやらうものなら悪くすると避病院の御厄介にならぬとも限りぬ河豚は元來甚しい毒のあるもの故假令單味でも用ひぬが宜しからう

- 二五、李子に蜜
- 二六、梅實に鰻

李子を蜜で煮て食ふなら元より差支がないが生の儘ではちと險毒であるそれから梅實に鰻は一種の有毒物を生ずるからこれだけは眞に食台の禁忌として用ひぬがよい

- 二七、枇杷に熱麪
- 二八、银杏に鰻魚
- 二九、黍に蜜
- 三〇、綠豆に榧子は人を殺す

- 三一、 葛菜に蕨
- 三二、 乾筍に砂糖
- 三三、 紫蘇に莖菜・鯉、ちよろぎに魚肉
- 三四、 魚膾に瓜、冷水・薊にこしやう
- 三五、 蜜に砂糖海老・鯖に李子
- 三六、 酒後に胡桃、からし熟柿
- 三七、 ところに泥鰌くささ葱
- 三八、 こんぶにほうの木・杏仁に葛の粉
- 三九、 防風に乾姜・路に蟹のあし
- 四〇、 せんふりに馬鈴薯
- 四一、 甜瓜に油揚・田螺に蕎麥・赤貝に土筆
- 四二、 蝸に夕顔、梅
- 四三、 鱧に蒟蒻

此等は立派に喰合せ上の禁忌であるがまた中には性質の不明のものもあるから兎に角君子は危きに近寄らざると云ふ古語の如く是れは禁忌として置いた方がよからう

- 酒後に茶を飲むべからず、腎を破る
- 酒後に芥子や辛きを食へば筋肉を緩くす
- 茶と椎子とを同時に食へば身重し
- 蕨粉を饅として緑豆を餡にして食へば人を殺す
- 鱸魚を綿子の火にて焼き食すれば死す
- 胡椒を砂菰米と同食すれば人を殺す
- 松茸を米を貯ふる器中に入れ置けるを食ふべからず
- 南瓜を魚膾に合せ食ふべからず
- 女がかねつけて蒞穢草食ふべからず
- ちさをからかね鍋にて煮るべからず

簡易水の試験法

水は吾人の生活上一日も缺くべからざる極めて肝要の者にして人身體は六十プロセントの水より成ると生理學者の唱ふる所なり茲に於て其試験法の概略を知るも亦益する所なきに非ず左に其試験法を記さん

- 一、水は無色無臭無味にして透明なるものとす(反應中性)
其臭氣を検するには少しく熱して嗅ぐべし此臭氣は有機物の腐敗物より生ずる者なれば此れを試験するには其驗水に醋酸鉛或は硝酸銀液を注加すべし然るときは忽ち黒色なる沈澱を生ず是れ硫化水素の存在する故なり
- 二、水の有機物を検するには驗水に過滿侖酸加里溶液を加へ之を振盪すべし若し有機物の存在するときは紫色の液は褪色すべし
- 三、飲料水の安母尼亞及亞硝酸鹽類を検定するにはネスレル氏の試薬を以てすべしアンモニア存するときは赤褐色の沈澱を生ず然れども少量なるときは淺黄色を呈す亞硝酸鹽類を検するに

は沃度化亞鉛澱粉の混液を加ふべし若し亞硝酸存在するときは沃度化亞鉛を分解し忽ち碧藍色の沃度澱粉を化成す

四、格魯兒を検するには硝酸銀溶液を十立方センチメートルの水を試験管に盛り格魯兒を含ませざる硝酸二滴を加へ二十倍の硝酸銀水五滴を加ふ若し格魯兒存在するときは白色の漏濁或は沈濁格或は即ち魯兒銀を化生す

簡易牛乳試験法

牛乳は人乳の代品又は滋養品として缺くべからざるものなり殊に病床にある患者若くは衰弱せしものには極めて緊要にして營養品中第一位を占むるものなり之れに附帶して乳舖は間々粗悪にして異物を混入せるものを販賣することあり故に其試験の概略を記述せむとす

牛乳は帶黄白色不透明の液體にして甘味を帯び其反應は亞爾加里性若くは中性ならざるべからず且比量は一、〇二四乃至一、〇三五なるを要す腐敗せるものありては酸性となり青色試験紙を赤色に變ず牛乳に澱粉即ち小麥粉又は米汁を混入して販賣することあり然るときは沃度丁

五〇、〇瓦を牛乳或はブイヨンに和して用ふ一日一回より數回

七一、ソマトーゼ 本品は一日三回乃至四回一食匙宛ソップ、牛乳、咖啡等に加へて用ひ或は單に本品のみにて用ふ、人事不省の患者には十乃至二十五%の液となし其二十五立方仙迷を皮下に注射すべし凡て貧血、胃病、熱性病の患者及恢復期の患者に用ひて効あり

八、リービヒ氏肉越幾斯 生肉液或はブイヨン等に加へ若くは本品のみを用ふ

九、ペプトーン (イ)コッホ氏肉越幾斯一茶匙を二五〇、〇のブイヨンに加ふ(ロ)ケンメリチヒ氏肉越幾斯一茶匙を二五〇、〇のブイヨンに加ふ(ハ)リネーグト氏流動肉越幾斯一茶匙を一碗の湯、牛乳等に加ふ(ニ)アントワイル氏アンブモーゼン、ペプトーン一茶匙の本品を一碗の湯、牛乳等に溶解し食前に用ふ

凡てペプトーンは下痢を惹起することあり又た皮下注射に供するときは有毒なるが故に皮下注射用となすことを禁す

一〇、ラーデマン氏マウエナリア(燕麥粉)ソップ、牛乳、水に和して用ふ味美なり

一一、アロイロナート 一分のアロイロナート粉を三分の牛乳、水にて煮沸して用ふ専ら糖尿

病患者に用ふ

一二、リバニン 一日數回一茶匙乃至一食匙

一三、卵黃 卵黃九乃至十二個牛乳五合に砂糖二〇〇、〇を加へ三回に用ふ又卵黃二個コンニヤック酒四食匙水八食匙若くは四食匙の葡萄酒四食匙の水とに適宜の砂糖を加へて用ふ

乙 小兒の人工營養法

一、牛乳 十分に煮沸して適度に稀釋して用ふ又諸種の品を加へて用ふ但し煮沸するにソクスレー若くはゾルトマン氏器を用ふれば最も佳なり

〇 第一月牛乳一分稀釋液三分 〇 第二月一分と二分 〇 第三月及ひ第四月等分 〇 第五月及ひ第六月二分と一分 〇 第七月及ひ第八月三分と一分 〇 第九月より以上は純牛乳

牛乳に加ふべき諸品左の如し

(イ)水 十分に煮沸したるものを牛乳の稀釋に用ふ

(ロ)砂糖 乳糖を可とするも蔗糖を用ふべし

(ハ)麥芽越 一〇〇、〇乃至一五〇、〇立方仙速の牛乳に一茶匙、味を美にし便秘に効あり

一	二	三
年	年	年
二五乃至三五		
二六	二八	五
十	十	五
年	年	年
二〇	二四	二六

●年齢、用量比例表

一年以下	十五分乃至十二分一	七年乃至十四年	二分一
一年乃至二年	八分一	十四年乃至二十年	三分二
二年乃至三年	六分一	六十五年乃至七十年	三分二
三年乃至四年	四分一	七十年乃至八十年	二分一
四年乃至七年	三分一		

●病床上必要温度表

一、虚脱温

- 甲 三十三度五分以下を必死虚脱の温度とす
- 乙 三十三度より三十五度の間の虚脱温は、尙ほ生命を保持し得る者なり
- 丙 三十五度乃至三十六度は、危険ならざる普通の虚脱温なり

二、常温

- 甲 三十六度乃至三十六度五分は、稍々尋常より降る温度なり
- 乙 三十六度七分乃至三十七度四分は、安全の健体温度なり
- 丙 三十七度五分乃至三十八度は、稍々熱性に近き温度なり

三、熱性温

- 甲 三十八度乃至三十八度四分は、軽症の熱性病温度なり
- 乙 三十八度五分乃至三十九度にして、夕刻三十九度五分に至るは、中等熱度なるを示す
- 丙 三十九度五分乃至四十度五分は、重症熱性病の温度なり
- 丁 四十度六分以上は、最重症熱病の温度なりとす

容量名稱比較表

茶匙	半匙	食匙	刀尖
一	半	四	半
四、〇	二、〇	一五、〇	二、〇
半匙	酒	茶	小刀
二	凡	凡	十
三	三	三	五
七、七	〇、〇	〇、〇	一、〇

藥品秤量比較表

磅	一二号	八号	三刀	二〇刀	〇、〇六瓦
号	九六号	二四刀	六〇刀	一、二五瓦	
	二八八刀	四八〇刀	三、七五瓦		
	五七六刀	三〇瓦			
	三六〇瓦				

瓦蘭謨、瓦、尺、寸、比較表

ミ	〇、〇〇一	千分一瓦	六十分一瓦	〇、〇〇〇二六六勿强
セ	〇、〇〇一	百分一瓦	六分一瓦	〇、〇〇〇二六六勿强
デ	〇、〇一	十分一瓦	六分半瓦	〇、〇〇二六六勿强
瓦	一、〇〇	一瓦	一瓦	〇、〇二六六勿强
カ	一〇〇、〇〇	十瓦	二瓦半	二、六六六勿强
ヘ	一〇〇〇、〇〇	百瓦	三瓦半	二、六六六勿强
キ	一〇〇〇〇、〇〇	千瓦	凡三十三瓦	二、六六六勿强
ミ		十萬瓦		二、六六六勿强
ク		十萬瓦		廿六貫六百一十一勿强

各國度量比較表

英	日本	三尺、〇一一	日本	三尺、三四一强
同	同	十六丁五十六間	同	一尺、二四三强
佛	同	一尺、八八餘	同	五丁十七間四尺、九五六
同	同	尺、〇〇三二九餘	同	二合、六〇六
同	同	尺、〇三二九餘	同	三合、一二八一强
同	同	尺、三二九餘	同	二升五合、〇二五
同	同	三尺、二九二九餘	同	五合、五〇六九强
同	同	一尺、〇三	同	七合、七七七强
同	同	尺、八五八强	同	一合、九四五强
同	同	尺、〇七一强	同	六升七合、七五八四
同	同	尺、一四六三强	同	

營養食餌の標準表

人は人種により職業によりて食餌を取る差異あるべきは勿論なれども其一斑を示せば如左

人種	検査者	蛋	白脂	肪	含水炭素
歐洲人	フォイト氏	一一八、〇	五六、〇	五〇〇、〇	

同同鶏雁家同鶏兔豚羊鹿同同同牛犢	食
卵 鴨 肉肉肉肉肉 肉牛	品
硬軟生燒同燒煮燒同同燒烹燒煮生燒	調理
くに 烹烹 沸 沸	法
三三二四四三二三四三一三三三三三	消化時間
時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時	
三 十三 十四 十五 十五 十五 十五 十五 十五 十五	
十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分	

動物性食物の消化時間(但し健康者による)

牛乳稀釋及び飲量表

強劇勞働者	中等勞働者	日本勞働者
森氏	森氏	エーキマン、田原、須田、三氏
一二一、〇〇〇	九八、〇〇〇	九六、〇〇〇
八三、〇〇〇	四八、〇〇〇	二〇、〇〇〇
三七三、〇〇〇	四一七、〇〇〇	四五〇、〇〇〇

コンデンスミルク稀釋表

五乃至六月以上	二乃至四月	一乃至二月	一乃至二週	嬰兒の娩後日數	稀釋の量	牛乳の量	嬰兒の娩後日數	一日の回数	一回の量
稀釋せず	三分の一	二分の一	三分の二	四 三 二 一	純牛乳	三分の一	七 七 七 十	回 回 回 回	十 八 六 四 食 食 食 食 匙 匙 匙 匙

食物消化の時間一覽表

三 二 最	初	ケ ケ ケ	月 月 月	乳 乳 乳	一分 一分 一分	水 水 水	八分 九分 十分	爾 五 四	後 ケ ケ	は 月 月	乳 乳 乳	一分 一分 一分	水 水 水	五分 六分 七分
-------	---	-------	-------	-------	----------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	----------

種 類	水	蛋 白	脂 肪	澱 粉	糖 及 トリス	纖 維	灰
硬米	一一、二一	五、八七	一、五二	七三、四四	二、一二	三、四三	一、三一
陸米	一一、二七	九、八〇	二、二四	六七、三〇	未詳	一、四〇	一、一二
糯米	一一、三九	五、二六	一、八三	七一、八八	三、三三	三、四二	一、五七
小麥	一三、四四	一〇、二五	一、三八	七三、一一	四、五五	一、八二	一、八七
大麥	一四、〇四	一〇、〇八	二、三一	六四、〇〇	一	六、六五	二、四六
燕麥	一三、九四	一一、二〇	一、二三	七〇、〇一	七、五	一、五〇	二、〇一
蕎麥	一三、三〇	一一、〇〇	六、〇〇	五四、〇〇	〇	一、〇〇	三、〇〇
黍	一三、〇〇	一五、二〇	三、四〇	六三、〇〇	〇	二、〇〇	二、〇〇
玉蜀黍	一三、三五	九、五四	三、五七	六五、〇七	〇	四、五三	三、〇〇
粟	一四、五〇	九、〇〇	五、〇〇	六四、五七	〇	五、〇〇	二、〇〇
稗	一三、〇五	一三、〇〇	三、〇〇	五七、四四	〇	〇、四一	三、〇〇
稗	一三、二三	九、一四	〇、九八	七二、八八	〇	三、〇一	〇、八三

乙、穀類の分析表

歐 洲	日 本	歐 洲
海田	牡	蠣
蝦	蝶	蠣
七六、六一九	八〇、三〇九	八〇、三〇九
一九、一七〇	七九、六	八、一
一、一七〇	一、二〇〇	一、五二
一、八二三	四、七	二、七〇

同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐	同 日 歐																																																							
本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲	本 洲																																																							
章 魚	烏 賊	蒲 鉾	鰻 節	鰩 魚	鮎 魚	鯉 魚	鯉 魚	鱈 魚	鮭 魚	大 口 魚	蝶 目 魚	比 目 魚	鯛 魚	鱈 魚	青 花 魚	鱈 魚	鰻 魚	鴨 魚	鴨 魚	鴨 魚																																																							
一八、八三〇	二一、〇七八	七〇、三六一	六九、一七	七六、八二一	五九、五二二	一四、二六五	七二、七二八	六六、六七	七三、〇二	八二、七八	七四、三一	八二、八五	七七、八九八	七六、一六〇	七二、五〇三	七三、二三四	七〇、二五八	七〇、八二	二二、九五	三二、三九八	二〇、六〇二	二一、一〇一	二一、四九七	一七、六四六	一五、二四	一八、二〇	一五、六七	一六、八〇	一八、一八	二五、〇五五	七五、六〇二	一七、五七三	一八、五五四	一三、八九	二七、一二九	六九、五三二	七三、一四〇	一、二八〇	三三、二〇	〇、〇七五	一五、九二	二、七三二	一、六〇四	五、二一三	一、二一四	一三、六一	七、九四	〇、二四	六、二八	〇、六二	三、〇七二	〇、七三一	四、八七九	四、八〇一	六、七一六	三、一一	一、〇九	一、六三七	一、四六七	一、五二七	一、六一二	一、三八一	一、九二	一、一二	一、二五	〇、九九	〇、六六	一、〇〇三	五、〇二〇	一、三〇一	一、八九三	一、〇二	二、四三〇	六、一七〇	六、七五〇

佛薯九青甘	種								
掌面	類								
薯蕷芋芋藷									
	蛋白質	二、八五	二、七五	二、七八	一、四〇	一、三五			
	脂	〇、一一	〇、一二	〇、二九	〇、〇八	〇、一九			
	肪	一四、七一	一七、九七	二五、六九	一一、七〇	六、六三			
	無窒物								
	木材素	〇、七五	一、七九	一、一五	〇、三六	二、四八			
	灰	一、二六	一、一七	一、二八	〇、九九	〇、九三			
	水	八〇、三二	七六、二〇	六八、八一	八五、二〇	六六、二八			

戊、根塊類の分析表

蜜葡杏梨林	種								
柑萄	類								
	水	八九、〇一	七八、一七	八一、二二	八三、〇三	八四、七九			
	含窒物	〇、七三	〇、五九	〇、四九	〇、三六	〇、三六			
	遊離酸	二、四四	〇、七九	一、一六	〇、二〇	〇、八二			
	糖	四、五九	二四、三六	四、六九	八、二六	七、二二			
	分	〇、九五	一、九六	六、三五	三、五四	五、八一			
	其他窒物								
	木材素	一、七九	三、六〇	五、二七	四、三〇	一、五一			
	灰	〇、四九	〇、五三	〇、八二	〇、三一	〇、四九			
甘扁桃		二七、〇二							
椎子		三三、三七							
同キザシ		〇、六一							
	蛋白質								
	脂								
	肪								
	無窒物								
	木材素								
	灰								
	水								

柿	種								
乾柿	類								
胡桃		二八、四七							
	蛋白質	一、五〇							
	脂	〇、一二							
	肪	六五、二二							
	無窒物	一二、五六							
	木材素	二、七六							
	灰	〇、四三							
	水	八三、六五							

丁、果實類分析表

油湯醬赤豆	種								
揚葉油噌腐	類								
	水	五七、四〇	二二、八五	六四、〇二	五〇、四〇	八五、一五			
	含窒物	二一、九六	五二、六〇	四、一	一〇、〇〇	八、九四			
	脂								
	肪								
	無窒物								
	木材素								
	灰								
	水								

丙、大豆製造食物の分析表

豌豆	種								
小豆	類								
大豆		一四、三〇	二二、四〇	一三、八七	一八、四一	三六、五九			
	蛋白質								
	脂								
	肪								
	無窒物								
	木材素								
	灰								
	水								

豆腐
大豆、豌豆、黑豆、大豆類

第三例

蛋白質	一〇一、〇	脂肪	一九、二	含水炭素	四四六、六
雞 味	(1) 菠菜草、芹、三ツ葉、鶯菜、小松菜の類	米			
野 菜	(2) 土當歸、胡蘿蔔、蕪菁、蓮根、筍の類				
魚	(3) 百合、慈姑、長芋の類				
同 類	(1) 鯛、鰯、鮪、馬鮫魚の類				
白 米	(2) 菱魚、鱸、ムツ、鯖、鮪、鰯の類				
合計					四三三二一五二 五〇〇〇〇 合 勿 勿 勿 勿 勿 勿 箇

右合計營養原質左の如し

第二例

蛋白質	九五、七瓦	脂肪	二八、〇瓦	含水炭素	四五四、三瓦
-----	-------	----	-------	------	--------

一 二
五 五
勿 勿

右合計營養原質左の如し

牛 味	(1) 葱、胡蘿蔔、蓮根、土當歸、根蘿、筍	米 肉			
野 菜	(2) 甘薯、里芋、慈姑、長芋、佛手薯の類				
牛 乳	(3) 胡瓜、白瓜の類				
合計	又鶏肉、羊肉、豚肉の類				四六一二二五一 〇五〇〇 合 勿 勿 勿 勿 勿 合

日本食獻立表 (田原博士に依る) 第一例

蓮 根	一、七〇	〇、〇八	一〇、八六	〇、八四	一、一三	八五、三九
アメリカ芋	二、二一	〇、〇九	一七、八四	〇、二五	〇、五七	七九、六一
土 當 歸	一、〇六	〇、一〇	二、四七	七、〇〇	〇、七五	五九、一〇
蕪 菁	一、六二	〇、〇七	二、八二	〇、七一	〇、七八	九四、〇〇
慈 姑	四、二七	〇、二〇	二四、三六	〇、四五	〇、四四	六九、二八
胡 蘿 蔔	〇、七三	〇、〇一	三、七〇	〇、五一	一、四九	九四、五五
胡 蘿 蔔	一、二五	〇、三五	七、四一	一、一〇	〇、七七	八九、一二
合計						

豆腐皮、又燒麸	三
比目魚、鰻魚、鯉、アイナメ、鯉、イサキ、鱒、鮒、鰻虎魚の類	二五
胡麻油、豚脂、牛脂、牛酪、阿烈布油の類	一五
鶏肉、牛肉、豚肉の類	三
味噌(但骨物)	一〇
白米	四
右合計營養原質左の如し	合
蛋白	一〇一、五
脂肪	一九、四
含水炭素	四三四、七

傳染病豫防規則

法律第三十六號

傳染病豫防法

第一條 此法律に於て傳染病と稱するは虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡、發疹窒扶斯、猩紅熱、實布埤利亞(格魯布を含む)及「ペスト」を謂ふ

前項に掲ぐる八病の外此法律に依り豫防方法の施行を必要とする傳染病あるときは主務大臣之を指定す

第二條 傳染病流行し若は流行の虞あるときは地方長官は其傳染病の疑似症に對し此法律の全部若は一部を適用することを得

第三條 醫師傳染病患者を診断し若は其の死體を検按したるときは其の家人に消毒方法を指示し且直に患者若は死體所在地の警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出づべし其の轉歸の場合亦同し

第四條 傳染病又は其の疑ある患者若は其の死者ありたる家に於ては速かに醫師の診断若は検按を受け又は直に其の所在地の警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出づべし

前項の届出をなすべき義務者は一般民家に在りては戸主若は之に代るべき者社寺公私立の學校病院製造所又は船舶會社各種事務所貸席興行場其他集會の場合に在りては其の首長、管理人又は代理者とす

第五條 傳染病患者ありたる家に於ては醫師又は當該吏員の指示に従ひ清潔方法及消毒方法を行ふべし

當該吏員は傳染病豫防上必要と認むるときは其近隣の家又は患者と交通をなしたる家にも清潔方法及消毒方法を施行せしむべし

第六條 清潔方法及消毒方法は命令を以て之を定む

第七條 傳染病豫防上必要と認むるときは當該吏員は傳染病患者を染病院又は隔離病舎に入らしむべし

健康者の隔離を必要と認むるときは隔離所に入らしむことを得

第八條 當該吏員に於て必要と認むるときは一定の日時間傳染病患者ありたる家及其の近隣の家の交通遮断することを得

第九條 傳染病患者及其の死體は當該吏員の認可を得るに非ざれば他に移すことを得ず

第十條 傳染病毒に汚染し若は汚染の疑ある物件は當該吏員の認可を受くるに非ざれば使用授與移轉遺棄又は洗滌することを得ず

第十一條 傳染病患者の死體は醫師の檢按に依り當該吏員の認可を経て二十四時間内に埋葬することを得

第十二條 傳染病患者の死體は火葬すべし但し所轄警察官署の許可を経たるときは此限りにあらず

傳染病患者の死體は土葬したるときは三ヶ年を経過するに非ざれば他に改葬することを得す但し公共の工事の爲め必要ある場合に於て所轄警察官署の許可を経たるときは此の限りにあらず

第十三條 死體を既に埋葬し若は火葬せんとする場合に於て傳染病患者たりし疑あるときは當該吏員は死體及家屋其他に對し更に相當の處分を爲さしむることを得

第十四條 傳染病豫防上必要と認むるときは當該吏員は其事由を戸主首長又は管理人に告知し家宅、船舶其他の場所に立入ることを得但し當該吏員たるの證票を示すべし

第十五條 傳染病流行し若は流行の虞あるときは市町村は地方長官の指示に従ひ市制第六十一條町村制第六十五條に依り傳染病豫防委員を置き検査豫防の事に従はしむべし但し市町村

會の議決に依るの限りに非ず

豫防委員には醫師を加ふべし其醫師より出づるものは市町村長に選任す

第十六條 市町村は地方長官の指揮に従ひ市町村内の清潔方法及消毒方法を施行し醫師其他豫防上必要なる人員を雇入れ及器具藥品其の他の物件を設備すべし

第十七條 市町村は地方長官の指示に従ひ傳染病院隔離病舎隔離所又は消毒所を設置すべし傳染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所の設備及管理の方法は地方長官之を定む

第十八條 傳染病流行し若は流行の虞あるときは地方長官は検査委員を置き検査豫防に關する事務を擔任せしめ及特に船舶汽車の検査を行はしむるを得

船舶汽車の検査を行ふ場合に於ては其の船舶若は其の船舶汽車の乗客乗組人にして病毒感染の疑あるものを必要の日時間停留し及無償にて當該吏員又は醫師を船舶汽車中に乗込ましむるを得

船舶汽車の検査に於て發見したる患者は其の地市町村立の傳染病院又は隔離病舎に收容治療せしむるを得市町村は相當の理由なくして之を拒むを得ず但し之が爲め特に要したる費用

用は地方長官に請求するを得

前各項の外検査委員の設置及船舶汽車の検査に關する規定は命令を以て之を定む

第十九條 地方長官は傳染病豫防上必要と認むるときは左の事項の全部又は一部施行するを得

一、傳染病患者の有無を検診せしむる

二、市街村落の全部又は一部の交通を遮断する

三、祭禮、供養、興業、集會等の爲め人民の群集することを制限し若は禁止する

四、古着、襤褸、古綿、其他病毒傳播の虞ある物件の出入を制限し若は隔止し又は其物件を廢棄する

五、傳染病毒傳播の媒介となるべき飲食物の販賣授受を禁止し又は之を廢棄する

六、船舶に醫師の雇入を命じ又は汽車船舶若は多數人民の集會する場所に豫防上必要の設備を爲さしむる

七、清潔方法消毒の施行を命じ及井戸、上水、下水、溝渠、芥溜厠圍の新設改造變更若は廢

止を命じ又は其使用を停止すると

八、一定の場所の漁撈遊泳又は其の水の使用を必要なる日時間制限し若は停止すると

第二十條 諸官廳 集治監及官立の學校病院製造所等に傳染病發生し若は發生の虞あるときは其首長は地方長官と協議し此法律に準し豫防方法を施行すべし

陸海軍所屬の部隊軍艦等に傳染病發生し若は發生の虞あるときは其の首長は此の法律に準し各其の所定の規則に依り又必要ある場合に於ては地方長官と協議し豫防方法を施行すべし

第二十一條 左の諸費は市町村の負擔とす

- 一、豫防委員に關する諸費
- 二、市町村に於て施行する清潔方法消毒及種痘に關する諸費
- 三、豫防救治の爲め雇入れたる醫師其の他の人員並に豫防上必要なる器具藥品其の他の物件に對する諸費
- 四、傳染病院隔離病舎隔離所及消毒所に關する諸費
- 五、傳染病救治に従事したる者に給すべき手當、治療料及其の遺族に給すべき救助料弔祭費

六、第八條に依れる交通遮斷に關する諸費及交通遮斷の爲め又は一時營業を失ひ目活し能はざる者の生活費

七、市町村内に於て發見せる傳染病貧民患者並に死者に關する諸費

其他市町村に於て施行する豫防事務に關する諸費

第二十二條 左の諸費は府縣稅又は地方稅の負擔とす

- 一、檢疫委員に關する諸費
- 二、船舶又は汽車の檢疫に關する諸費
- 三、第十九條第二に依れる交通遮斷に關する諸費及交通遮斷の爲め自活し能はざる者の生活費

其他府縣に於て施行する豫防事務に關する諸費

第二十三條 地方長官は衛生組合を設け清潔方法消毒方法其他傳染病の豫防救治に關し規約を定めしめ之を履行せしむることを得

市町村は其市町村内の衛生組合に於て傳染病豫防救治の爲め支出する費用の全部又は一部を

補助するを得

第二十四條 第二十一條第二十三條第二項の支出に對しては命令の規定に從ひ府縣稅又は地方稅より市町村に補助することを得

第二十五條 國庫は第二十二條第二十四條の府縣稅又は地方稅の支出に對し其の六分の一を補助するものとす

第二十六條 此法律若は此の法律に基きて發する命令に依り清潔方法消毒方法を施行すべき義務者之を施行せず又は之を施行するも當該吏員に於て充分ならずと認むるとき及必要の時限内に施行し得ずと認むるときは當該吏員之を施行し其の費用は市町村をして支辨せしむべし此の場合に市町村は其の費用を義務者より追徴することを得

私人に於て前項の費用を指定の期限内に納付せざるときは國稅滯納處分に關する規定に依り之を徵收す

第二十七條 此法律若は此法律に基きて發する命令に依り市町村又は私人に於て施爲すべき事項を施爲せず若は之を施爲するも充分ならずと認むるとき又は必要の時限内に施爲し得ずと

認むるときは地方長官は府縣稅又は地方稅を以て之を施爲し其費用を市町村又は私人より追徴するを得私人に於て前項の費用を指定の期限内に納付せざるときは國稅滯納處分に關する規定に依り之を徵收す

第二十八條 第二十六條及第二十七條の費用追徴に關し不服ある私人は訴訟法により訴願することを得

第二十九條 此法律若は此法律に基きて發する命令に依り當該吏員の指示命令したる事項を指定の期間内に履行せざる者は五圓以下の罰金又は科料に處す

第三十條 醫師傳染病患者を診斷し若は其の死體を検案したる後十二時間以内に届出を爲さず又は虚偽の轉歸届を爲したるときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第三十一條 第四條第五條第五條第一項第九條第十條第十一條第十二條に違背したる者第五條第二項に依り清潔方法及消毒方法を施行せざる者交通遮斷を犯したる者又は醫師に請託して第三條の届出を爲さしめず若は其届出を妨げたる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

附録

第三十二條 此法律中の規程にして其の準用し得べきものを除く外北海道沖繩縣に關し必要なる事項は命令を以て之を定む此法律中市町村に關する規程にして其の準用し得べきものを除く外市制町村制を施行せざる地に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第三十三條 海外諸港及臺灣より來る船舶に對し施行する檢疫は別に定むる所に依る

第三十四條 此の法律は施行する爲に必要なる規程は命令を以て之を定む

第三十五條 此の法律は明治三十年五月一日より施行す

但し第二十四條及第二十五條は明治三十一年四月一日より施行す

第三十六條 明治十三年布告第三十四號傳染病豫防規則は此法律施行の日より廢止す

傳染病豫防法施行規則 (内務省令第十一號)

第一條 警視總監府縣知事は其管内に傳染病流行の兆ありと認むるとき及傳染病豫防法第一條に掲ぐる八病の外同法に依り豫防方法の施行を必要と認むる傳染病發生したるときは其の性状を記して速に内務大臣に申報すへし但し前段の場合に於ては隣接若くは船舶汽車交通の地

の警視廳府縣廳最寄兵營及最寄港灣に碇船の軍艦等に通報すべし

第二條 市町村區長(沖繩縣の區長以下之に倣ふ)戶長(戶長に準すべき者を含む以下之に倣ふ)

又は豫防委員に於て傳染病豫防法第三條届出を受けたるときは互に通報し且警察官吏に通報すべし但 町村長又は戶長に於て届出又は通報を受けたるときは郡役所島廳に報告し郡長市

長島司又は區長は府縣廳に報告すべし

市町村長區長戶長又は豫防委員に於て傳染病豫防法第四條の届出又は通報を受けたるときは

直に醫師をして診断せしめ傳染病なるときは前項の手續をなすへし

第三條 警察官吏又は檢疫委員傳染病豫防法第三條又は第四條の届出を受け又は傳染病あるこ

とを知りたるときは市町村長區長戶長又は豫防委員に通報すべし但 警察署長又は分署長よ

り府縣廳(東京府は警視廳)に報告すべし

前項の場合に於て必要と認むるときは醫師をして診断せしむることを得

第四條 市町村長區長戶長又は豫防委員第二條に依り傳染病の届出又は通報を受け又は傳染病

あることを知りたるときは直に其の家に臨み清潔方法消毒方法を施行せしむべし但 警察官

吏郡吏員島廳吏員又は検査委員は市町村長區長戸長又は豫防委員を指示して其の事務に従事すべし

第五條 市町村長區長戸長又は豫防委員は豫防上必要と認むるときは傳染病患者を傳染病院又は隔離病舎に入らしめ健康者を隔離所に入らしむべし但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又は検査委員は市町村長區長戸長又は豫防委員を指示して其の事務に従事すべし

第六條 警察官吏又は検査委員は傳染病豫防法第八條又は第十九條第二に依り左の日間交通を遮断することを得但第十九條第二に依り交通を遮断するは特に府縣知事(東京府は警視總監)の命ある場合に限る

虎列刺 赤痢

患者又は死體ある間 及 患者を入院若しくは入舎せしめ又は患者治癒若しくは死亡したる後消毒方法の施行を了りたる時より起算し滿五日間

發疹室扶斯

患者又は死體ある間 及 入院若しくは入舎せしめ又は患者治癒若しくは死亡したる後消毒方法の施行を了りたる時より起算し滿七日間

「ベスト」

患者又は死體ある間 及 患者を入院若しくは入舎せしめ又は患者治癒若しくは死亡したる後消毒方法の施行を了りたる時より起算し滿十日間 傳染病豫防法第十九條第二の場合に於ては尙十日以内繼續することを得

前項の場合に於て市町村長區長戸長又は豫防委員は警察官吏又は検査委員の指示を受けて交通遮断に關する事務に従事すべし

第七條 左の場合に於ては書面又は口頭を以て警察官吏市町村長區長戸長検査委員又は豫防委員の認可を受くべし但第一の場合に於ては認可を爲したる吏員より患者又は死體を移すべき地の吏員に通報すべし

一、傳染病豫防法第九條に依り傳染病患者及其の死體を他に移さんとするとき

二、傳染病豫防法第十條に依り傳染病消毒に汚染し若しくは汚染の疑ある物件を使用授與移轉遺棄又は洗滌せんとするとき

三、傳染病豫防法第十一條第二項に依り傳染病患者の死體を二十四時間内に埋葬せんとするときは

第八條 傳染病豫防法第九條第十條及第十一條第一項の場合に於ては市町村長區長戸長又は豫防委員は充分消毒方法を施行せしむべし但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又は検査委員は市町村長區長戸長又は豫防委員を指示して其事務に従事すべし

第九條 傳染病豫防法第十四條に依り家宅船舶其他の場所に立入るは成るべく日出後日没前に於てすべし其戸主首長管理人等に示すべき體票は左の如し

木札 表凡
厚紙 面寸

傳染病豫防吏員の證

裏
官廳公署 印

第十條 府縣知事(東京府は警視總監)は市町村の醫師をして傳染病豫防法第十九條第一の檢診を行はしむることを得

第十一條 府縣知事(東京府は警視總監)傳染病豫防法第十九條第七に依り清潔方法消毒方法をの施行を命じたるときは第四條の規程を準用す

第十二條 市町村立の傳染病院隔離病舎又は隔離所に於ては食費藥價を徴收することを得其金額は市に於ては府縣知事町村に在ては郡長の認可を受くべし

第十三條 市町村長區長戸長又は豫防委員傳染病豫防法第二十六條に依り清潔方法消毒方法を施行すべし但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又は検査委員は市町村長區長戸長又は豫防委員に指示して其事務に従事すべし

第十四條 府縣知事は衛生組合をして消毒器具藥品等を設備せしむることを得
前項の場合に於て市町村は必要なる人夫器具藥品等を供給し又は其費用を支出すべし

第十五條 傳染病豫防法第二條第十八條(第三項但書の場合を除く)及第十九條の地方長官の職務其他傳染病豫防法又は此規則の施行に關し警察に屬する事項は東京府に於ては警視總監之を行ふ

東京市京都市大阪市に於ては傳染病豫防法又は此規則の施行に關し市長に屬する職務は區長をして之を補助執行せしむることを得

第十六條 傳染病豫防法又は此の規則の規程にして其準用し得べきものを除く外沖繩縣に關し

必要なる事項は沖繩縣知事之を定む

第十七條 傳染病豫防法又は此の規則の施行に關し必要なる細目は警視總監府縣知事之を定む
島地に關し此規則の規程を適用し難き場合に於ては警視總監府縣知事は別段の規程を設くる
ことを得

傳染病豫防法第六條清潔方法消毒方法

第一章 清潔方法

第一條 清潔方法の要項左の如し

- 一、傳染病患者ありたる家に於ては殊に患者の居室其の他病汚染の疑ある場所に注意し消毒方法の施行を了りたる後掃除を行ひ其の塵芥は之を焼却すへし
 - 二、家屋掃除の際床下の塵芥其の他の不潔物は之を取除け焼却すへし
 - 三、傳染病患者ありたる家の井戸流臺所便所又は芥溜の掃除を要するときは消毒方法の施行を了りたる後之を行ふへし
- 但必要の場合には修理改造及井戸浚を爲すへし

四、傳染病豫防法第五條第二項の場合に於ては前各項を準用すへし

第二條 傳染病流行に際し溝渠を攪拌するは却て病毒蔓延の媒介を爲すの虞なしとせず必要の場合には消毒藥(生石灰末若くは石灰)を投じたる後浚すへし

第三條 傳染病の流行前又は流行後に於て清潔方法を行ひ家宅の掃除溝渠の浚潔を爲す場合に於て濫りに消毒藥を撒布すへからず

第四條 溝渠を浚へたる汚泥塵芥は直に一定の運搬器に入れ健康上有害ならざる様一定の場所に棄つへし汚泥を路傍に散逸せしめ又は之を堆積すへからず

第二章 消毒方法

第五條 消毒方法は左の四種とす

- 一 焼却
- 二 蒸汽消毒
- 三 煮沸消毒
- 四 藥物消毒

第六條 燒却に適するものは左の如し

一、傳染病患者若しくは死體に用ひたる被服、臥具、布片、便器其他の器具等にして甚しく病毒に汚染し消毒後再び用に供する目的なきもの

第七條 蒸気消毒に適するものは左の如し

一、衣服、臥具、布片等總て絹布、綿布、麻布、毛織物

二、硝子器、陶器、磁器其他の鐵製若しくは木製品類等にして汽熱に堪ふるもの

第八條 蒸気消毒を施行するときは左の各項に注意するを要す

一、革類、革製品、漆器、其の他の塗物類、護謨製品、護謨附品、糊附品、膠附品、毛皮、象牙、鼈甲、角類は物品を損するを以て蒸気消毒を避くへし

二、被服類に蒸気消毒を施すには豫め袖中又は衣囊中檢索し若し彈丸、火藥等爆發又は發火し易き物品あるときは之を取出すへし又消毒中他物に染色の虞あるものは蒸気消毒を避くへし

三、蒸気消毒は流通蒸気を用ひなるべく消毒器中の空氣を驅逐し一時間以上攝氏百度以上濕

熱に觸れしむへし

第九條 蒸沸消毒に適するものは蒸気消毒に適するものと同じ

蒸沸消毒は沸騰後一時間以上蒸沸すへし

第十條 藥物消毒に供する藥劑并に其の用法は左の如し

一、石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分、鹽酸一分に水九十四分

石炭酸水を製するには石炭酸五分に凡水一分を加へ攪拌又は振盪しつゝ徐々に定量の水を注ぎ後鹽酸一分を加ふへし温湯を用ふれば其の溶解殊に速かなりとす但使用の際は毎回振盪するを要す

石炭酸水は各種物件の消毒に適す但使用の際は左の諸件に注意すへし

一、吐瀉物其他排泄物には同容量を加へ能く攪拌すへし

二、器具室内等を消毒するには擦拭又は撒布すへし

三、手足等を消毒するには洗滌したる後更に淨水を以て洗滌すへし

四、衣類等消毒するには鹽酸を加へざるものを用ひ十二時間以上浸し其の後淨水を以て

更に洗滌すへし

二、昇汞水(千倍)昇汞一分、鹽酸十分

昇汞水を製するには昇汞を定量の水に溶解し後鹽酸を加ふべし

昇汞水は猛毒にして無色無臭なるが爲め危険を招き易きの虞あり故に貯藏使用の際充分に注意を加へ又其危険を防がため凡十萬分の一の「フロキシキ」を加へて着色一見識別し易からしむるを要す但金屬製器に貯藏すへからす

昇汞水は陶器硝子器又は木製器具の消毒に用ふべし飲食器、玩具、疊、敷物の消毒飲料水に滲逸すへき場所の消毒及金屬製品、糞便、吐瀉物の消毒に用ふへからす

三、生石灰少量の水を濯げば熱を殺して崩壊するもの

生石灰末へ粉末と爲したるもの

生石灰末は用に臨みて之を製し吐瀉物其他の排泄物、溝渠、芥溜、床下等の消毒に用ふへし吐瀉物其他の排泄物を消毒するには少くも其の容量五十分一を投じ能く攪拌すへし溝渠、芥溜に對する量は之に準し床下に在ては其の全面に撒布すへし

四、格魯兒石灰水(二十倍)格魯兒石灰五分

格魯兒石灰水の應用並用量は石灰乳に同じ但使用に臨みて製すへし

第十一條 消毒方法の應用は左の如し

第一 患者

傳染病者治癒したるときは全身入浴を行ひ衣服を更めしむへし場合に依りては溫濕布を

石灰乳(十倍)生石灰一分

石灰乳を製するには一分の生石灰に九分の水を徐々に加へ能く攪拌すへし其の用量は生

石灰末の五倍とす但し石灰乳は用に臨みて之を製し使用の際には毎回攪拌するを要す

普通石灰を生石灰末石灰乳に代用する場合には倍量を用ふへし

木灰は生石灰石灰等を得ること能はざる場合に於て虎列刺病患者の吐瀉物赤痢病患者腸室扶斯病患者の排泄物の消毒に代用することを得其の用量は吐瀉物排泄物の五分一とす灰汁として使用するには木灰一分に水四分を加へ之を煮沸して製すへし其用量は吐瀉物排泄物の同容量とす但石灰灰炭灰は木灰同一の効なしとす

第二 死體

以て拭淨し入浴に代ふるも妨げなし

傳染病の死體を棺に斂むるには其の被服に昇汞水若しくは石炭酸水を充分に撒布し又は昇汞水若しくは石炭酸水に浸漬したる布を以て包み又は石炭酸水若しくは木灰を以て填むへし

第三 看病人、病家の家人其の他病毒に觸接したる者

看病人、病家の家人其他消毒方法の施行又は患者、死體排泄物の運搬等の爲病毒に觸接したる者は時々若しくは其の都度手足及衣服を消毒し入浴すへし

第四 患者、死體等の運搬器

傳染病の患者、死體等を運搬したる駕籠、釣臺の類は使用後毎回昇汞水若しくは石炭酸水を以て擦拭すへし

第五 便所、芥溜、溝渠等

傳染病患者の吐瀉物排泄物の入りたる便所の糞池、肥料溜等には生石灰末、石灰乳若しくは格魯兒石灰水を灌ぎ能く攪拌すへし但便所は石炭酸水を以て消毒したる後直に使用

第六 衣服器具敷物等

糞便は一週間の後肥料に供せしむることを得病毒に汚染したる土地には石灰乳若しくは格魯兒石灰水を灌ぎ消毒すへし病毒の混入したる芥溜には石灰乳若しくは格魯兒石灰水を灌ぎ其塵芥は焼却すへし

病毒混入したる溝渠には生石灰末、石灰乳若しくは格魯兒石灰水を灌ぐへし

傳染病患者の着用せる衣類臥具并に其の病室に在る諸器具又は看病人又患者に接したる家人の衣服其の他病毒汚染の虞のあるものは各物件の種類に従ひ消毒方法を施行すへし

第八條第一に掲げたる物品の類は曹達石鹼(毛皮には避くへし)を以て洗ひ又は石炭酸水を以て拭淨し若しくは之を撒布すべし

第七 患者の居室

乾燥せしむへし

第五條に掲ぐる各消毒方法を施行すること能はざるものは日光に曝し若しくは大氣中にて

石炭酸水若くは昇汞水を以て室内各部を拭淨すへし消毒後は日光の射入空氣の流通を良くし乾燥せしむるを要す

第八 汽車

傳染病患者若くは死體ありたる汽車内の消毒は第七に準すへし傳染病患者の吐瀉物其他排泄物に對しては消毒薬を混じ適宜處置すへし
車室に附屬する便所は石炭酸水を以て消毒すへし

第九 船舶

傳染病患者若くは死體ありたる船室内の消毒は第七第八に準すへし其他の場所に對しては消毒薬の撒布擦拭等適宜處置すへし
船底水には其容量二百分の一の生石灰末を加へ二十四時間を経たる後汲出さしむへし
此清潔法は明治三十年五月一日より施行す

治療篇

第一編 消化器(胃腸)病

口内炎(口中のあれ)

原因 本病は、水銀劑、鉛劑、銅劑、磷等の中毒より起り或は糖尿病食物の不良等より起るものなり

齒齦の疾病なるを以て、其部分の、潮紅腫起を以て始まり、齒齦は、汚穢の帶白黃灰色となり脱剝面は潰瘍となる
療法 食物は極めて軟かなるものを選び能く口内を屢々洗滌すべし、牛乳、又は葡萄酒を飲用せしめ而して水銀中毒の患者には、汞劑を禁すべし、其他含嗽を用ひ、齒齦塗布劑を塗るべし

齒齦炎(はぐきのはれ)

原因 口内炎を起すべき諸因は又た能く本病を來すべし殊に汞毒、壞血病等最も多し
症狀 齦肉腫起疼痛あり或は潰爛して潰瘍をなし唾液分泌増多し口内臭氣を放つ
療法 口内を清潔に保ち刺戟を避け含嗽薬を與ふべし

消化不良又胃弱

原因 「ヒステリー」依ト昆埋里、貧血、萎黃病、神經病、肺病、急性腎炎、房事過度、手淫
 經久の授乳、酒及び煙草の過度間歇熱等より來たるものなり
症狀 素と是れ胃病の一症候なるを以て、實性と虚性と別あり然れども一般の徵候は倦怠、
 精神の憂悶、頭痛、食後胃部壓感、心悸亢進、吞酸暖氣、嘔噎、或は輕微の呼吸促進、脈搏
 頻數となり、胸内苦悶、便秘、或は下痢、飲食時の惡心、動作嫌厭等なり
療法 先づ原因療法を行ひ、其生活法を調整すべし、殊に貧血家に在ては然りとす、虛弱、或

急性胃加答兒(食傷)

ひは人工營養を取りし小兒は良乳母をして哺乳時間を節限して大約三時間に一回となし良乳
 母を得ること能はざるときは牛乳を代用するも可なり
 現症療法としては、輕易の緩下劑、制酸藥、消化藥、驅風藥、鹽酸、蕃木甙等を與ふるなり

原因 胃の急性加答兒症は原因甚だ多く且つ生來本病の素質を有する者多し例之胃弱家の如き
 是なり又本症は老人、小兒に多く殊に乳兒は容易に消化不良を致し其他衰弱貧血のもの(例
 之營養不給、重病後の回復期等)及び熱性病者(肺炎、室斯斯、急性發疹性傳染病、肺結核
 等)は本症に罹り易し但し時としては原因明かならずして本病を發し殊に一種流行性に許多
 の胃腸加答兒患者を主することあり而して本病の誘因中最大の關係を有するものは理學的、
 化學的の刺戟物、即ち直接に胃の粘膜を侵すものなり例之不攝生にして不消化物、腐敗物を
 多食し或は過熱、過冷の飲食物或は藥物、腐蝕性の毒物或は辛辣の香料、酒精、茶、咖啡、
 砂糖等の多食等に屬す、其他近傍炎症の蔓延、精神の感動、小兒の生齒期、月經の卒然閉

止或は胃部、足脚の寒胃等に因て發することあり
 症狀、胃加答兒には輕重種々あり急性症中、暴飲、過食に起因する者は所謂、食傷にして此の
 如き輕症は通例無熱に經過すれども亦小兒及び神經家には發熱することあり而して胃部に鈍
 痛を覺え之を按壓すれば更に甚しく或は胃部緊滿、壓痛及び胃痛を發し其の痛は往々背部、
 肩胛部に放散することあり加之胃部膨滿し脹氣を發し食思缺乏し食を見て忽ち嘔意を催し頻
 りに呑酸、嘈雜、惡心、嘔氣盛にして停滯物を吐出し、吐すれば一時大に輕快を覺ゆ若し嘔
 吐甚だしきときは遂に胆汁粘液を吐逆するに至ることあり又舌には黃白色の苔を被り口臭を
 放ち身肢倦怠、精神沈鬱、頭重、頭痛を發し或は寒熱往來の感あり四肢は冷却して頭部は却
 つて熱氣を帶ぶることあり患者は煩渴飲を引くも尿通は減少して瓦紅色の沈澱を生ず大便は
 通例秘結すれども亦加答兒症腸に傳搬するときは腹痛、下痢を發す又病十二指腸を侵すとき
 は黃疸症を併發することあり而して胃に加答兒症を發するときは亞爾加里性の粘液を分泌す
 ること夥しく酸性胃液の分泌は妨害せられ胃酸は中和して消化作用を減す故に蛋白質は他の
 食物と共に酸酵するのみならず澱粉質も亦分解するに至る重症に在ては頻々嘔吐し終には苦

味の胆汁を吐逆し頻々胃の機能を害し次で多くは本病、腸管に波及して痙痛下痢を起す又劇
 症に於ては體溫昇騰して弛張熱を發し舌苔厚く精神稍々痙鈍となる者あり又小兒に在ては通
 例腸加答兒を合併し腹痛下痢を兼ね大便酸性にして綠色を帯び或は稀薄黃色にして泡沫を雜
 ふることあり重症に於ては發熱し胃部は膨滿して知覺過敏となり之に觸れば號叫し或は頻り
 に足を動搖することあり、而して乳兒は煩渴して哺乳を促すも真に餓たるに非ざるを以て注
 意して授乳すべし蓋し小兒は速かに衰弱、羸瘦し四肢厥冷し顫門現れ眼窠陷沒し哺乳困難と
 なり漸く啼聲衰へて呻吟し大便失禁し終に嗜眠に陥り斃るゝことあり但し經過良き者は嘔吐
 漸く止み下痢減少して衰弱諸症去り二三日或は四五日にして回復す又大の食傷症にありて
 は七八日を要することあり殊に攝生を守らず治療を加へざる時は多くは慢性症に轉ず
 療法 豫防法として飲食物の攝生に注意し熱きもの辛きもの腐敗せるもの等の多食を禁じ或は
 酸酵せざるビール不潔の水不熟の果物等を避け嘔吐劇しきものは充分嘔かしたる後氷片又
 は冷しセルテル水を與へ食氣なきものは強て食物を與へず一二日間斷食せしめたる後ソツプ
 牛乳稀粥等を與へ漸々固形のものに復す可し